



2022年度
(2021年度統計)

自動車保険の概況



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2021年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2023年4月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。

参考純率および
基準料率の
算出・提供



損保料率機構



General Insurance Rating Organization of Japan

自賠責保険の
損害調査



データバンク

会員保険会社等から収集した大量のデータをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員保険会社等に提供するほか、消費者向けの刊行物の作成・提供を行っています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は36社（2023年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目的別一覧

自賠責保険の『収支』の状況を知りたい

動 向	自賠責保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P20～25
統 計	自賠責保険収支の推移	P86～87
	自賠責共済収支の推移	P134～135
仕 組 み	自賠責保険の保険料率	P11
	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ、検証と改定	P18～19
トピックス	2022年度 自賠責保険基準料率の検証結果	P26
トピックス	自賠責保険基準料率の改定	P27

自動車保険の『収支』の状況を知りたい

動 向	自動車保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P69～75
統 計	任意自動車保険 用途・車種別統計表	P102～105
仕 組 み	自動車保険の保険料率	P54
	自動車保険の参考純率の算出後の流れ、検証と改定	P67～68

『社会の動向』と損害保険の関係を知りたい

トピックス	高齢運転者の事故	P76～79
仕 組 み	運転者の年齢 一年齢条件—	P62
統 計	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表	P126～127
仕 組 み	自動車の安全性能 —衝突被害軽減ブレーキの装着の有無—	P59～60
仕 組 み	自動車の型式 —型式別料率クラス—	P58
トピックス	コネクテッドカー・自動運転車の普及状況	P82～83
トピックス	新型コロナウイルスによる影響	P80～81

自動車保険の『普及状況』を知りたい

統 計	任意自動車保険 用途・車種別普及率表	P114～115
	任意自動車保険 都道府県別普及率表	P116～117
	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率	P139

自賠責保険の『医療費』の推移を知りたい

動 向	医療機関における現況	P40～42
	柔道整復における現況	P43～44

目次

はしがき
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは …… 1

はじめに 損害保険とは …… 4

第Ⅰ部 くるまに関する 保険の制度概要

1	くるまに関する保険の仕組み	6
2	自賠責保険と自動車保険	
1	自賠責保険の概要	8
2	自動車保険の概要	9

第Ⅱ部 自賠責保険

1	自賠責保険とは	
1	自賠責保険の保険約款	10
2	自賠責保険の補償内容	10
2	自賠責保険の保険料率	
1	自賠責保険の保険料率の概要	11
2	自賠責保険の基準料率の算出	14
3	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ	18
4	自賠責保険の基準料率の検証と改定	19
3	自賠責保険料率の現況	
1	保険料（収入）の状況	20
2	保険金（支払い）の状況	22
	トピックス	
1	2022年度 自賠責保険基準料率の検証結果	26
2	自賠責保険基準料率の改定	27
4	自賠責保険の損害調査とは	
1	自賠責保険の損害調査の流れ	28
2	自賠責保険の損害調査の体制	29
	トピックス	
3	自賠責保険（共済）審査会における審査について	30
3	自賠責保険の支払基準	32
4	自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係	32
5	自賠責保険から支払われない場合	34
6	自賠責保険から支払いが減額される場合	35
5	自賠責保険の損害調査の現況	
1	請求事案の状況	36
2	保険金の支払状況	37
3	後遺障害認定の現況	38

6 自賠責保険の医療費について

1	医療費の現況	39
2	医療機関における現況	40
3	柔道整復における現況	43

7 政府保障事業とは

1	保障事業の概要	45
2	保障事業の受付状況	46

第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは

1	自動車保険の保険約款	48
2	自動車保険の補償内容	49
3	自動車保険標準約款	53

2 自動車保険の保険料率

1	自動車保険の保険料率の概要	54
2	自動車保険の参考純率の算出	65
3	自動車保険の参考純率の算出後の流れ	67
4	自動車保険の参考純率の検証と改定	68

3 自動車保険の現況

1	保険料（収入）の状況	69
2	保険金（支払い）の状況	73
	トピックス	
4	高齢運転者の事故	76
5	新型コロナウイルスによる影響	80
6	コネクテッドカー・自動運転車の普及状況	82

第Ⅳ部 くるまに関する 保険関連の統計

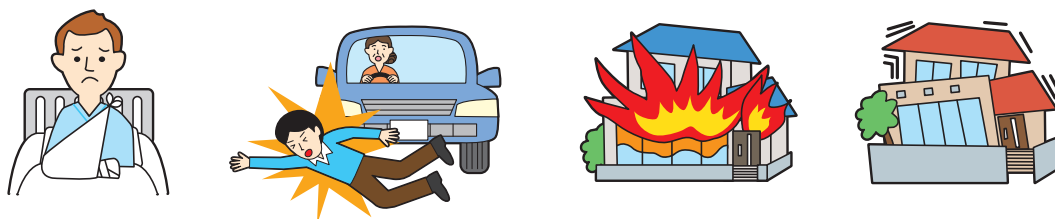
1	自賠責保険統計	86
2	自動車保険統計	102
3	関連情報	134

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

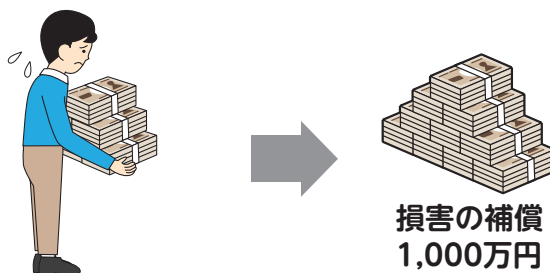
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。1万人のうち誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

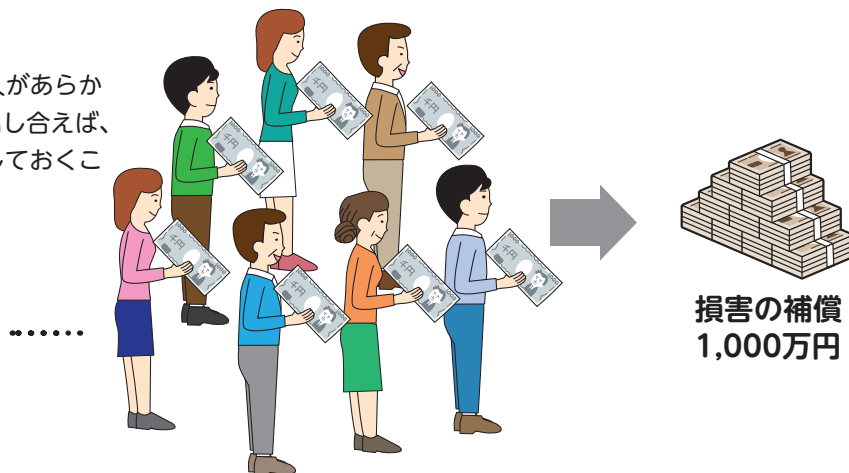
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2

保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3

損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

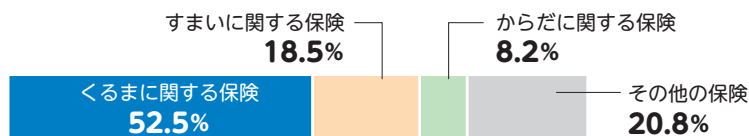
■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災・ひょう災、水濡れ、水災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含みます)。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2021年度の元受正味収入保険料は約9兆7,373億円です。その内訳は右のとおりです。

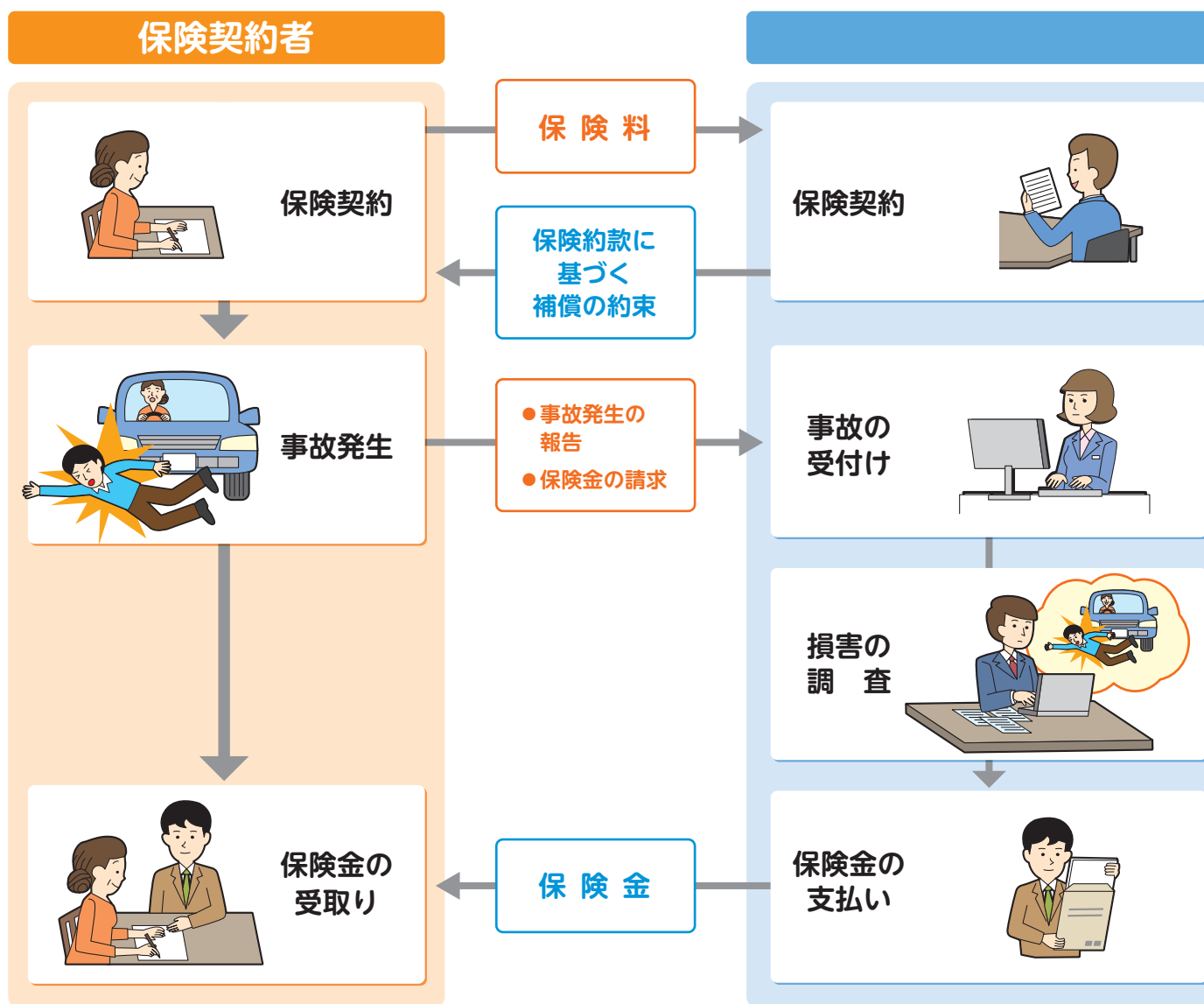


※「令和4年版 インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所) から作成。

1 くるまに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

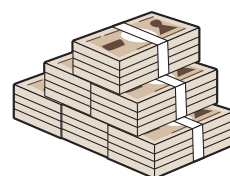
「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。



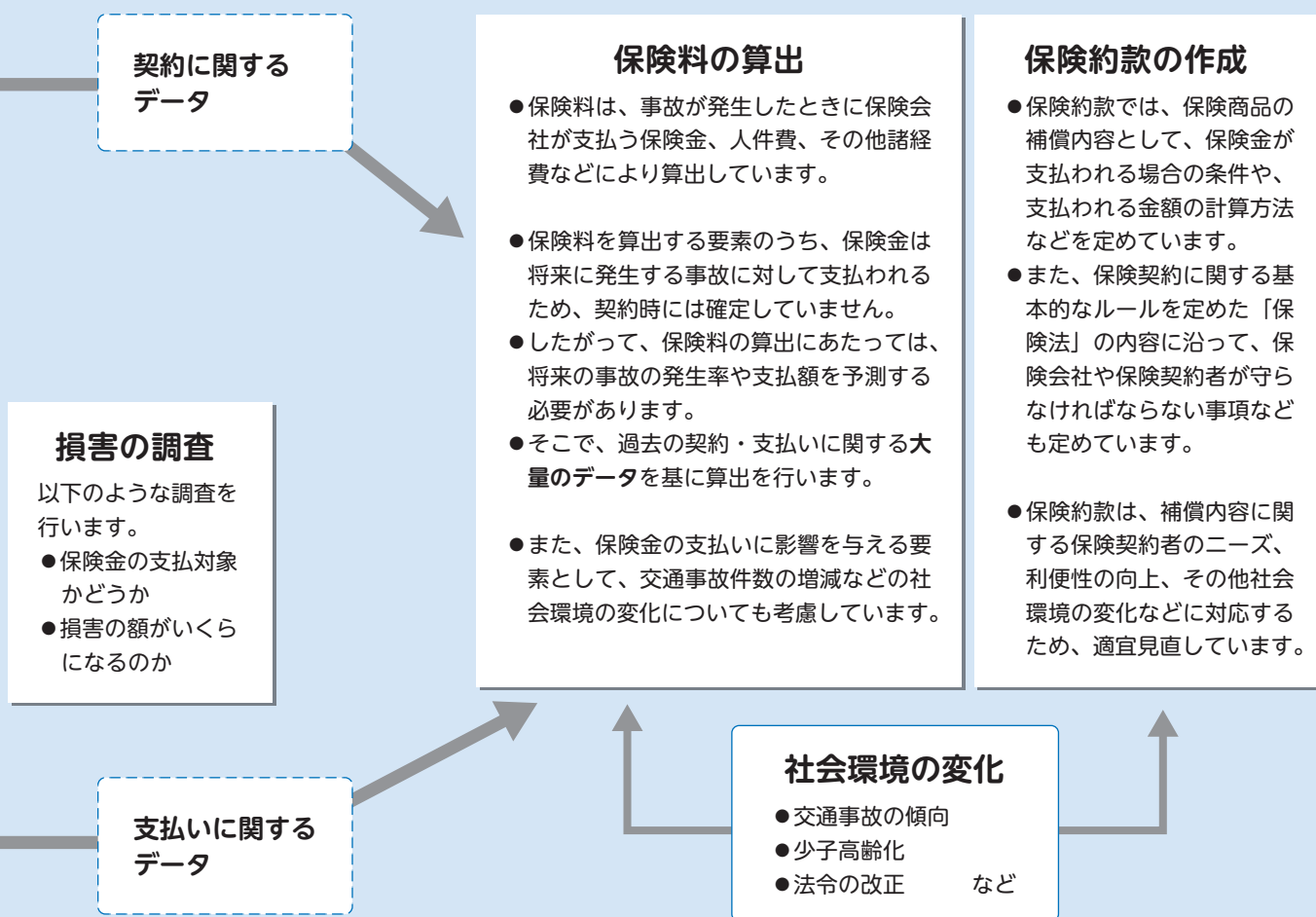
保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



保険会社の役割



memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

■ 自賠責保険の特徴

強制保険である

自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。

法令により保険金の限度額が設定されている

保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。

自動車損害賠償責任保険審議会で審議される

自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。

政府の自動車損害賠償保障事業がある

自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第 II 部 自賠責保険 (P10) をご参照ください。

memo

損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。

自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

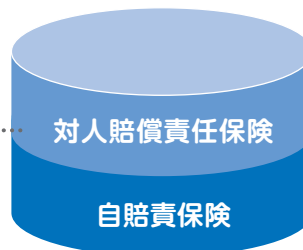
2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

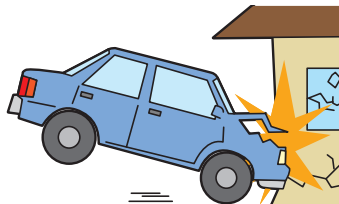
(1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



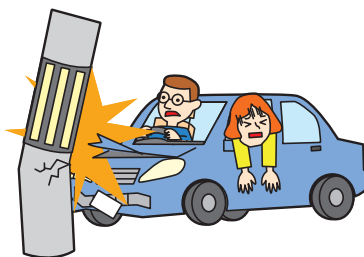
自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。



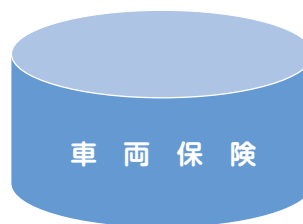
(2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



(3) ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



(4) ご自分の自動車の損害を補償



➤ 詳細は、第III部 自動車保険 (P48) をご参照ください。

1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

2 自賠責保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



(2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。
右のとおり支払限度額が設けられています。

■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

(3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

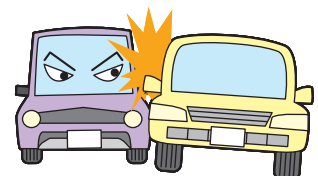
① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。

② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細は、4 [5](#) 自賠責保険から支払われない場合（P34）をご参照ください。



2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自賠責保険の保険料率の概要

(1) 自賠責保険の保険料率

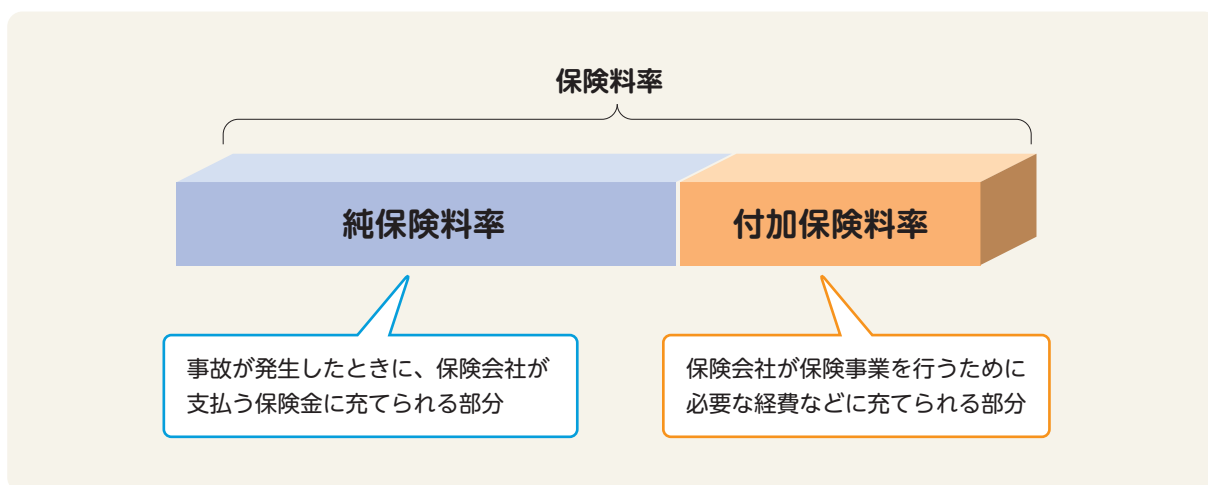
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2 1 (5) 自賠責保険の料率区分 (P13) をご参照ください。

■ 保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

<p>合理的</p> <ul style="list-style-type: none"> ●算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。 ●算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。 	<p>妥当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であること。 ●保険会社の業務の健全性を維持する水準であること。 	<p>不当に差別的でない</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されていること。
---	--	--

(3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠償保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。

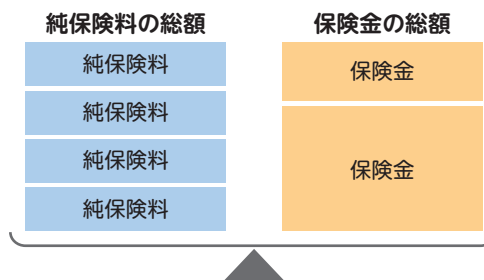
これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



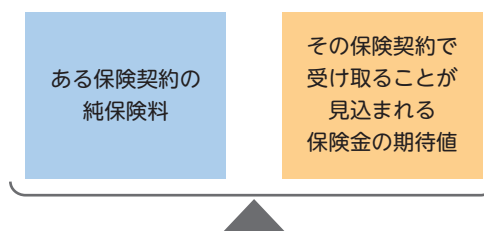
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

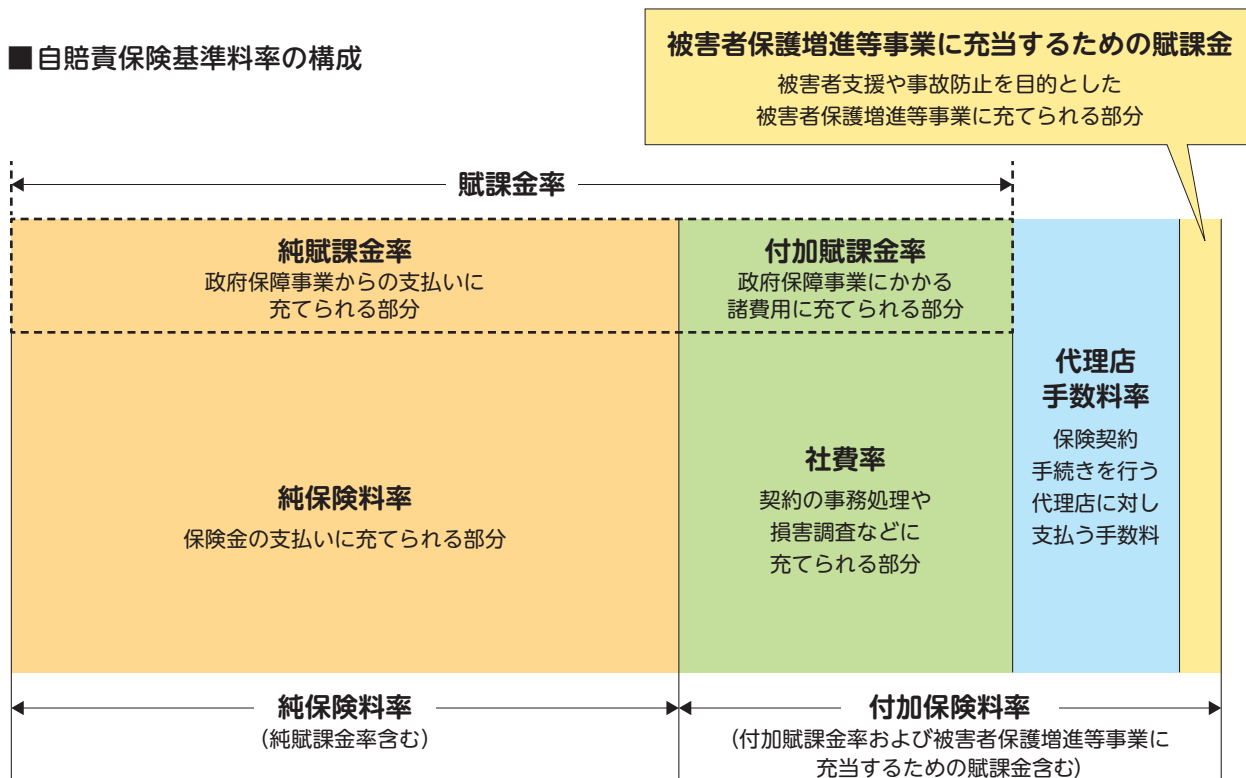


(4) 自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。

それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。

なお、2023年4月の改正自動車損害賠償保障法等の施行により、被害者支援や事故防止を目的とした被害者保護増進等事業に充当するための賦課金が新設され、付加保険料率に含まれることとなります。



(5) 自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

料率区分の例

用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。



<例>

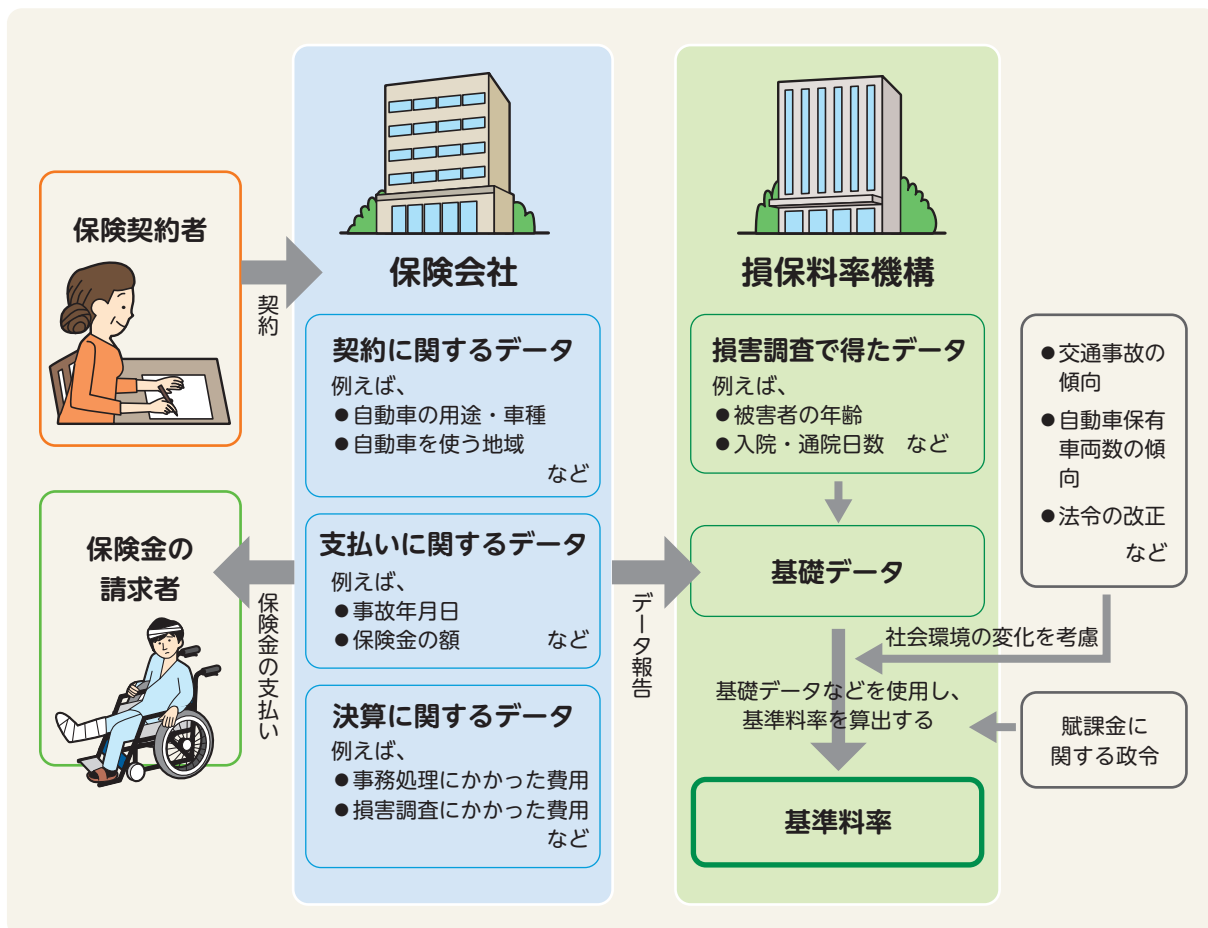
- 自家用乗用自動車
- 軽自動車
- 営業用普通貨物自動車
- 小型二輪自動車
- 原動機付自転車 など

2 自賠責保険の基準料率の算出

(1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 自賠責保険基準料率の算出方法

自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1(2)(3)のとおり、保険料率の3つの原則(P12参照)に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則(P12参照)にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も純保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、純保険料の引下げという形で活用しています。

滞留資金

滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。

- ①過去契約分の収支差額… 過去の契約における、収入(純保険料)と支出(保険金)の差額
- ②利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

自賠責保険基準料率の算出方法

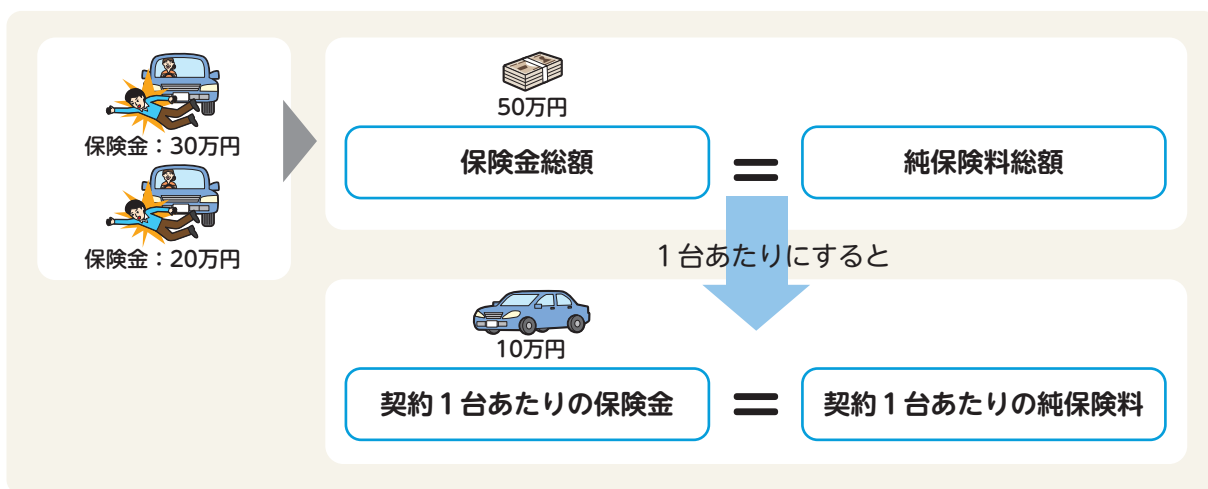
① 純保険料率の算出

収支相等の原則（1）（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

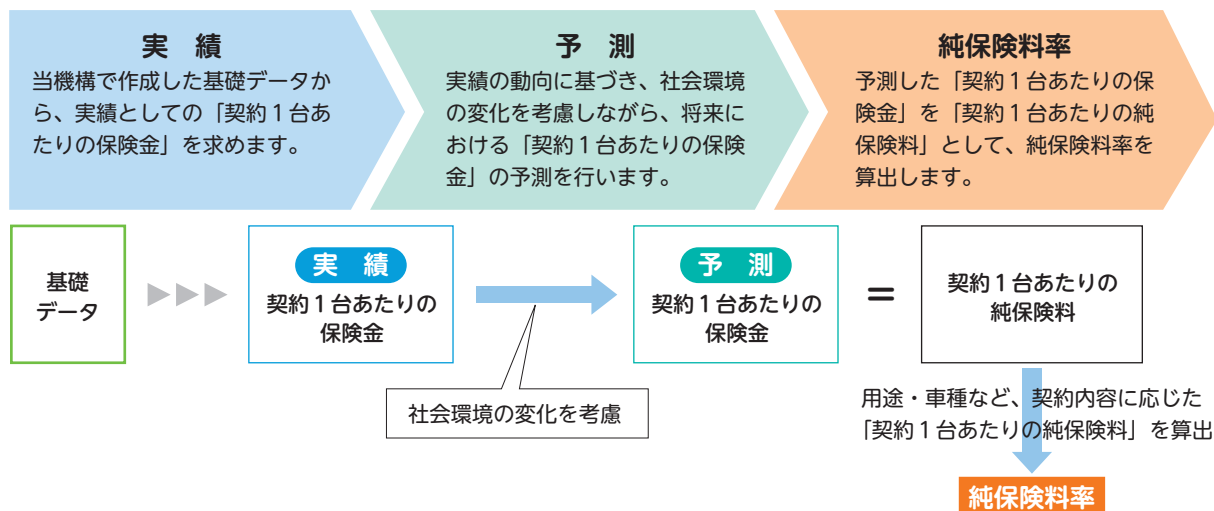
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

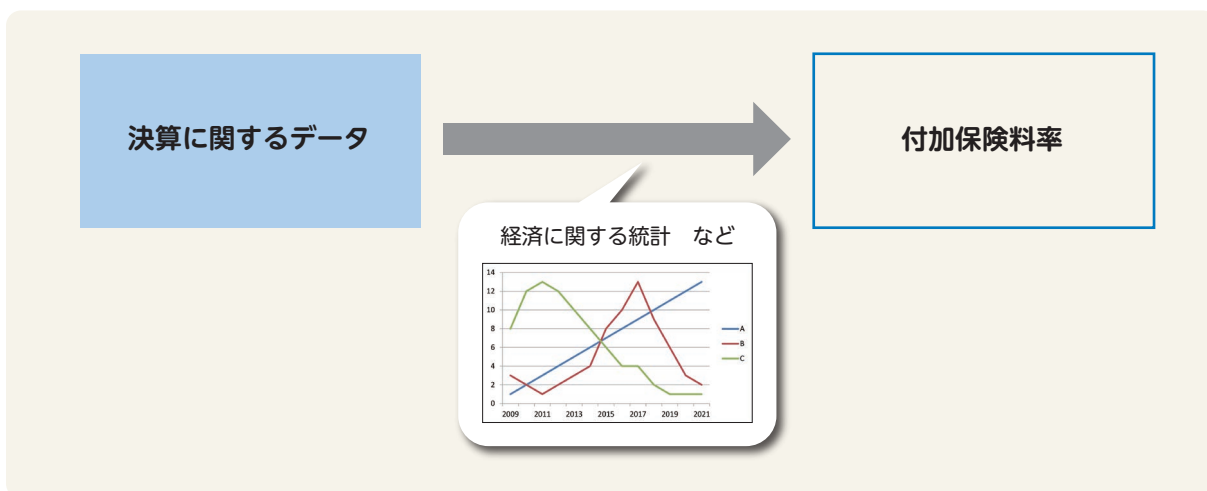
$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

事故率 (事故が起きる確率) 保険金単価 (1事故あたりの保険金)

② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータ等に基づき、経済に関する統計などを参考に算出します。

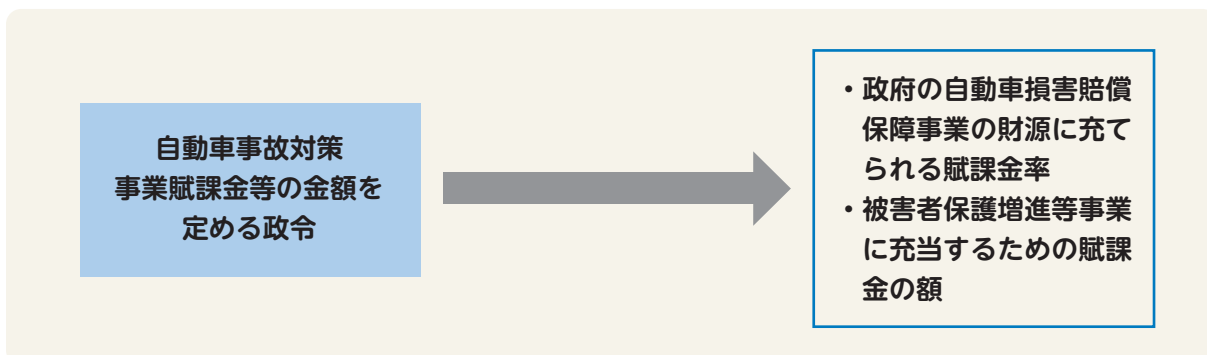
■ 付加保険料率の算出



③ 賦課金率の算出、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額

純賦課金率、付加賦課金率は、「自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。また、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額は同政令によって定められた金額になります。

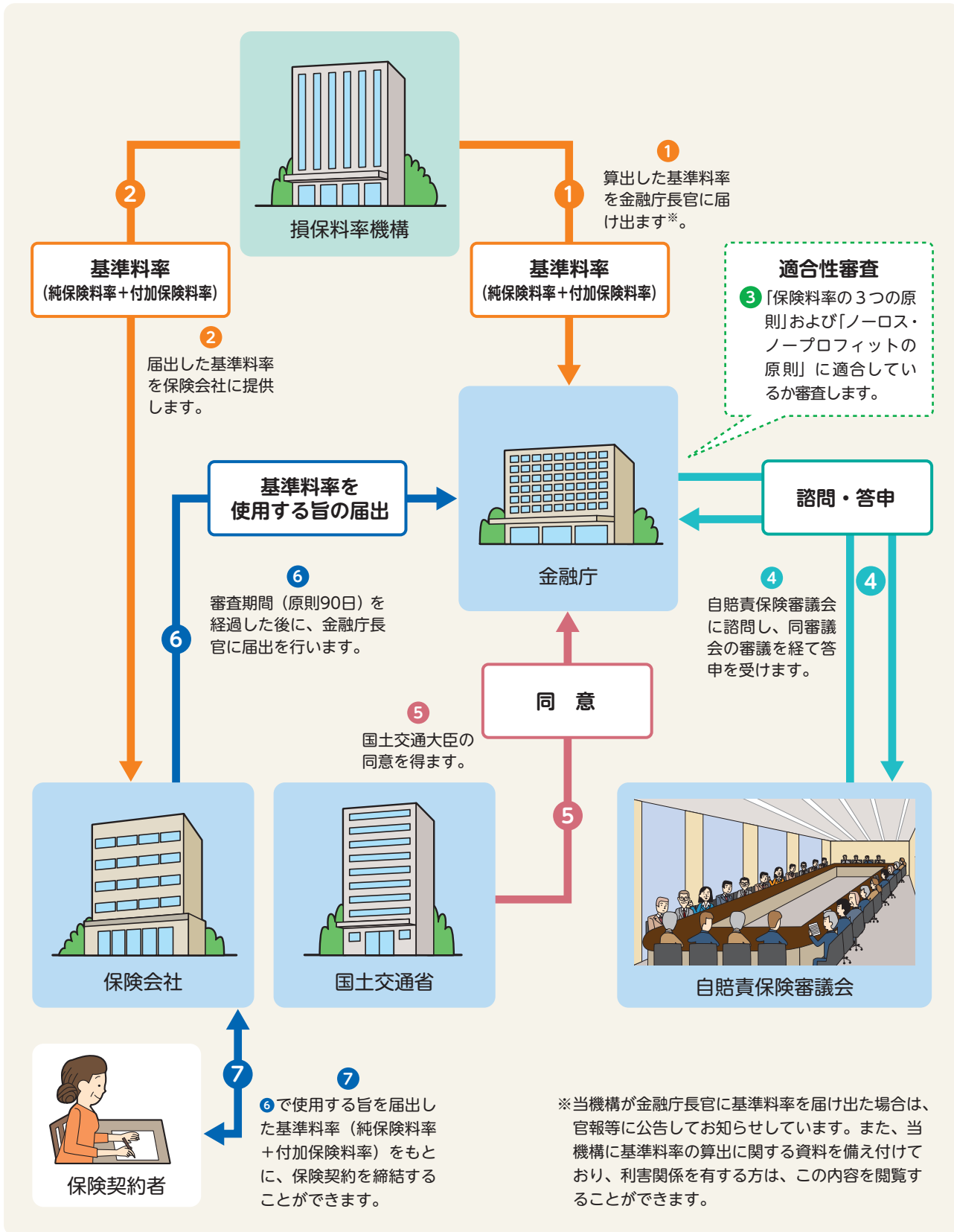
■ 賦課金率の算出、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額



3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

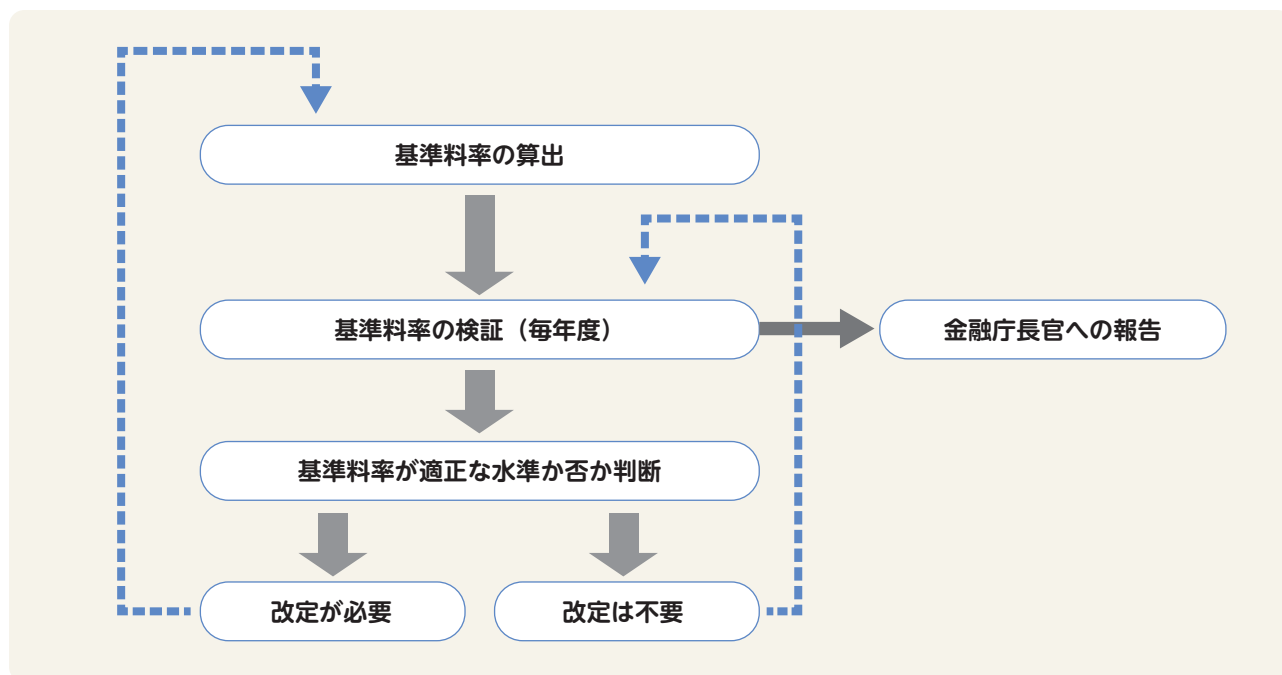
■自賠責保険基準料率の算出後の流れ



4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会で審議が行われることになっています。

3 自賠責保険料率の現況

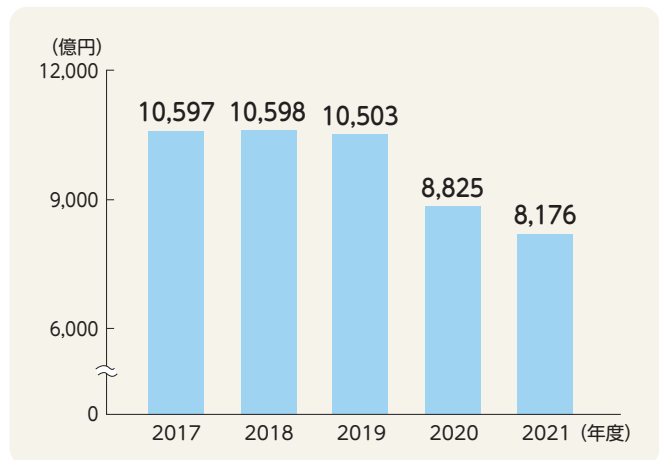
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

自賠責保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。

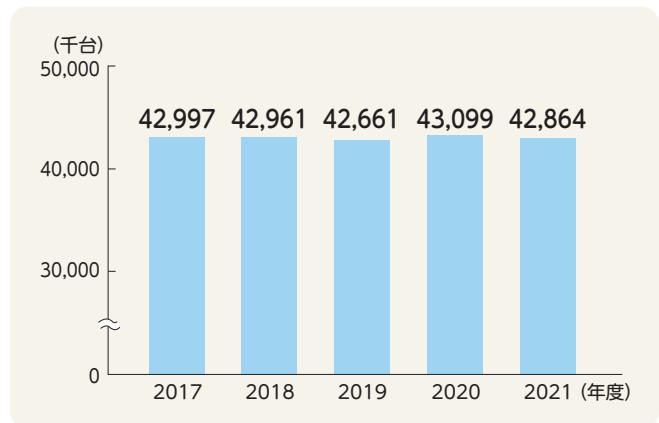
例えば、2020年度と2021年度について、前年度と比較して保険料が減少していますが、これは基準料率を、2020年4月に平均16.4%、2021年4月に平均6.7%それぞれ引き下げたことが影響しています。

図1 保険料の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

保険料

図1の「保険料」には、2 1(1)自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同じ）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

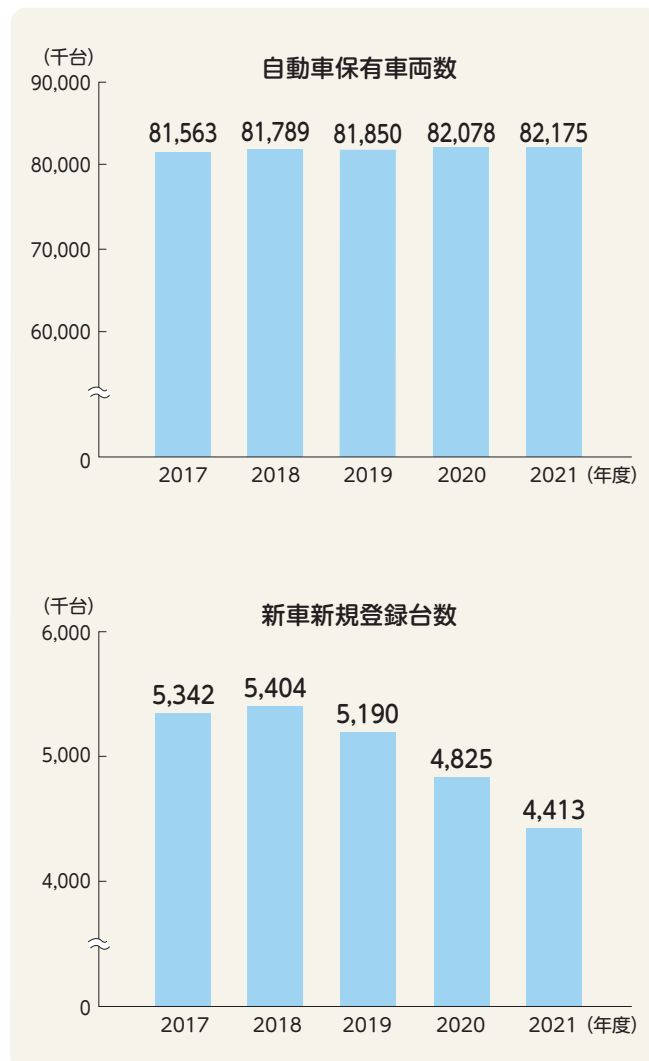


自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数は、2018年度までは増加傾向で推移していましたが、2019年度以降は消費税率引上げ等の影響で減少しています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向等に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人自動車検査登録情報協会）から作成。

memo

契約台数の推移の特徴

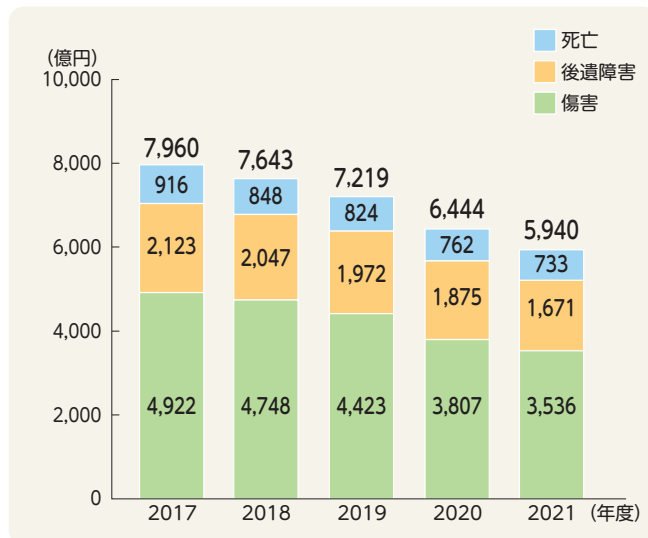
自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが大半を占めます。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規登録の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、車検を迎える3年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

2 保険金（支払い）の状況

自賠償保険の保険金は、減少傾向で推移しており、2021年度は約5,900億円となっています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

図4 保険金の推移



※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

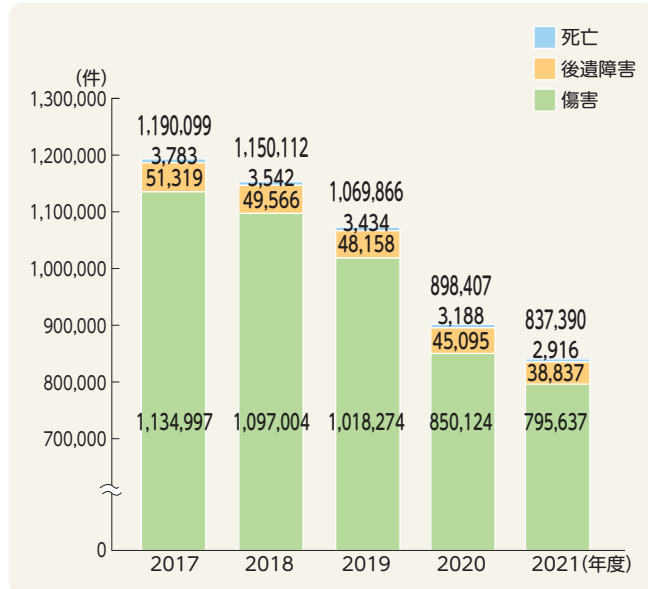


支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

支払件数の推移

自賠償保険の支払件数は、減少傾向で推移しており、先進安全技術の普及促進に伴う追突事故の減少や新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響等を背景に2021年度は約84万件まで減少しています。特に2019年度から2020年度にかけて大きく減少していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大に伴い初めての緊急事態宣言が発令された影響が大きいと考えられます。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

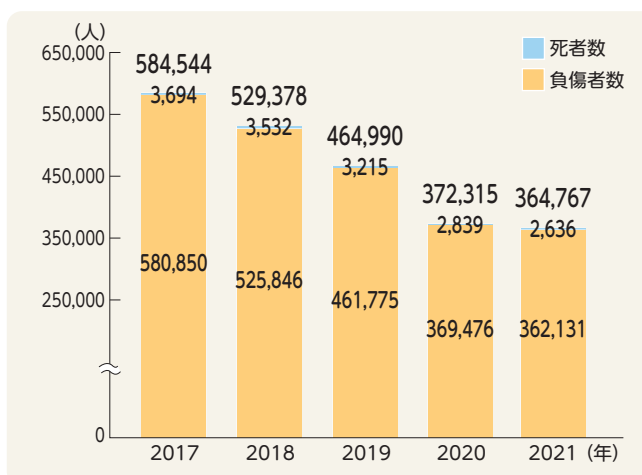
図5 支払件数の推移



※自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれているため、交通事故負傷者数の減少傾向よりも概ね減少度合いは緩やかになっています。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「令和3年中の交通事故の発生状況」(警察庁交通局)から作成。

人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いの占める割合が増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

このため、自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いと、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いの動向は必ずしも一致しません。



自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数 (図5)	交通事故死傷者数 (図6)
死亡事故	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
警察への届出の種類	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

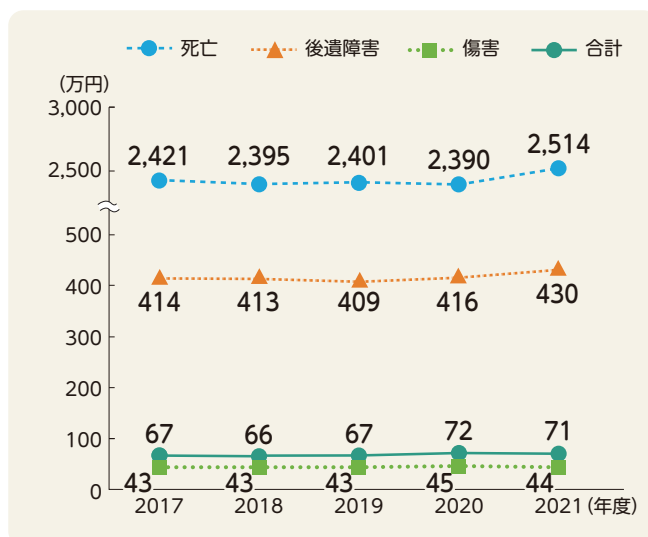
事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わずに、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

保険金単価の推移

自賠償保険の保険金単価は、70万円前後で推移しています。

内訳をみると、傷害の保険金単価は年度による若干の増減はあるものの、大きな変動は見られません。死亡、後遺障害の保険金単価は2021年度に大きく増加していますが、これは2020年4月施行の債権法改正（法定利率を年5%→3%に変更する民法の改正）によるものと考えられます。

図7 保険金単価の推移



- ※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、過半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働くことができたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの

慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償

葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために生じた、将来得ることができたと考えられる収入額の減少

慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

➡ 後遺障害等級別の認定件数については、5 3 後遺障害認定の現況（P38）をご参照ください。

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治療費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など

休業損害…事故による傷害によって発生した収入額の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）

慰謝料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

➡ 傷害による損害額の費目別構成比については、5 2 保険金の支払状況（P37）をご参照ください。

トピックス ①

2022年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

2023年1月13日に開催された第145回自賠責保険審議会において、審議が行われた結果、自賠責保険基準料率を改定することが適当とされました。

➡ 基準料率の検証については、2④自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

(単位：億円)

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収支残		損害率 (B÷A×100) E	予定損害率(122.3%)に 対する乖離率 (E÷122.3%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
2019	7,624	5,926	1,697	215	77.7%	—
2020	5,919	5,841	78	293	98.7%	—
2021	5,286	5,867	△ 581	△ 287	111.0%	—
2022	5,335	5,872	△ 537	△ 825	110.1%	△ 10.0%
2023	5,349	5,771	△ 422	△ 1,247	107.9%	△ 11.8%

※1 「令和4年度料率検証結果について」(金融庁、第145回自動車損害賠償責任保険審議会資料)から作成。

※2 ポリシー・イヤー・ベシスによる数値です。

損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2021年4月の料率改定では、滞留資金も勘案して算出した結果、予定損害率は122.3%となっています。

➡ 滞留資金については、2②(2)自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

ポリシー・イヤー・ベシスとは

自賠責保険基準料率の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握するためにポリシー・イヤー・ベシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

トピックス ②

自賠責保険基準料率の改定

2023年1月13日に開催された第145回自賠責保険審議会で料率改定が必要との方向性が示されたことを受け、当機構は、同年1月18日に自賠責保険基準料率を平均で11.4%引き下げる届出を行いました。同年1月20日に開催された第146回自賠責保険審議会において、審議の結果、基準料率については、当機構の届出のとおり変更することが適当であるとされました。同年1月30日、届け出た基準料率に対する、金融庁長官による適合性審査が終了しました。

【届出の概要】

今回の届出は、交通安全にかかる政府の各種施策やコロナ禍で定着した人々の生活様式の変化等を背景として交通事故の減少が進み、損害率の改善が見込まれることに加え、滞留資金が2021年4月改定時の見込みよりも増加していることを踏まえて行ったものです。

なお、2023年4月に改正自動車損害賠償保障法等が施行されたことにより、被害者支援や事故防止を目的とした被害者保護増進等事業に充当するための賦課金が新設され、基準料率に含まれることになります。

- (1) 純保険料率（純賦課金率を含む）について、損害率の改善による収支改善および滞留資金の活用等により、平均で12.4%の引下げを行いました。
- (2) 社費率（付加賦課金率を含む）・代理店手数料率について、保険金の支払件数の減少等や賃金統計における2021年度数値を反映し、平均で0.2%の引下げを行いました。
- (3) 被害者保護増進等事業に充当するための賦課金について、当賦課金の新設による引上げ相当分は1.2%となります。

滞留資金については、2-2(2) 自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。
賦課金については、2-1(4) 自賠責保険基準料率の構成（P13）をご参照ください。

主要車種の基準料率の例

改定率は、契約条件（車種、保険期間等）により異なります。主要な例を以下に示します。

●保険期間：24か月（2年契約）

（単位：円、%）

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	20,010	17,650	△ 2,360	△ 11.8
軽自動車（検査対象車）	19,730	17,540	△ 2,190	△ 11.1
小型二輪自動車	9,270	8,760	△ 510	△ 5.5
原動機付自転車	8,850	8,560	△ 290	△ 3.3

離島および沖縄県を除く地域の場合

●保険期間：36か月（3年契約）

（単位：円、%）

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	27,180	23,690	△ 3,490	△ 12.8
軽自動車（検査対象車）	26,760	23,520	△ 3,240	△ 12.1
小型二輪自動車	11,230	10,490	△ 740	△ 6.6
原動機付自転車	10,590	10,170	△ 420	△ 4.0

離島および沖縄県を除く地域の場合

今回の届出の詳細については、「【自賠責保険】基準料率届出のご案内」
(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/cali/202301_announcement.html) をご参照ください。

4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査（以下、自賠責共済の損害調査も含みます）では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国に7か所の地区本部と54か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

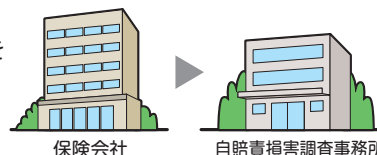
➤ 損害調査で得たデータの活用方法については、2章 自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

1 自賠責保険の損害調査の流れ

① 請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



② 保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③ 自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性※¹および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査※²し、その結果を保険会社に報告します。



④ 報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。



※1 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。

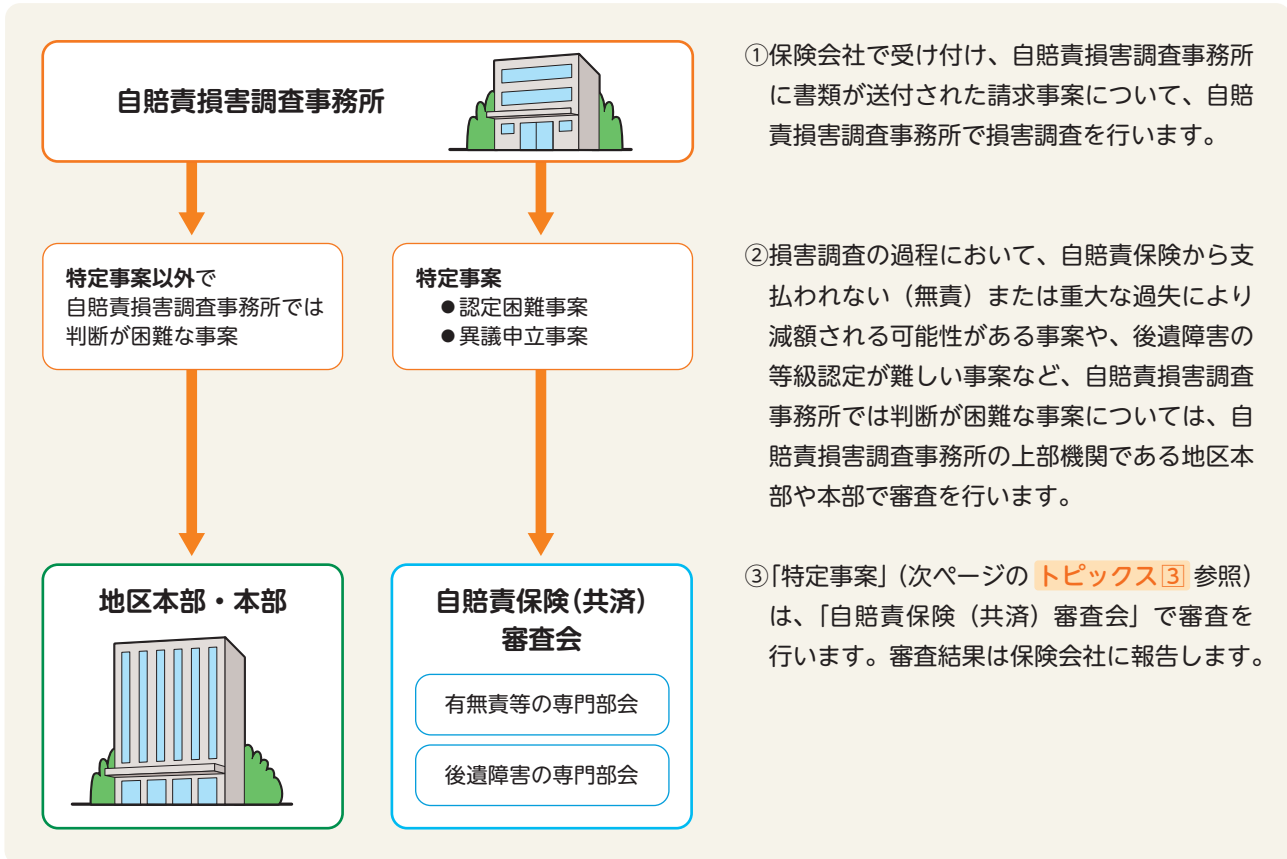
※2 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
- ③ 医療機関に対する被害者の治療状況の確認

2

自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



「自賠責保険(共済)審査会」については次ページ **トピックス3** をご参照ください。

トピックス ③

自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

有無責等の専門部会

【対象となる事案】

- ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等
- ・異議申立事案

後遺障害の専門部会

【対象となる事案】

- ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
- ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等
- ・異議申立事案

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

【審査会制度の変遷】

■ 1998年4月 … 「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置

- 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
- 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。

■ 2001年1月 … 「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置

- 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。

■ 2002年4月 … 審査体制の拡充を実施

- 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。

■ 2004年4月 … 「非器質性精神障害専門部会」を設置

- 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会（2021年度）

（単位：件）

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	31	157	150	8	410	1,348
傷害	60	315	217			
合計	91	472	367			

※「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会（2021年度）

（単位：件）

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
1,509	9,810	189	96	11,604

※「その他」は、時効等が問題となった件数です。

図10 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会（2021年度）

高次脳機能障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
2,785	1,131

非器質性精神障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
332	454

memo

脳外傷による高次脳機能障害とは？

脳外傷による高次脳機能障害とは、脳外傷後の急性期に始まり多少軽減しながら慢性期へと続く、典型的な症状としては多彩な認知障害、行動障害、および人格変化等の特徴的な臨床像をいいます。

認知障害：記憶・記銘力障害、注意・集中力障害、遂行機能障害などで、具体的には、新しいことを覚えられない、気が散りやすい、行動を計画して実行することができない、複数のことを同時に処理できない、話が回りくどく要点を相手に伝えることができない、など

行動障害：周囲の状況に合わせた適切な行動ができない、職場や社会のマナーやルールを守れない、行動を抑制できない、危険を予測・察知して回避的行動をすることができない、など

人格変化：受傷前にはみられなかった発動性低下と抑制低下であり、具体的には自発性低下、気力の低下、衝動性、易怒性、自己中心性、など

非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改正されています。

4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

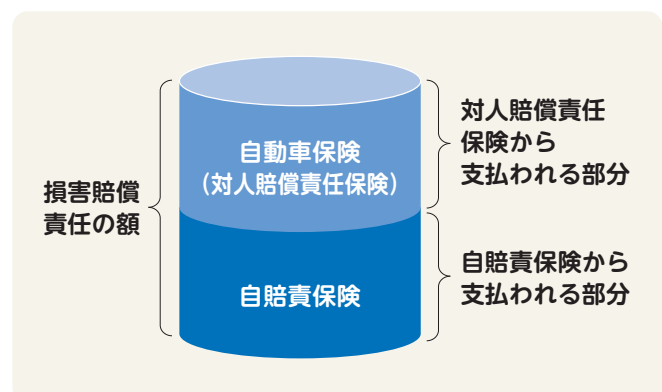
死亡の場合 3,000万円

後遺障害の場合 75万円～4,000万円
(後遺障害の程度による)

傷害の場合 120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

■支払われる保険金の内訳

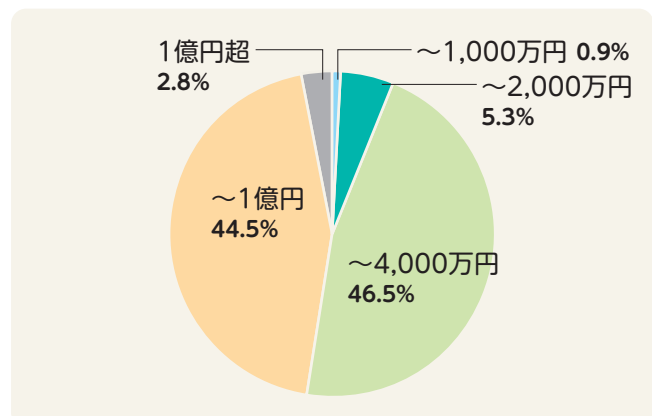


参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2021年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図11 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比 (2021年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

参考 対人賠償責任保険の内払制度

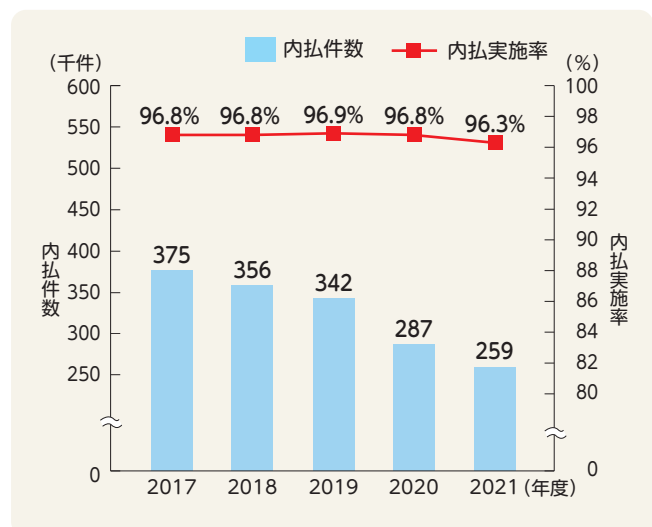
内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

2021年度における内払の実施状況は、図12のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、96.3%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払を実施していると考えられます。

なお、自賠責保険においては、内払制度は廃止されていますが、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図12 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移



5 自賠責保険から支払われない場合

自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合には、自賠責保険では支払われません。

なお、本書では、過失割合に関わらず、相手自動車の自賠責保険に請求する者を「被害者」、請求される者を「加害者」と呼びます。以下、(1)(2)の〈例〉では、Aさんが相手自動車(B車)の自賠責保険に請求する場合、すなわちAさんが被害者であることを前提に説明します。また、(3)(4)の〈例〉でも、Aさんが被害者であることを前提に説明します。

(1) 加害者に賠償責任がない場合(無責)

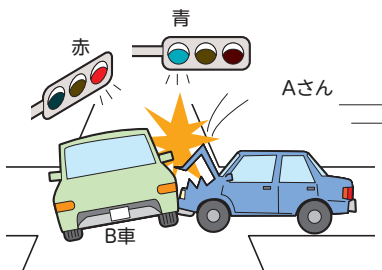
〈例〉

正常に止まっている自動車(B車)にAさんが衝突し、死傷した場合



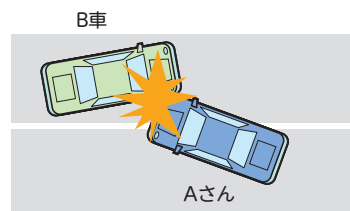
〈例〉

Aさんが信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車(B車)と衝突してAさんが死傷した場合



〈例〉

Aさんがセンターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車(B車)と衝突して死傷した場合



(2) 自動車の運行によって死傷したものではない場合(対象外)

〈例〉

駐車場に駐車してある自動車(B車)に、スケートボードで遊んでいた子供(Aさん)がぶつかって死傷した場合(駐車場に駐車してある自動車は運行中とはいえません)

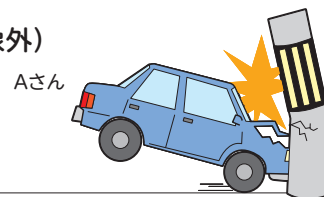
※「運行」には、自動車の走行だけでなく、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。



(3) 賠償責任を負う「加害者」がない場合[いわゆる自損事故](対象外)

〈例〉

Aさんが電柱に自ら衝突し死傷した場合

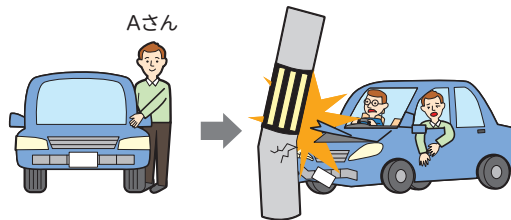


(4) 被害者が「他人」ではない場合(対象外)

〈例〉

Aさんが所有する自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していたAさんが死傷した場合

※自動車の所有者や借受人などが、その自動車による事故で被害者となった場合には、その自動車の自賠責保険において「他人」に当たらないとして、お支払いできないことがあります。



このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細は、1 2(3) 保険金が支払われない場合(約款上の免責事由)(P10)をご参照ください。

参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図13 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
2017	357	57	5,963	1,684
2018	284	65	5,684	1,449
2019	269	53	4,649	1,330
2020	229	42	4,282	1,221
2021	152	30	3,290	1,113

6 自賠責保険から支払いが減額される場合

(1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、損害額から減額を行うことになっています。すなわち、傷害による損害については一律20%、後遺障害・死亡による損害については過失割合に応じて20%、30%、50%の減額が行われます。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

「重大な過失による減額」の件数の推移は、図14-1のとおりとなっています。

■ 重大な過失による減額

減額適用上の被害者の過失割合	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害
7割未満	減額なし	
7割以上8割未満	20%減額	20%減額
8割以上9割未満		30%減額
9割以上10割未満		50%減額

※重大な過失による減額は自賠責保険での制度であり、任意保険では異なる運用をしています。

図14-1 「重大な過失による減額」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年度	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害			合計
	20%減額	20%減額	30%減額	50%減額	
2017	20,996	252	312	125	689
2018	21,812	252	296	104	652
2019	20,800	224	297	113	634
2020	20,412	227	271	96	594
2021	19,892	204	269	94	567

(2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図14-2のとおりとなっています。

図14-2 「因果関係判断困難」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年 度	「因果関係判断困難」による減額件数
2017	49
2018	70
2019	110
2020	125
2021	107

5 自賠責保険の損害調査の現況

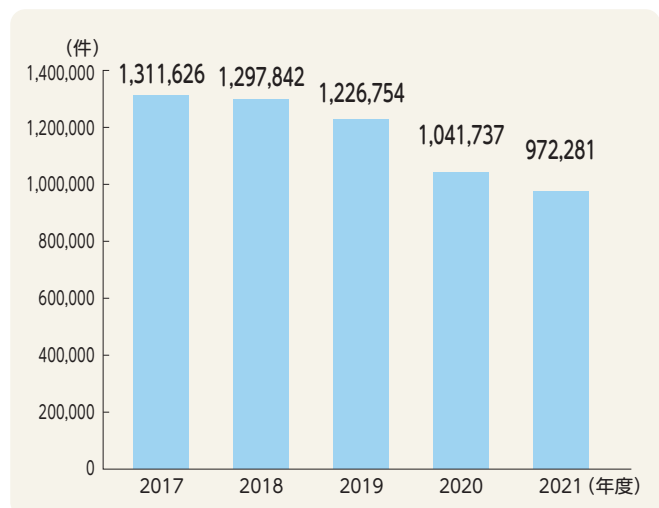
自賠責保険の損害調査における請求事案および保険金支払の状況等について説明します。

1 請求事案の状況

(1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

2021年度に自賠責損害調査事務所では受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約97万件となっており、前年度に比べ約6.7%の減少となっています。

図15 損害調査受付件数の推移



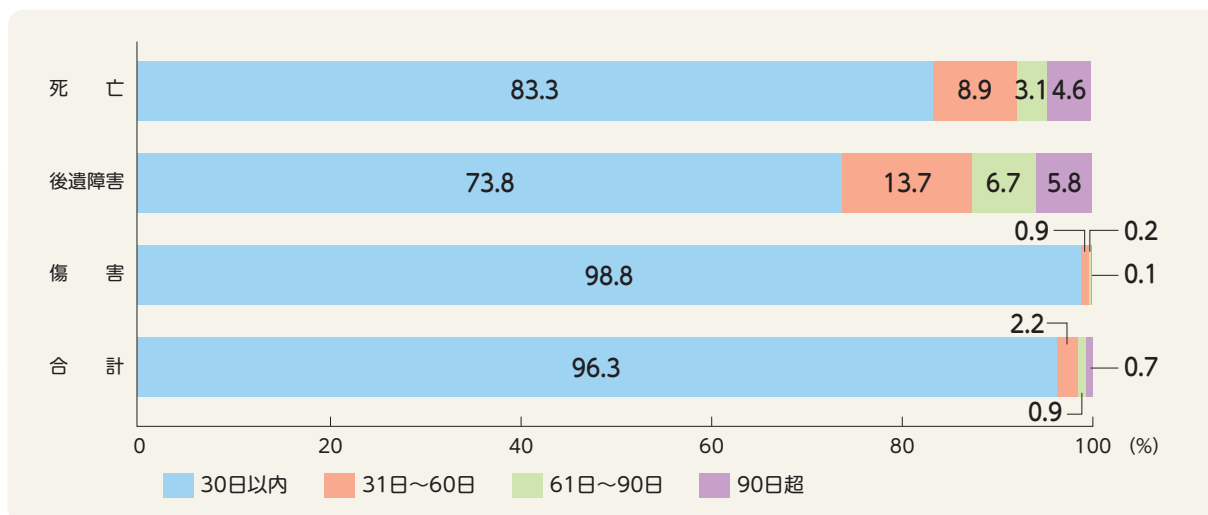
※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

都道府県別の受付件数の推移は第6表 (P94) をご参照ください。

(2) 損害調査の所要日数

2021年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の83.3%、後遺障害では同73.8%、傷害では同98.8%となっています。

図16 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2021年度〉



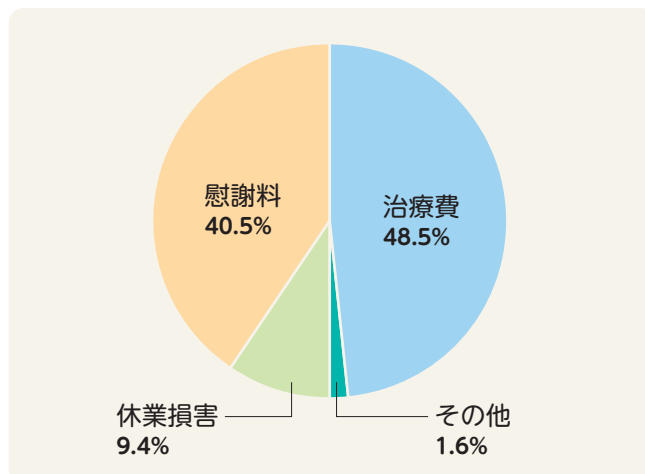
※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。
事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級などを確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3-2 保険金(支払い)の状況(P22)をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費(治療費+その他)が50.1%と半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図17 傷害による損害額の費目別構成比〈2021年度〉



3 後遺障害認定の現況

自賠法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

➤ 後遺障害等級表は第48表（P154）をご参照ください。

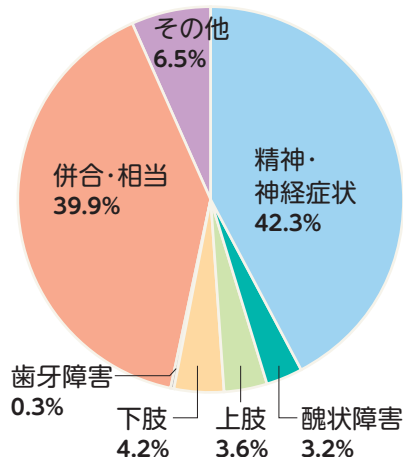
図18 後遺障害等級別認定件数（2021年度）

（単位：件）

等級	別表第一 （介護を要する 後遺障害）		別表第二 （その他の後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	732 (1.70%)	368 (0.86%)	19 (0.04%)	70 (0.16%)	246 (0.57%)	157 (0.37%)	366 (0.85%)	461 (1.07%)	842 (1.96%)	1,493 (3.47%)	1,564 (3.64%)	1,450 (3.37%)	3,392 (7.89%)	7,020 (16.33%)	383 (0.89%)	24,417 (56.81%)	42,980 (100.00%)

- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 2002年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
- ※3 「認定件数」は、同年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。
- ※4 損害調査が完了した件数から集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図19 後遺障害の系列別構成比（2021年度）



※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

memo

等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。

- ・介護を要する後遺障害：別表第一 第1級・第2級
- ・その他の後遺障害：別表第二 第1級～第14級

自賠責保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を2つ以上有する場合に、1つの等級として認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。

6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

本項に掲載の医療費は自賠責保険に請求のあった費用等を集計したものであり、実際にお支払いをした保険金とは異なります。

1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診断書、診療報酬明細書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険の医療費の施設別請求状況については、2021年度は総医療費2,643億円のうち、医療機関が82.0% (2,166億円)、柔道整復が17.6% (464億円) となっています。

医療費 医療機関での治療および柔道整復等での施術にかかった費用

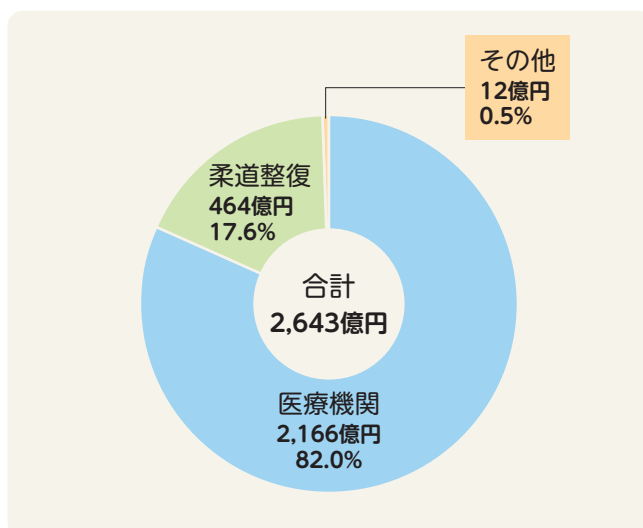
診療費 医療機関での治療にかかった費用（薬局を含みます）

施術費 柔道整復での施術にかかった費用

柔道整復とは

打撲、捻挫、挫傷、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復を図ることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図20 施設別請求状況〈2021年度〉



※1 「医療機関」には、薬局を含みます。

※2 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

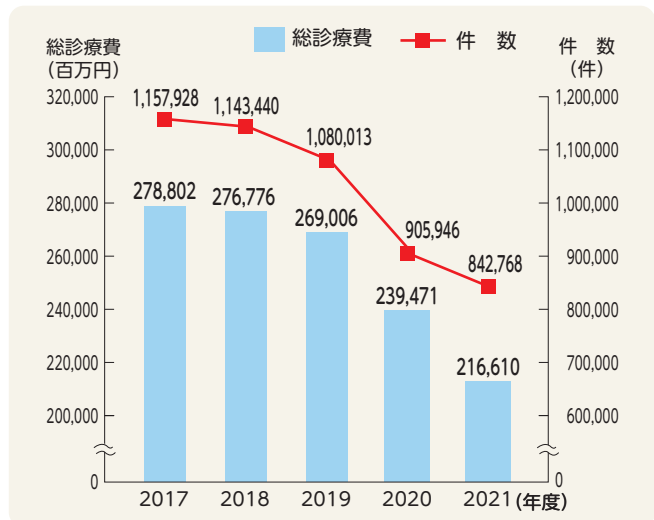
2 医療機関における現況

(1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠償保険に対して請求のあった総診療費および件数は、減少傾向で推移しています。

都道府県別の総診療費および件数は第7表（P95）をご参照ください。

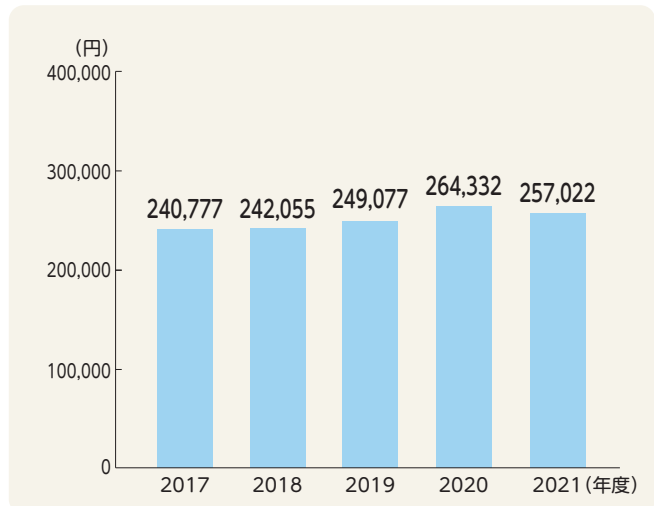
図21 総診療費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求をまとめて1件として集計しています。

なお、平均診療費は、総診療費・件数の推移とは異なり増加傾向で推移していましたが、2021年度は減少しています。

図22 平均診療費の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求を合算して集計しています。

(2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者の受傷部位別の傷病数については、頸部が28.1%と最も高い割合になっており、以下、上肢が19.2%、腰背部が18.2%、下肢が17.1%となっています。

また、受傷の程度（傷害度）については、軽度の傷害（傷害度1）が82.7%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表（P96）をご参照ください。

図23 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈2021年度〉

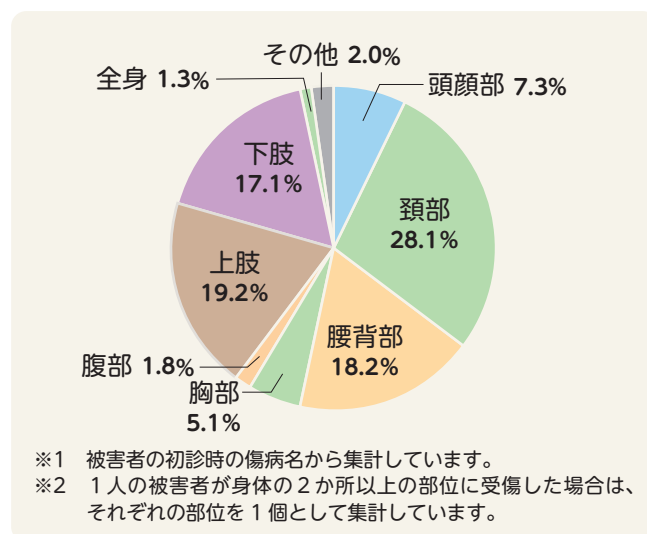
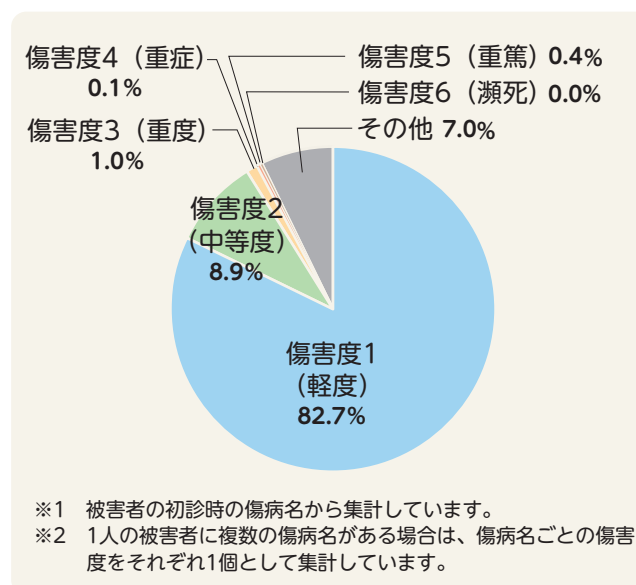


図24 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈2021年度〉



(3) 診療期間および診療実日数の推移

被害者1人あたりの診療期間および診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、2018年度に減少し、2020年度にかけて増加傾向となったものの、2021年度は再び減少しています。

都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表（P95）をご参照ください。

また、2021年度における診療期間別の件数構成比は、30日以内が43.9%と最も多くなっています。

(4) 社会保険の利用状況

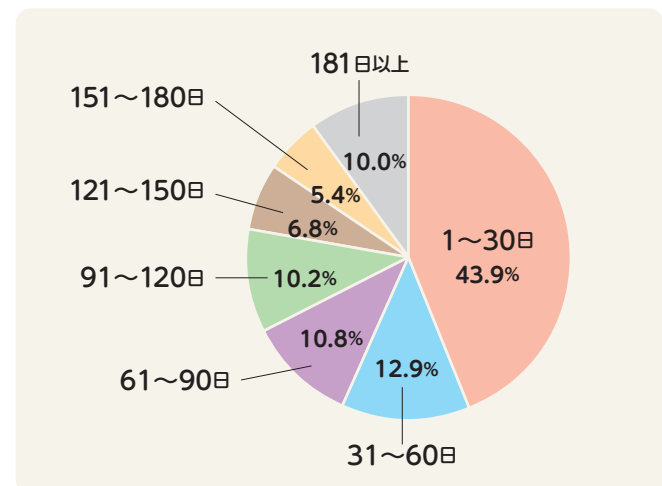
自賠償保険における社会保険利用率の推移については、微増傾向で推移してきましたが、2021年度は減少しています。

図25 診療期間および診療実日数の推移 (単位：日)

年度	診療期間	診療実日数
2017	68.4	19.4
2018	68.3	19.2
2019	69.3	19.3
2020	72.4	20.1
2021	70.5	19.3

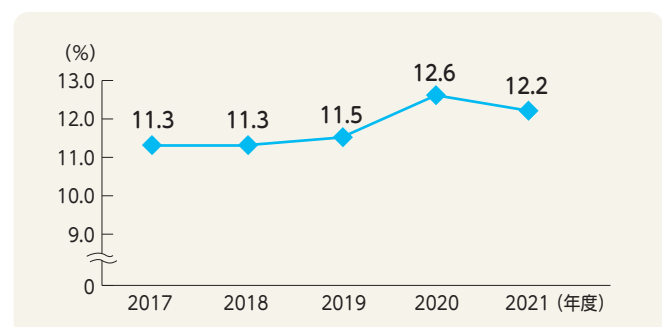
※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間、診療実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図26 診療期間別の件数構成比（2021年度）



※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間を合算して集計しています。

図27 社会保険利用率の推移



3 柔道整復における現況

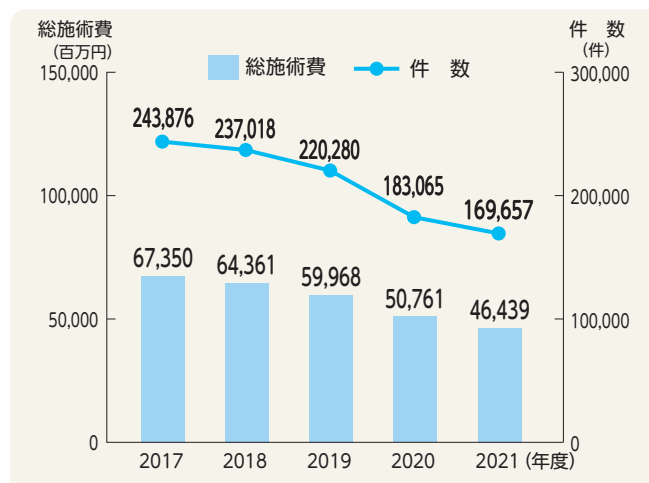
(1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数は、減少傾向で推移しています。

➤ 都道府県別の総施術費および件数は第11表（P99）をご参照ください。

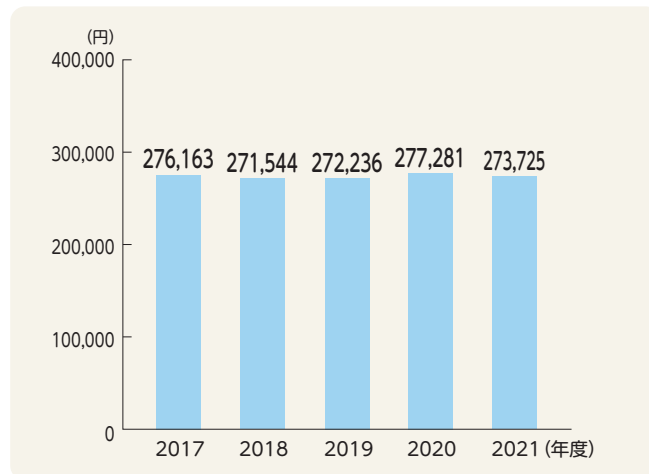
一方で、平均施術費については、減少傾向で推移してきましたが、2019年度から増加に転じ、2021年度は再び減少しています。

図28 総施術費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

図29 平均施術費の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求を合算して集計しています。

(2) 施術期間および 施術実日数の推移

被害者1人あたりの施術期間および施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、減少傾向で推移してきましたが、2020年度に増加し、2021年度は再び減少しています。

▶ 都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P99）をご参照ください。

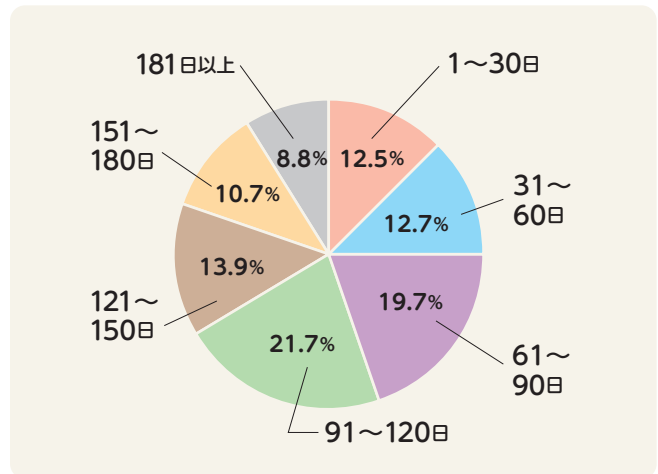
2021年度における施術期間別の件数構成比は、91～120日が21.7%と最も多くなっています。

図30 施術期間および施術実日数の推移 (単位：日)

年度	施術期間	施術実日数
2017	105.2	48.4
2018	103.6	47.7
2019	102.9	47.5
2020	103.2	48.4
2021	101.6	47.5

※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間、施術実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図31 施術期間別の件数構成比〈2021年度〉



※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間を合算して集計しています。

7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同じ）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

1 保障事業の概要

（1）仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払います。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

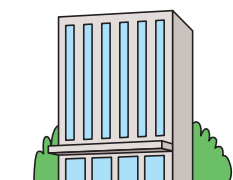
（2）支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



（3）保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



（4）財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

memo

ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

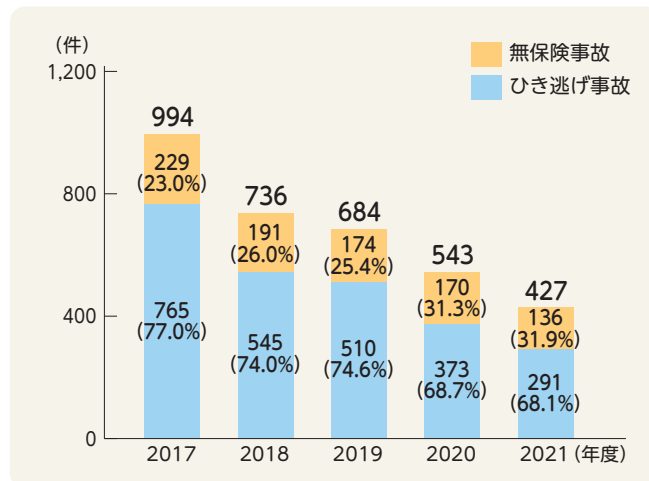
2 保障事業の受付状況

(1) 受付件数

2021年度における当機構の保障事業受付件数は、427件となっており、前年度に比べ21.4%の減少となっています。

▶ 都道府県別の受付件数は第12表（P100）をご参照ください。

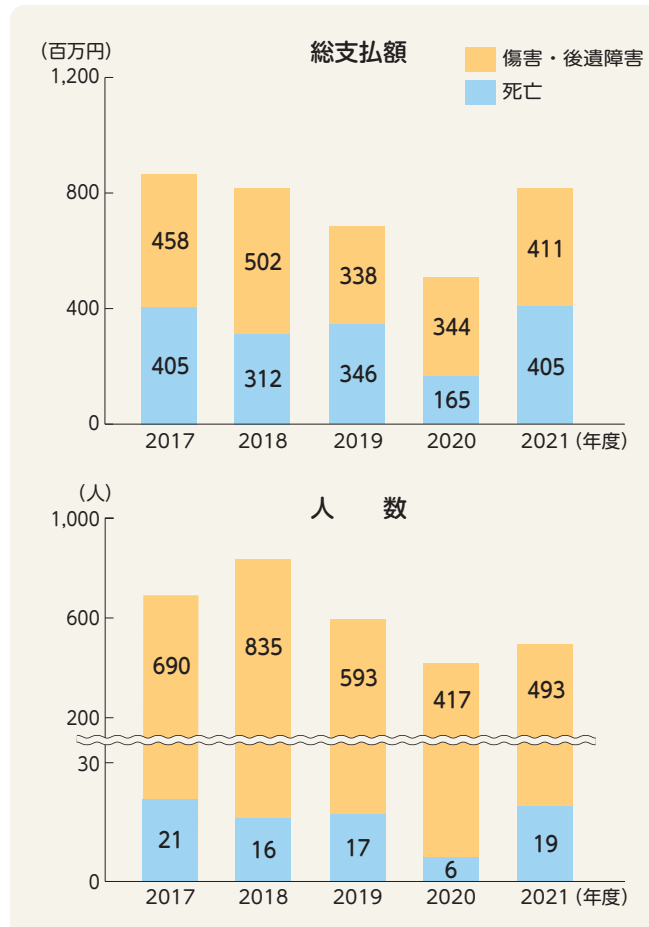
図32 受付件数の推移



(2) 支払保障金

2021年度に支払われた保障金は合計約8億円であり、前年度に比べ60.1%の増加となっています。

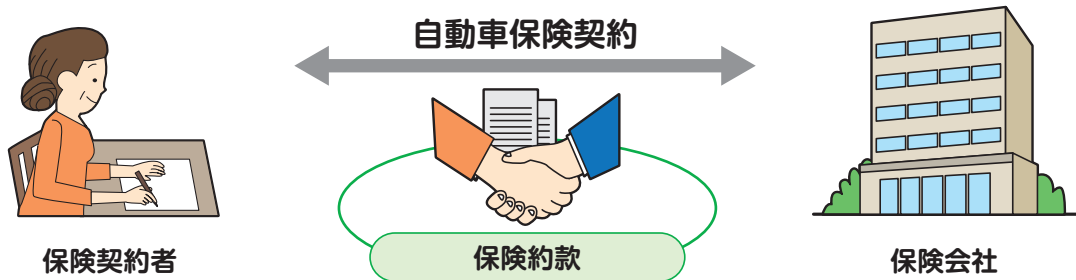
図33 保障金支払状況の推移



※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省) から作成。
 ※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。

1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



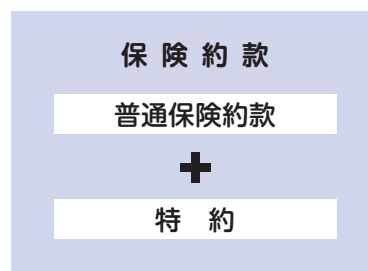
※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、[←一般的な自動車保険契約](#) 支払われる金額の計算方法などを定めています。

■保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



➡ 主な特約については、1 [2](#) (3) 主な特約の内容 (P52) をご参照ください。

2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

←一般的な自動車保険契約

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒ ト	モ ノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 対人賠償責任保険	他人のモノを壊した場合 対物賠償責任保険
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 人身傷害保険 または 自損事故保険 ※ 無保険車傷害保険 </div> ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。	ご自分の車が壊れた場合 車両保険

① 他人への賠償に関する補償

■ 対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

● **保険金が支払われる場合**
自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合

● **支払われる保険金の額**
損害賠償責任の額のうち、自賠責保険から支払われる額を超える額

■ 対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

● **保険金が支払われる場合**
自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、損害賠償責任を負った場合

● **支払われる保険金の額**
損害賠償責任の額

② ご自身の補償

■ 人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害*の額
ただし、治療を要した場合には、契約時に設定した定額を支払う方式もあります。

Point ① 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

Point ② 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

Point ③ 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

*損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

■ 自損事故保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500万円
後遺障害が生じた場合*	後遺障害の程度に応じて、50万円～2,000万円
治療を要した場合	入院日数 × 6,000円 通院日数 × 4,000円 (100万円限度)

*重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。



■ 無保険車傷害保険

● 保険金が支払われる場合

相手自動車が保険を契約していない場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限り）

● 支払われる保険金の額

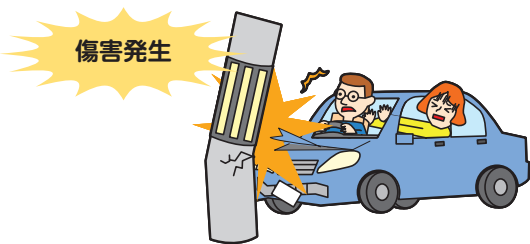
相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額



■ 搭乗者傷害保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合※1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります※2

- ※1 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。
- ※2 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■ 車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

● 保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶然な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



● 支払われる保険金の額

全損※1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損※2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

- ※1 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。
- ※2 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

(2) 保険金が支払われない場合

← 一般的な自動車保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

<p>保険契約者などの故意</p>	<p>自動車を競技などに使用している間</p>	<p>地震・噴火、またはこれらによる津波</p>
-------------------	-------------------------	--------------------------

など

(3) 主な特約の内容

←一般的な自動車保険契約

① 補償範囲を縮小する特約

特約の内容	補償範囲
<p>運転者本人・配偶者限定特約 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>配偶者 親 子</p>
<p>運転者年齢条件特約 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。</p>	 <p>21歳未満 26歳未満</p>
<p>車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>相手自動車を確認できる車両相互間事故 火災 電柱への衝突</p>
<p>車両危険限定補償特約 (A) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、<u>自動車の走行に起因しない</u>場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>自動車の走行に起因しない事故 自動車の走行に起因する事故</p>

② 補償範囲を拡大する特約

<p>他車運転危険補償特約 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。</p>	
<p>原動機付自転車に関する特約 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。</p>	
<p>対物全損時修理差額費用特約 対物賠償責任保険金が相手自動車の時価額で支払われる場合において、相手自動車が修理可能かつ修理費がその時価額より高くなった（これを「全損」としている）ときに、その差額が補償されます。</p>	 <p>全損</p> <p>本特約による支払の額 (時価を超える金額) 対物賠償責任保険金 (時価)</p> <p>相手自動車の修理費に対する支払</p>

③ 保険金の算定方法を変更する特約

車両価額協定保険特約

事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。

※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。



契約時の車の価値

事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。
- そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

3 自動車保険標準約款

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といいます。

← 自動車保険参考純率

標準約款では、1 2(1) の保険 (P49 参照) のうち、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険の4種類の保険の補償内容を普通保険約款として、自損事故保険、無保険車傷害保険の補償内容を特約 (それぞれ自損傷害特約、無保険車傷害特約) として規定しています。

標準約款における主な特約は、上記の自損傷害特約、無保険車傷害特約のほか、1 2(3) 主な特約の内容 (P52) と同様です。

■ 自動車保険標準約款の構成



2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自動車保険の保険料率の概要

(1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

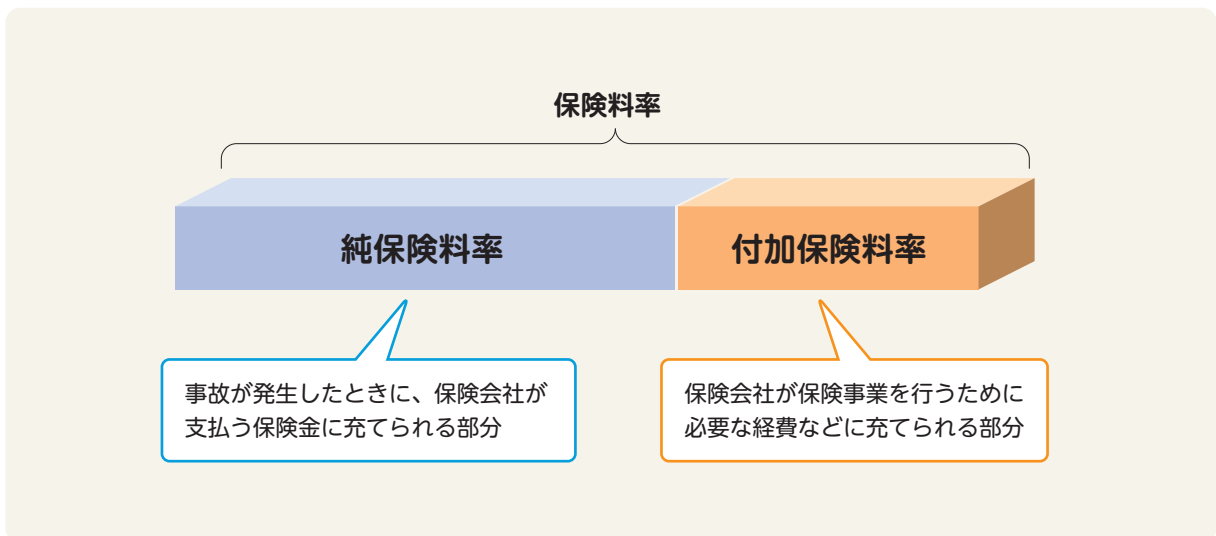
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)自動車保険の料率区分(P56)をご参照ください。

■ 保険料率の構成



保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。その場合の使用方法は保険会社ごとに判断します。
- 「付加保険料率」については、保険会社が独自に算出します。

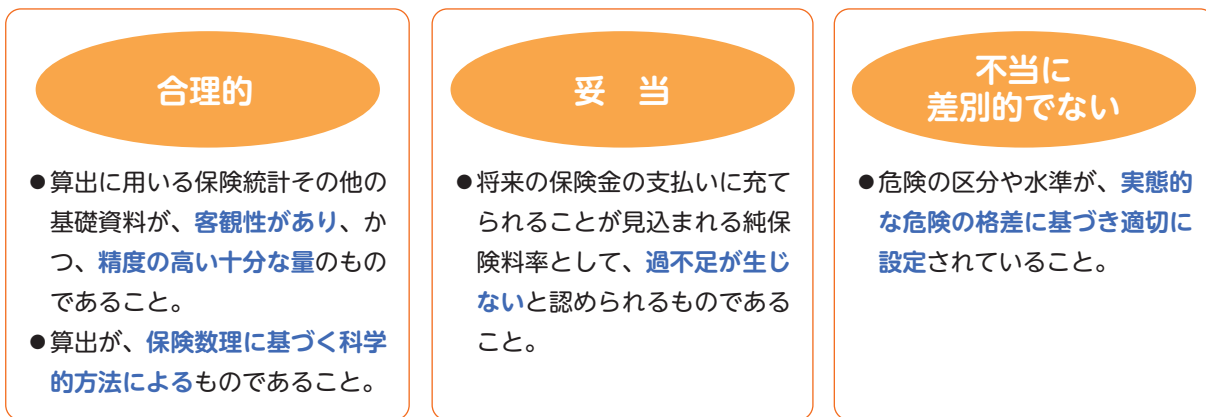
(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

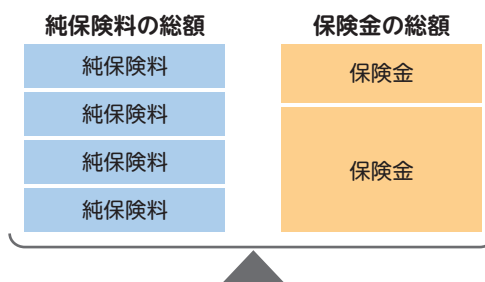


memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



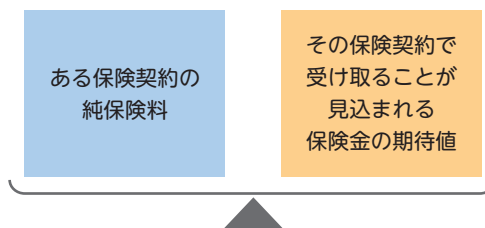
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 補償内容ごとの保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出



当機構では、上記のうち、搭乗者傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

(4) 自動車保険の料率区分

←自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■参考純率における料率区分

① 自動車の種類 — 用途・車種 —

④ 支払限度額など — 保険金額など —

② 付保台数 — ノンフリート・フリート —

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —

自動車の構造や性能等の特性やユーザー層の違いによるリスクの差は、型式別料率クラスで評価するとともに、このクラスによる評価を補完する区分として、以下の区分を設けています。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

③-1 自動車の安全性能
— 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

③-2 初度登録(検査)後の経過期間

① 自動車の種類 —用途・車種—

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



二輪自動車



原動機付自転車

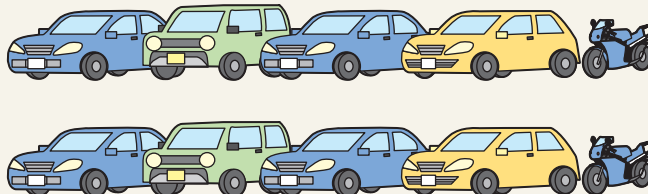
② 付保台数 —ノンフリート・フリート—

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

■ノンフリートとフリート



ノンフリート
(総付保台数 9 台以下)



フリート
(総付保台数10台以上)

付保台数 自動車保険を付けている車の台数のことです。

memo

ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ～保険料の割増引制度の違い～

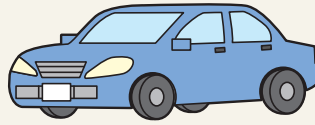
フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています[※]。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥(P63)参照）。

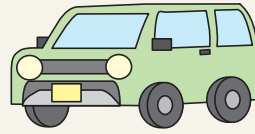
[※]フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

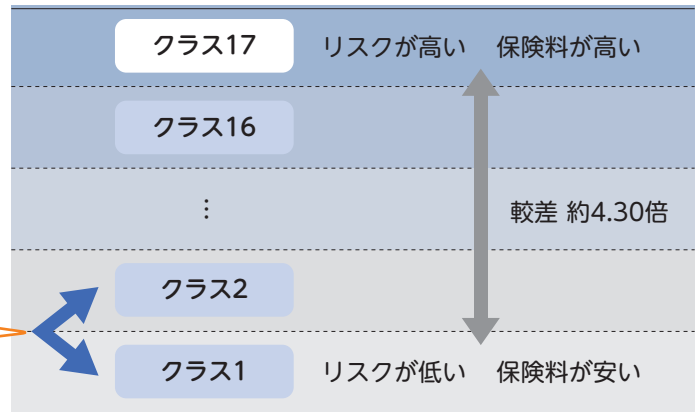


軽四輪乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、型式ごとに適用するクラスによって、自家用普通・小型乗用車は1～17の17クラス、軽四輪乗用車は1～3の3クラスに保険料率を区分しています。型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。

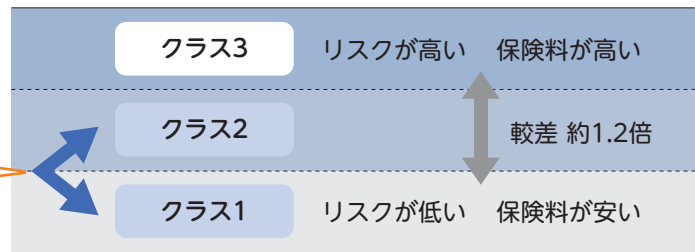
〈自家用普通・小型乗用車の場合〉

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。



〈軽四輪乗用車の場合〉

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。



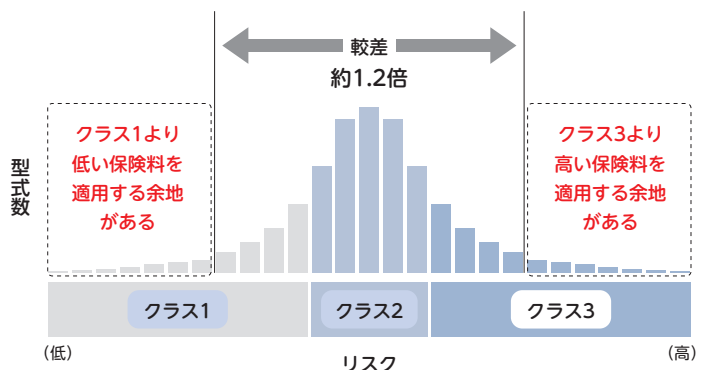
型式 自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。



軽四輪乗用車のクラス数

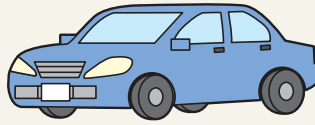
軽四輪乗用車の型式別のリスク実態を踏まえると、3クラスの最小・最大クラス間の較差である約1.2倍より大きな較差が見られることから、より公平な保険料負担となるよう、クラス数の拡大を検討しています。

軽四輪乗用車のリスク実態とクラスのイメージ

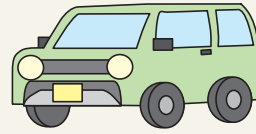


3-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

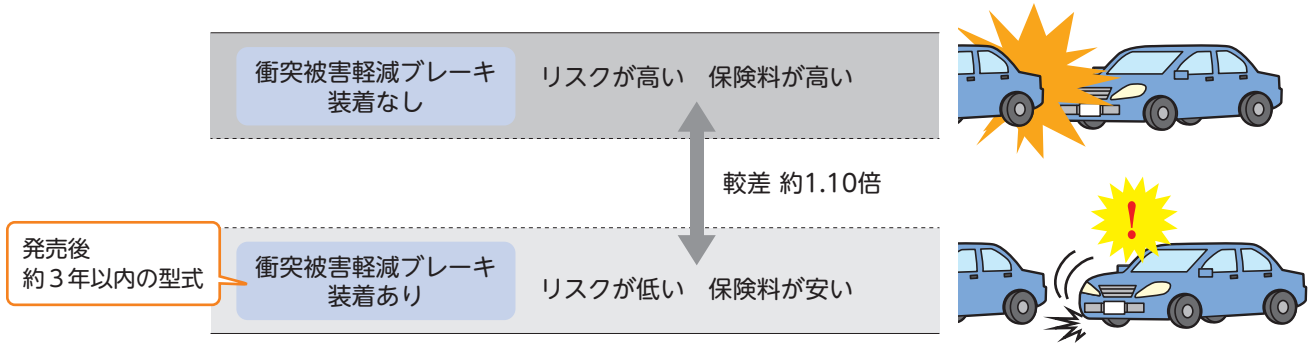


軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

衝突被害軽減ブレーキ

自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。



memo

クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを下げ、高ければクラスを上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしてなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、自家用普通・小型乗用車は、排気量や新車価格などに基づきクラスを決定し、軽四輪乗用車は、一律クラス2を適用します。

型式別料率クラスの検索

当機構のウェブサイトにおいて、参考純率における型式別の料率クラスを検索することができます。あわせて、上記「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた区分」に関して、各型式が「発売後約3年以内（＝「衝突被害軽減ブレーキの装着有無」に応じた保険料係数の対象）の型式」であるかどうかを確認することができます。

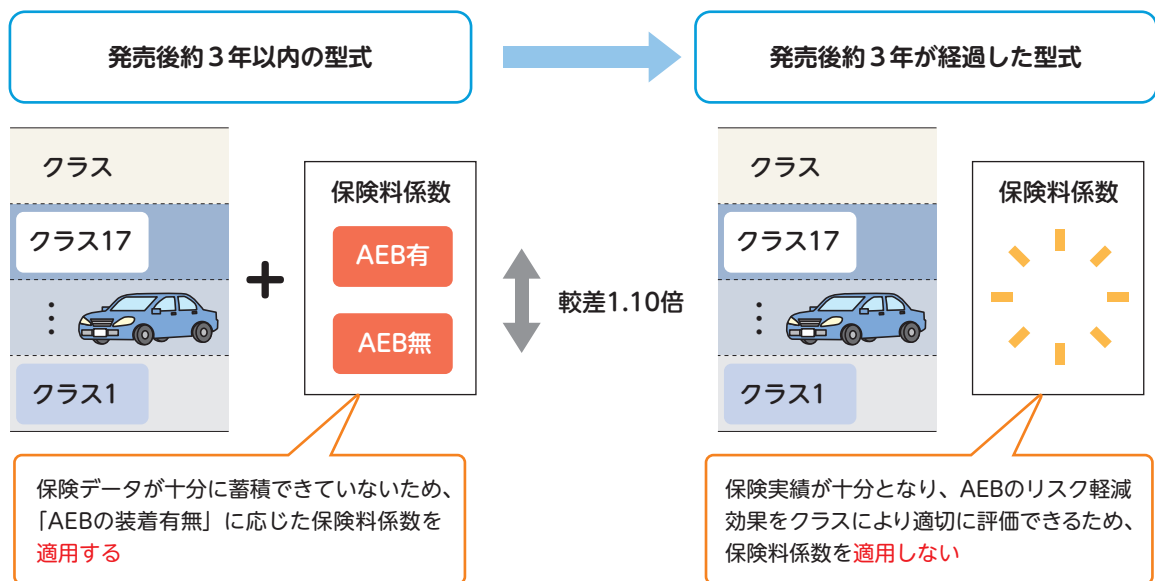
型式別料率クラス検索 (https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/vehicle_model/) をご覧ください。

保険データが十分に蓄積できている型式（発売後約3年が経過した型式）については、前記③自動車の型式－型式別料率クラス－におけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

一方、発売されて間もない型式（発売後約3年以内の型式）のように、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約3年以内の型式」を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて適用する保険料率を区分しています。

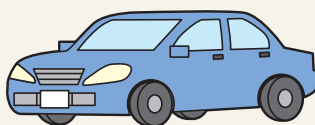
■例：自家用普通・小型乗用車の場合

（軽四輪乗用車の場合、クラスは1～3の3クラスとなります。）

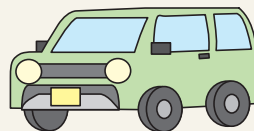


③-2 初度登録（検査）後の経過期間

●対象用途・車種



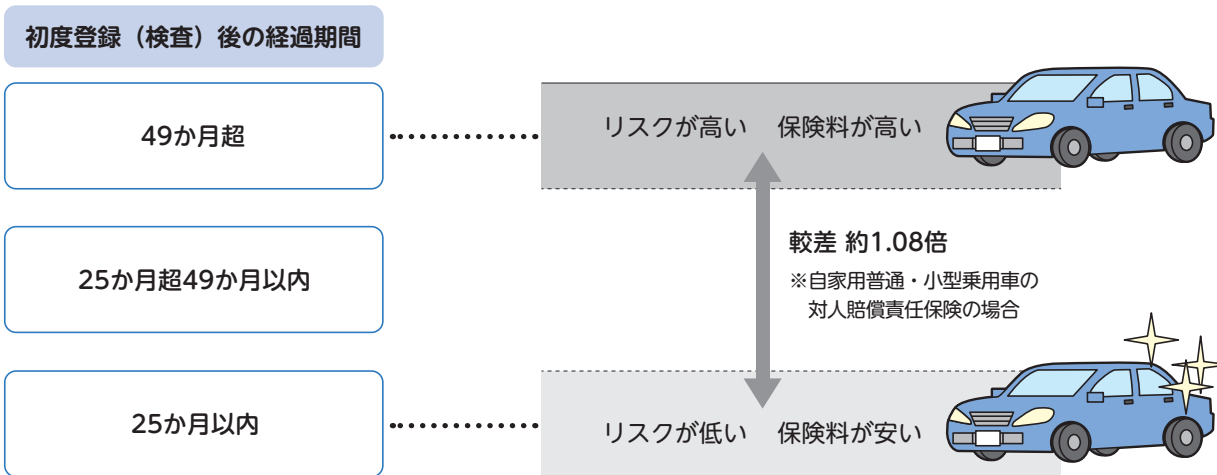
自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

車両保険以外について、初度登録（検査）後の経過期間が短いほどリスクが低い実態が見られるため、保険料率を初度登録（検査）後の経過期間により区分しています。

※初度登録（検査）後の経過期間は用途・車種、補償内容ごとに設定しています。



初度登録（検査）後の経過期間 契約している自動車は初めて国の登録（自家用普通・小型乗用車の場合）または検査（軽四輪乗用車の場合）を受けてからの期間をいいます。

④ 支払限度額など — 保険金額など —

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。



支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

- (例1) 保険金額1,000万円に対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



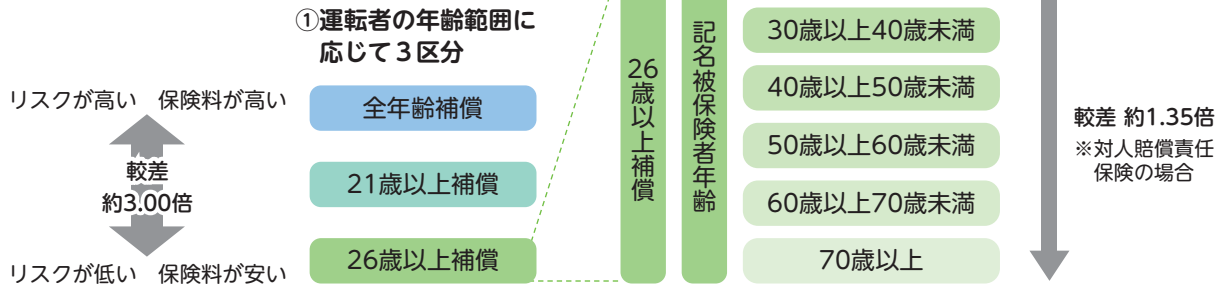
二輪自動車



原動機付自転車

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。(特に若年運転者や高齢運転者のリスクが他の年齢層と比較して高い傾向にあります。詳細はMEMOをご参照ください。)

- ※1 年齢条件は補償内容ごとに設定しています。
- ※2 個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。

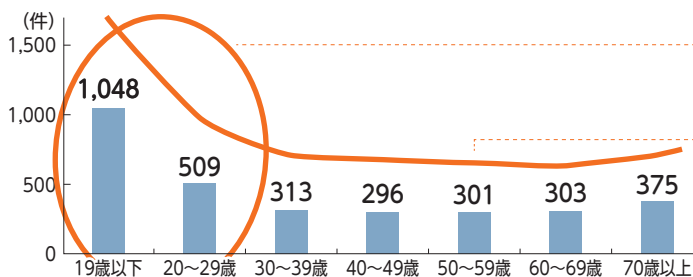


- ① 運転者の年齢範囲**
- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
 - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
 - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- 友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償します（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。
- ※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ
- ② 記名被保険者** 契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

memo

年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

■ 2021年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



※「令和3年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

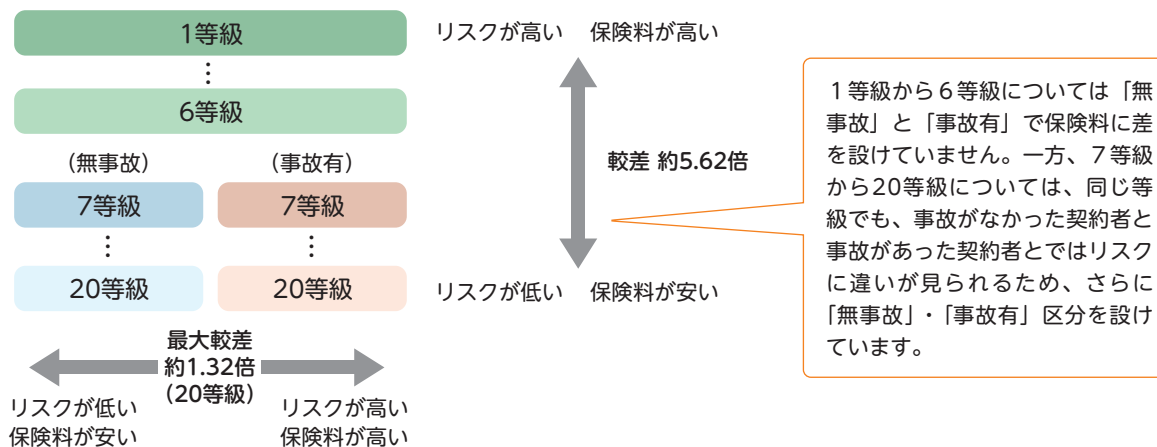
①若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて3つの区分を設けています。

②年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「50～59歳」からは減少方向から増加に転じており、「70歳以上」のリスクはさらに高い状況にあります。こうした年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに6つの区分を設けています。

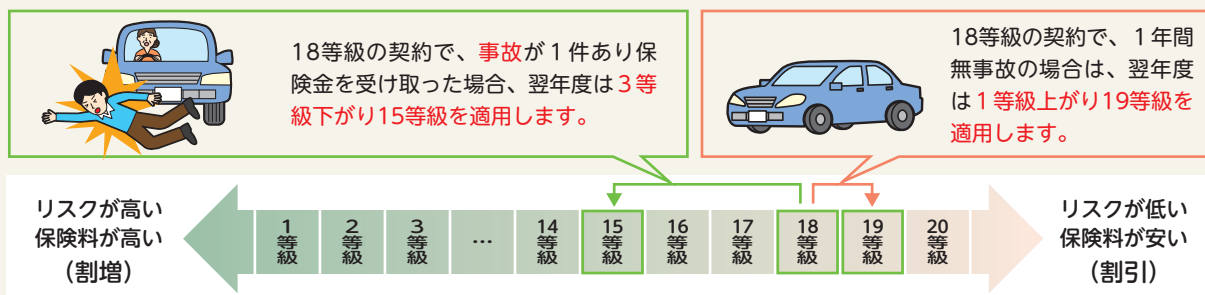
➡ 高齢運転者による交通事故の実態は、トピックス④（P76）をご参照ください。年齢条件別の契約台数、構成比は第24表（P126）をご参照ください。

⑥ 過去の事故歴 —ノンフリート等級—

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分しています。

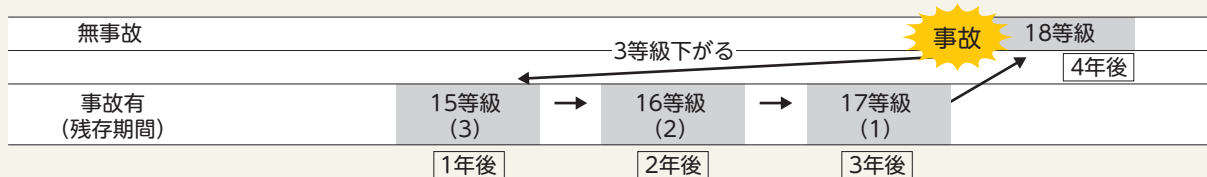


●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



●無事故／事故有別に保険料を適用

事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そのうち「無事故」区分を適用することになります。



memo

新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けます。

3等級下がらない事故もあります

- ①車両保険における火災、落下物との衝突の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も1年間となります。
- ②人身傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

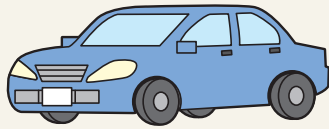
「事故有」区分を適用する期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分を適用しますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は6年となります。

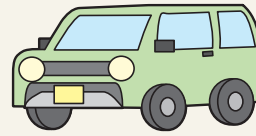
※「事故有」区分を適用する期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：6年）。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

● 対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

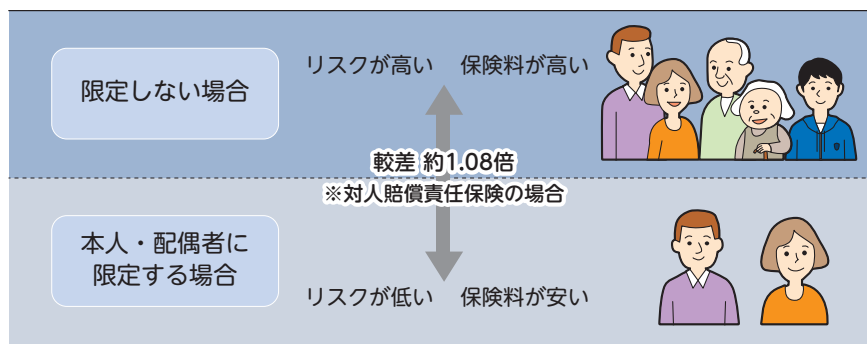


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により2つに区分しています。
※運転者限定は補償内容ごとに設定しています。



- 運転者の限定区分**
- ・ 限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償
(運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合)
 - ・ 本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償
(運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合)

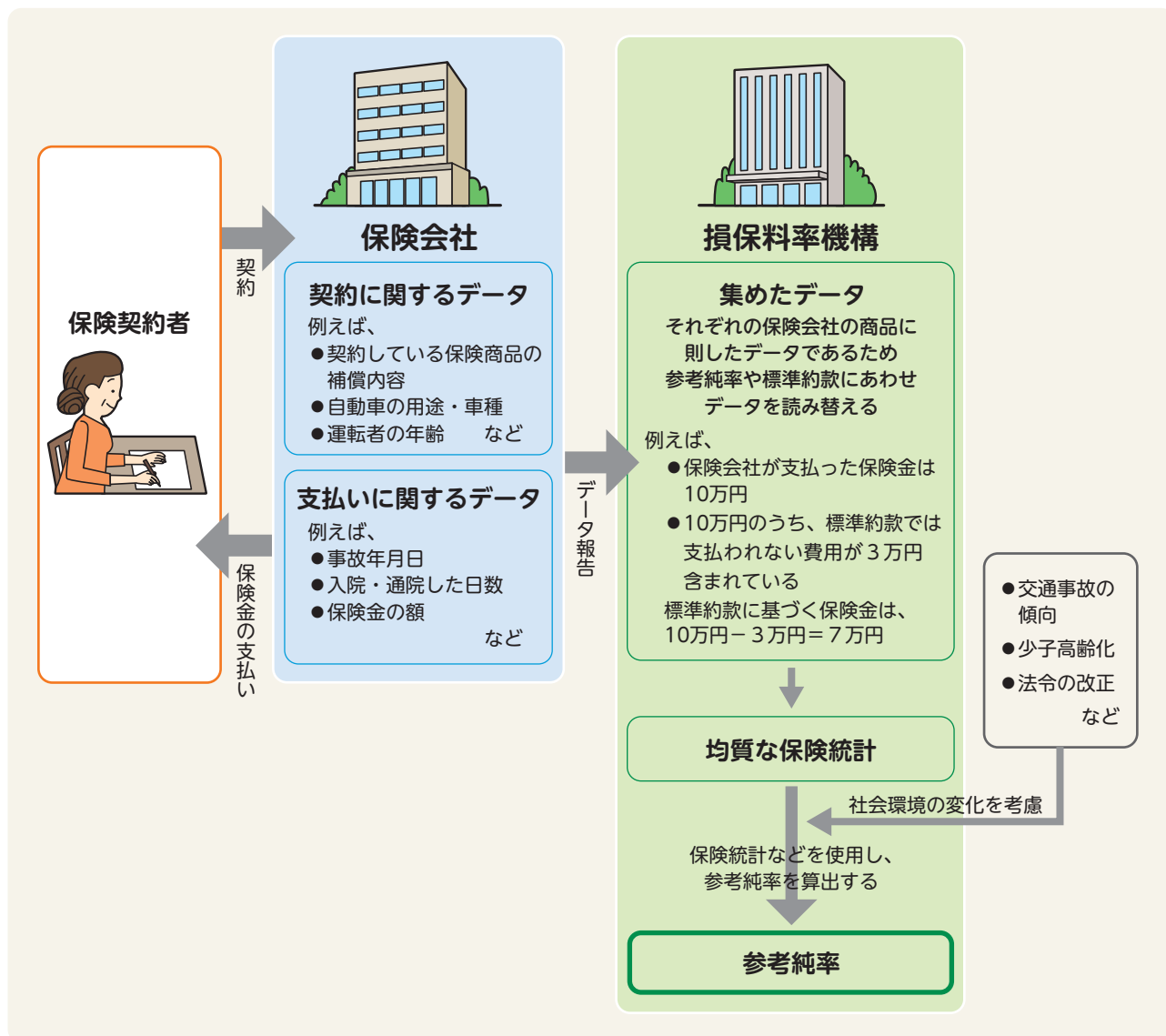
2 自動車保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 自動車保険参考純率の算出方法

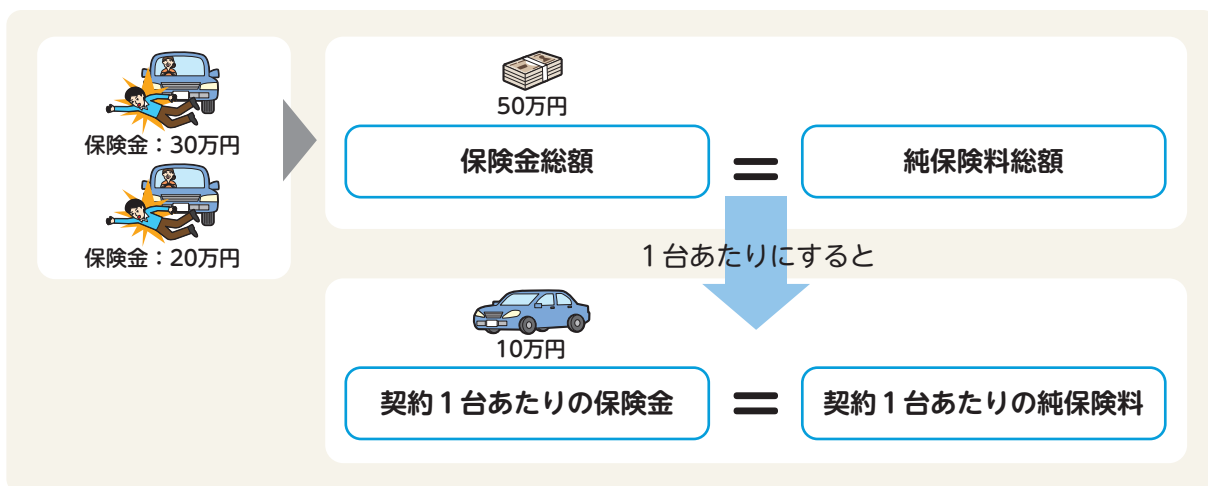
← 自動車保険参考純率

収支相等の原則（2-1(2) 保険料率の3つの原則（P55）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

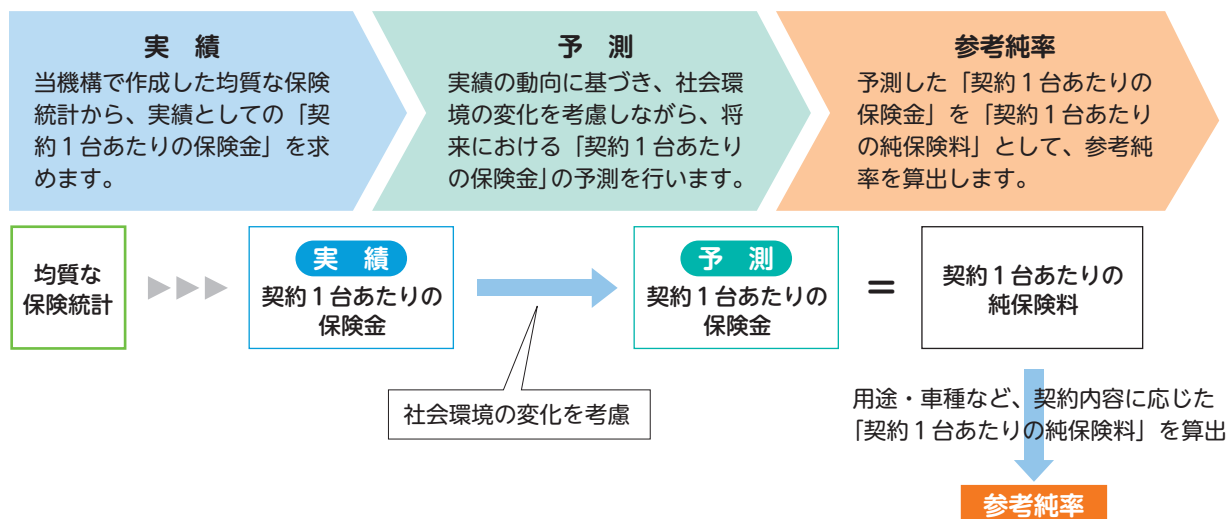
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

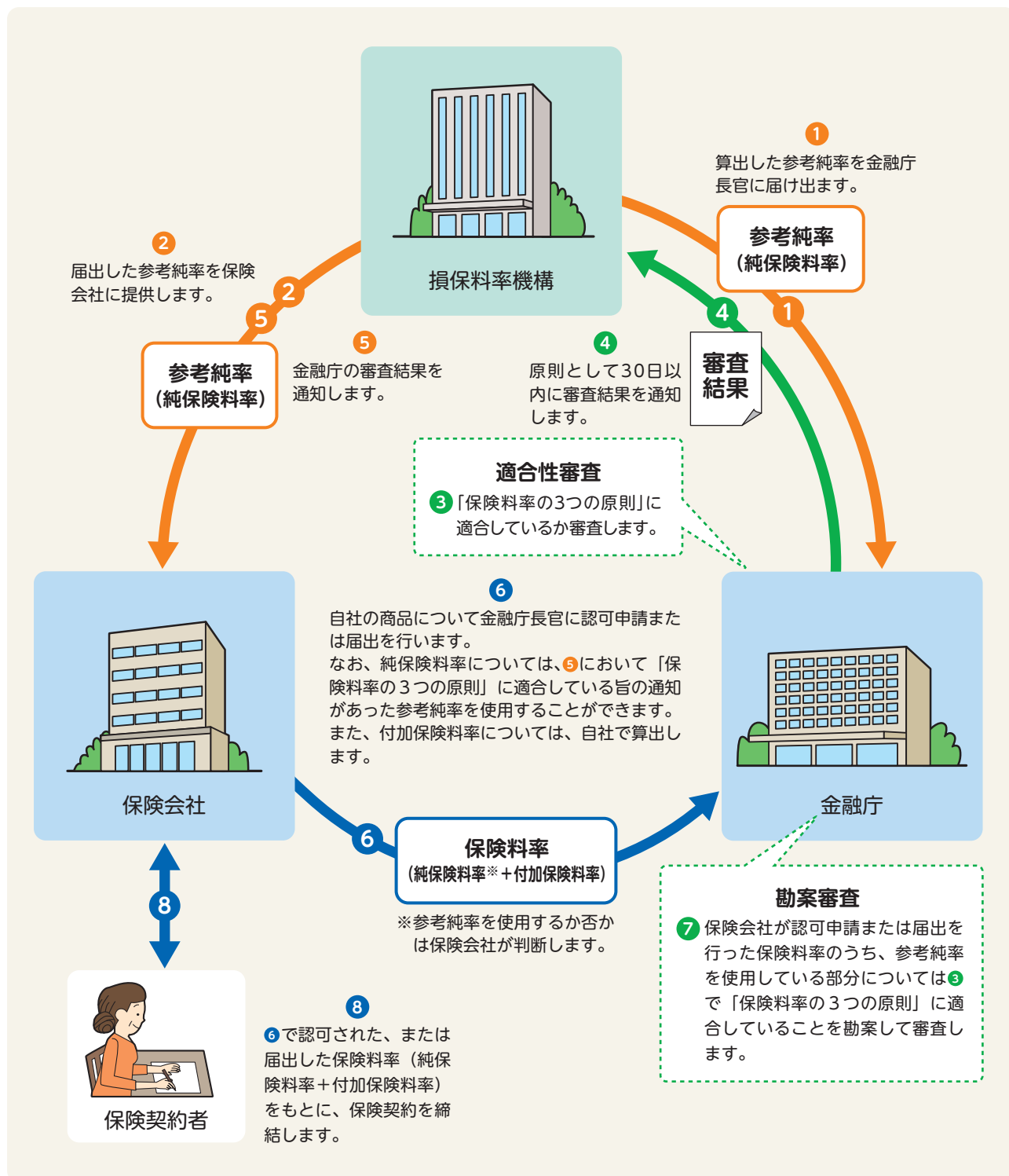
事故率
(事故が起きる確率)
保険金単価
(1事故あたりの保険金)

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

← 自動車保険参考純率

■ 自動車保険参考純率の算出後の流れ

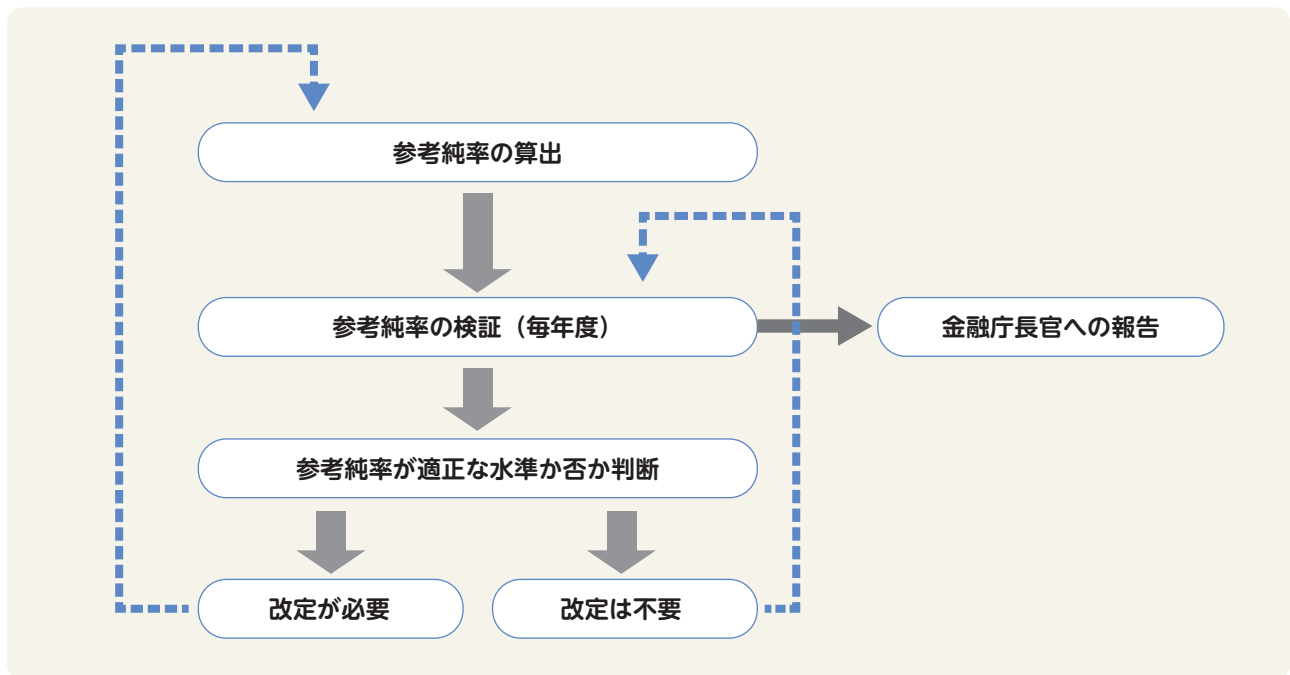


4 自動車保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

← 自動車保険参考純率

■ 自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



3 自動車保険の現況

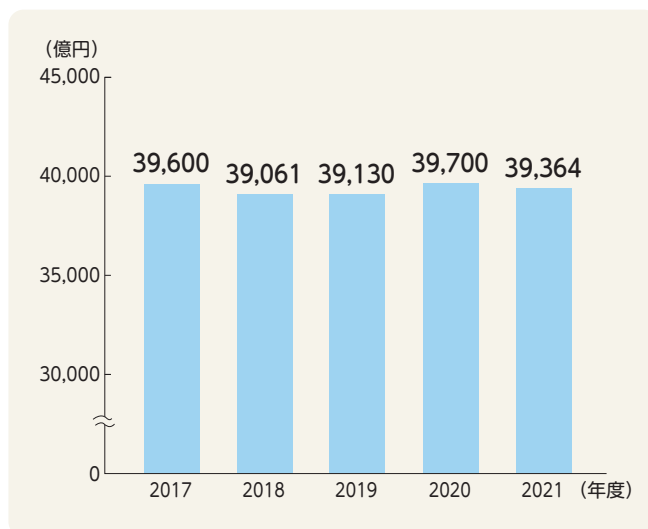
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

(1) 保険料の推移

2021年度の自動車保険の保険料は、図34のとおり3兆9,364億円となっており、前年度に比べ336億円（0.8%）の減少となりました。

図34 保険料の推移



保険料

図34、35の「保険料」には、2①(1) 自動車保険の保険料率（P54）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同じ）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

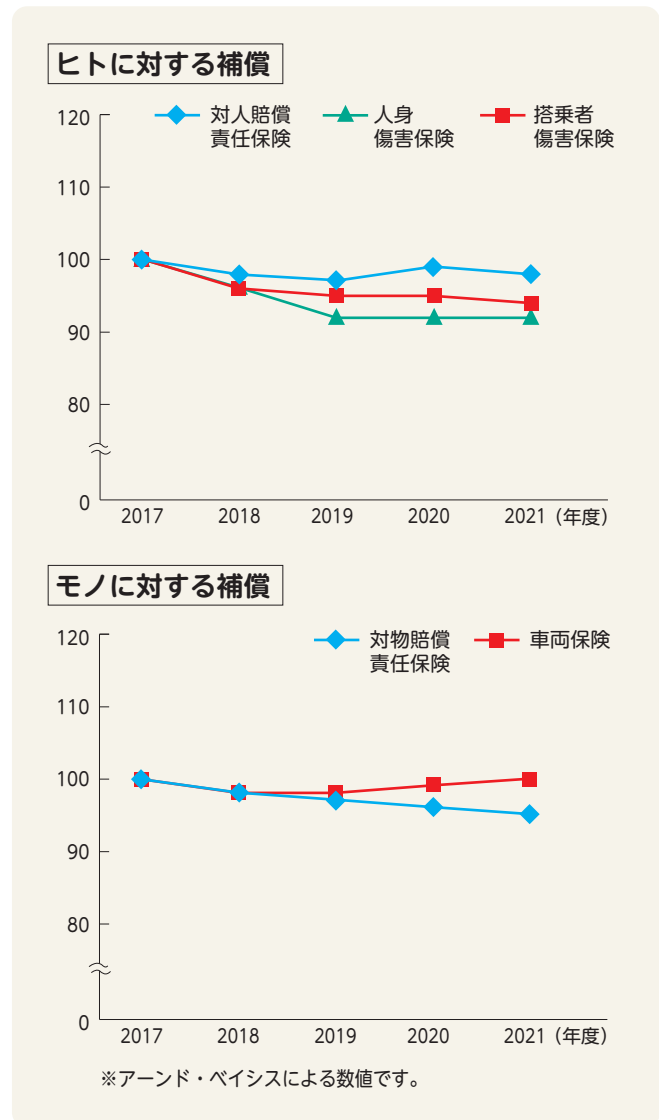
なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アード・ベース（3①(2) 契約1台あたりの保険料の推移（P70）参照）」による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベース（3②(2) 契約1台あたりの保険金の推移（P74）参照）」による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

(2) 契約1台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変動したりすること）や、保険会社による保険料率水準の見直しなどにより変動します。

図35のとおり、概ね減少傾向で推移しています。

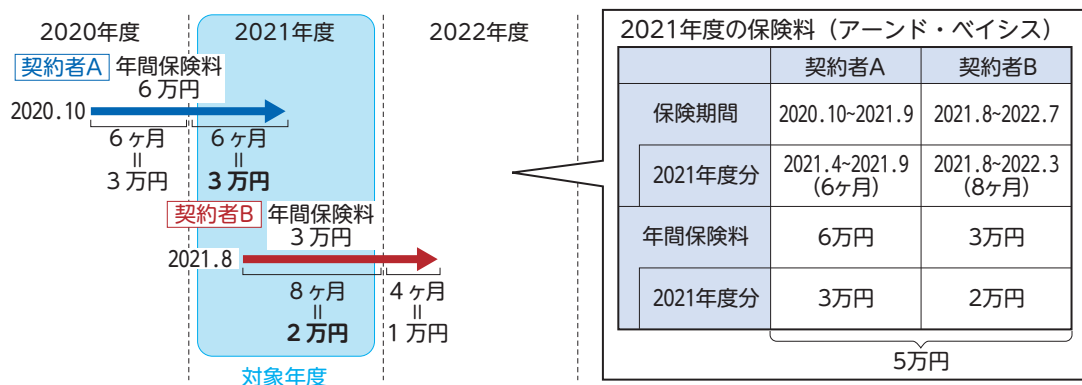
図35 契約1台あたりの保険料の推移（補償内容別）
（2017年度を100とした場合）



アールド・ベシスの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期に関わらず、対象年度における保険期間の割合に対応した保険料のことです。

(例) 契約者が2人（A・B）だとした場合の2021年度の保険料（アールド・ベシス）





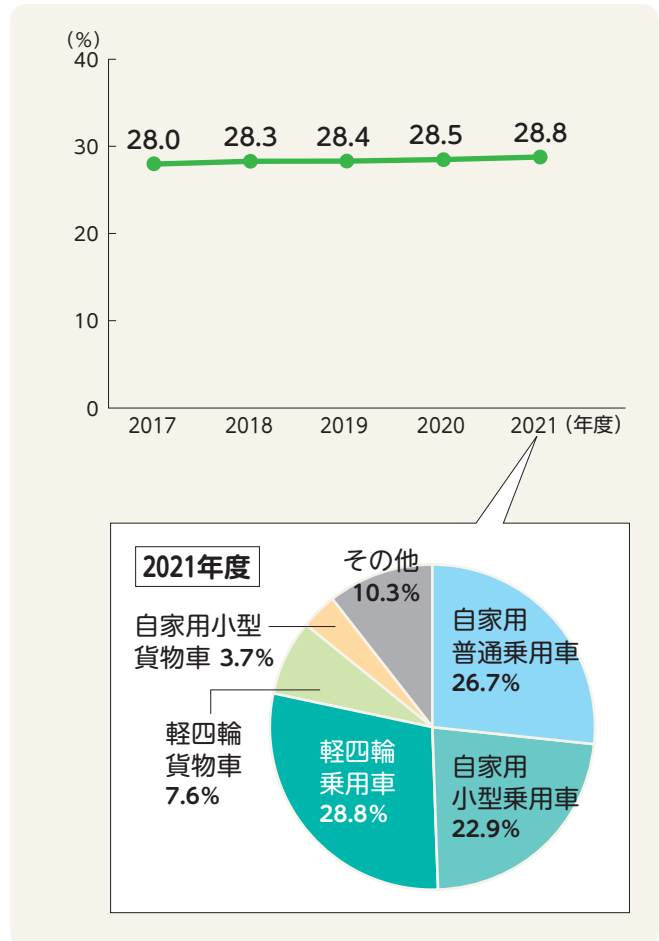
契約1台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります（2-1(4)自動車保険の料率区分①（P57）参照）。

近年、図36のとおり、軽四輪乗用車が増加し、自家用普通乗用車や自家用小型乗用車を超える構成割合となっています。

図36 全車種に対する軽四輪乗用車の構成割合の推移（対人賠償責任保険）

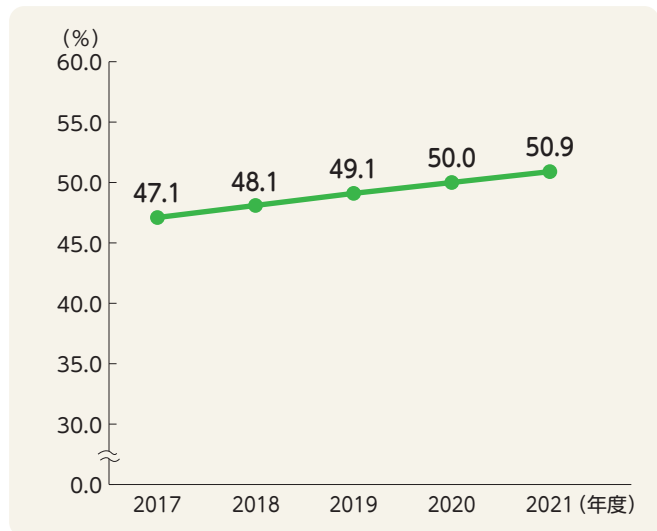


ノンフリート等級別料率制度における 20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥（P63）参照）。

ノンフリート契約者全体で見ると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図37のとおり、増加傾向で推移しており、2020年度には約5割に達しています。

図37 ノンフリート等級別料率制度における
20等級割合の推移（対人賠償責任保険）



債権法改正による影響

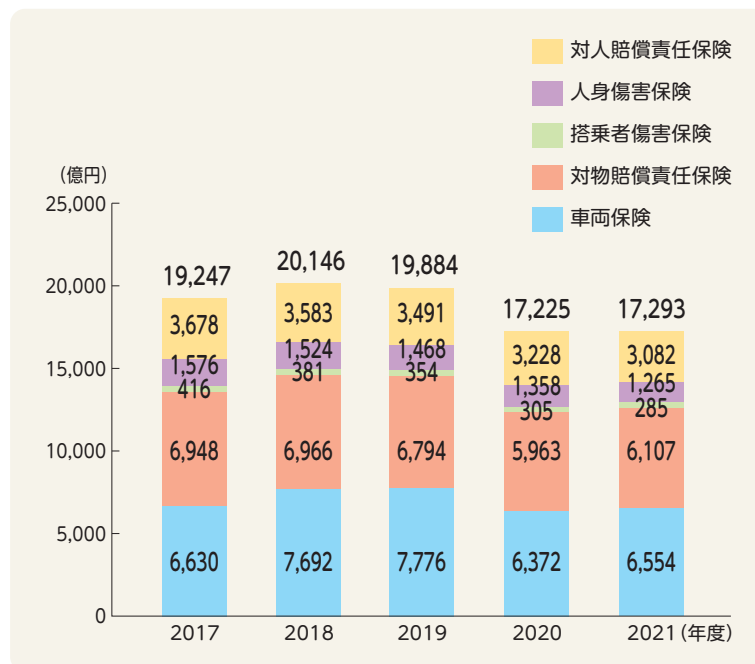
図35において、対人賠償責任保険の保険料が2020年度に増加に転じていますが、これは2020年4月施行の債権法改正（法定利率を年5%→3%に変更する民法の改正）により保険金の増加が見込まれることを受けて、各社が保険料の引き上げを行ったことが要因となっています。

2 保険金（支払い）の状況

(1) 保険金の推移

2021年度の自動車保険の保険金は、図38のとおり1兆7,293億円となりました。新型コロナウイルス感染拡大を契機に交通事故が減少した影響により、2020年度に引き続き、2019年度以前と比較すると少なくなっています。

図38 保険金の推移



保険金

図38～図41の「保険金」には、付帯費用を含みません。

付帯費用とは

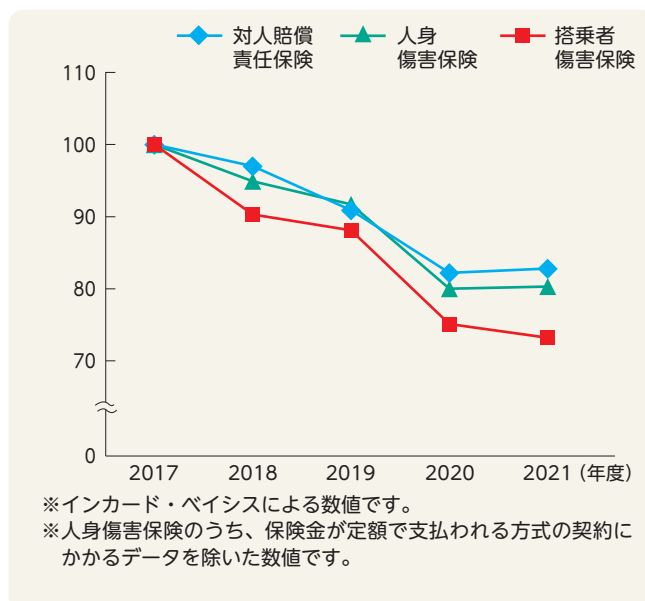
保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

(2) 契約1台あたりの保険金の推移

① 対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図39のとおり減少傾向で推移しており、その要因としては衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいることが挙げられます。また新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、交通事故が減少したため、特に2020年度は大幅に減少しており、2021年度においても2019年度以前と比較すると少なくなっています。

図39 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2017年度を100とした場合）



交通事故死傷者数の減少と契約1台あたりの保険金の推移の関係

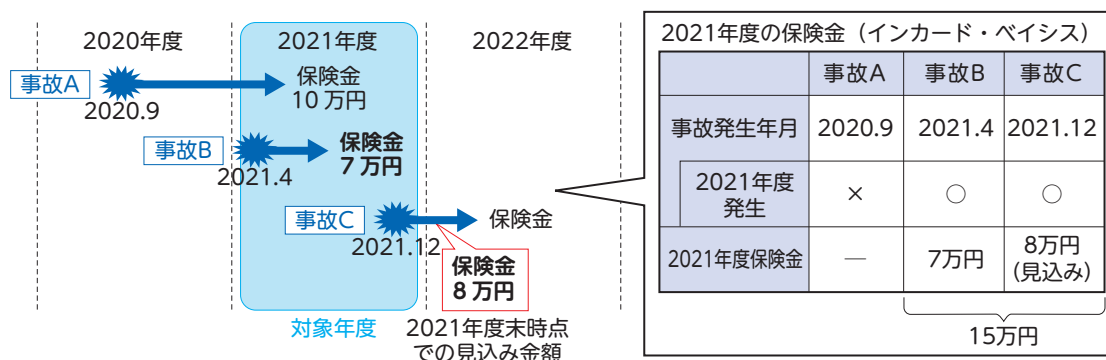
警察庁が公表する交通事故死傷者数は、2017年から2021年にかけて一貫して減少傾向が続いています（P23 図6参照）。対人賠償責任保険・人身傷害保険の契約1台あたりの保険金についても概ね減少傾向で推移しているものの、その減少割合は、交通事故死傷者数の減少割合と比べて小幅にとどまっています。

この要因としては、第Ⅱ部3②保険金（支払い）の状況（P22）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象であるのに対し、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれており、このような支払いの占める割合が増加していることによるものと考えられます。

インカード・ベイシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のこと、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の2021年度の保険金（インカード・ベイシス）



② 対物賠償責任保険・車両保険

図40のとおり、対物賠償責任保険の契約1台あたりの保険金は、概ね減少傾向となっています。

車両保険の契約1台あたりの保険金は、自然災害の影響等により年度ごとの変動が大きくなっています。特に、2018年度および2019年度は、大規模な台風による影響で他の年度よりも高くなっています。

対物賠償責任保険および車両保険のいずれも、契約1台あたりの保険金が減少する要因としては、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいることが挙げられます。また新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、交通事故が減少したことを受けて、2020年度は大幅に減少しましたが、2021年度は増加に転じています。

図41のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は概ね増加傾向で推移しています。これは保険金の大半を占める修理費が増加傾向で推移していることが要因となっています（図42参照）。また、車両保険の2018年度および2019年度については、図40と同様に自然災害の影響等も増加の要因となっています。

図40 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2017年度を100とした場合）

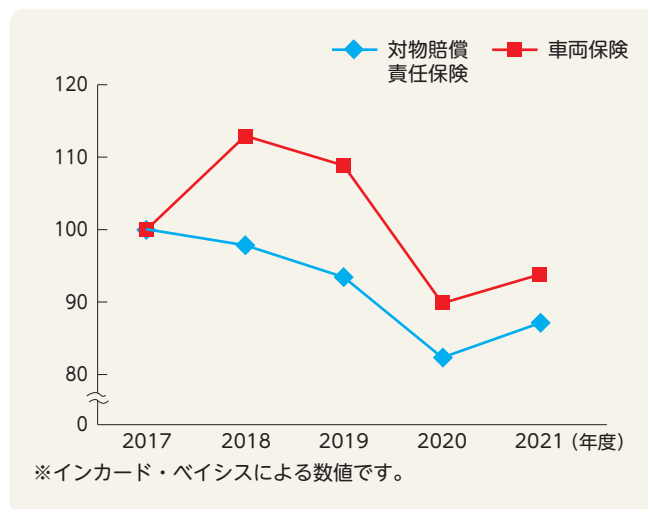
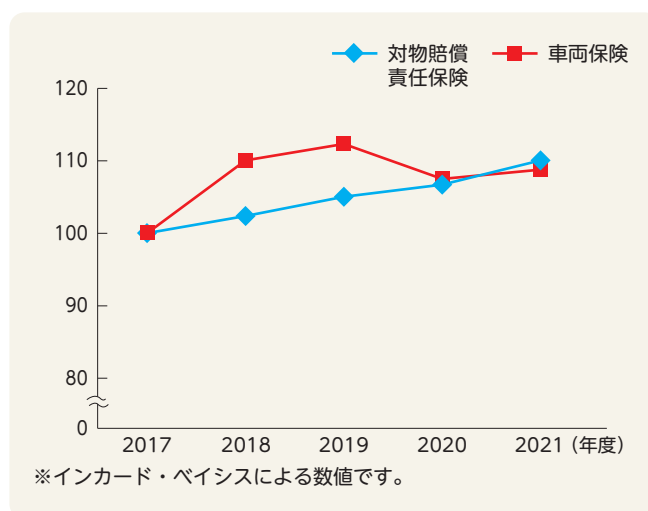


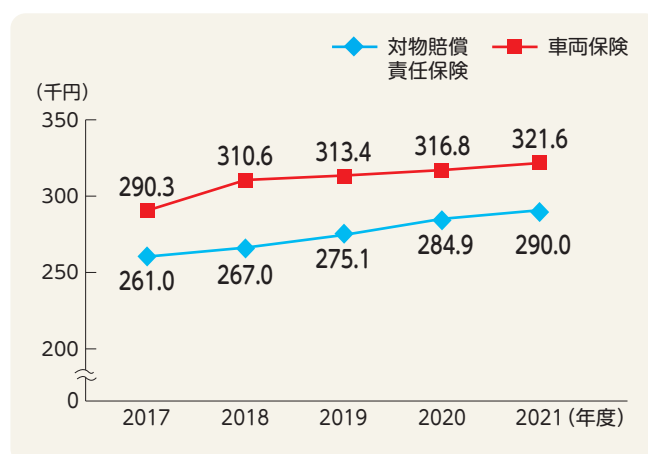
図41 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2017年度を100とした場合）



支払い1件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費等）は、対物賠償責任保険においては約5割、車両保険においては約8割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図42のとおり増加傾向で推移しています。これは、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加しているためと考えられます。

図42 支払い1件あたりの修理費の推移



トピックス 4

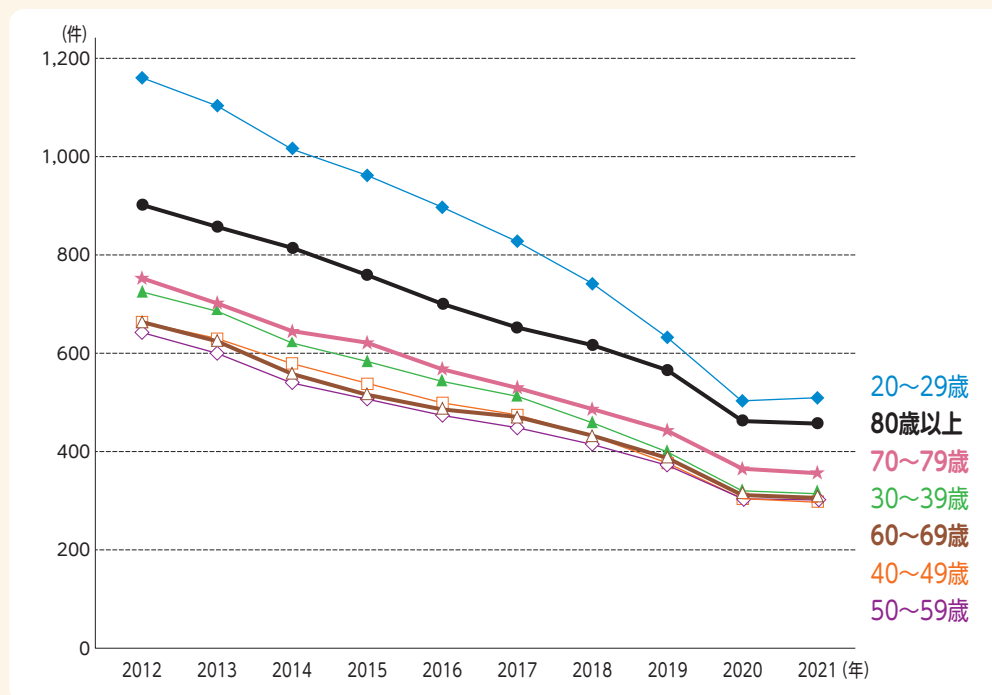
高齢運転者の事故

近年、高齢運転者による重大事故が相次いで報道され、注目を集めています。高齢運転者による交通事故の実態を見ていくと、交通事故の件数の多寡ではなく、他の年齢層と比較したときの重大事故（死亡事故）が多いことによる、運転リスクの高さがうかがえます。

(1) 高齢者運転者による交通事故の実態

高齢運転者による重大事故について、報道で大きく取り上げられることもあり、高齢運転者による事故が増加しているかのような印象を受けます。しかし実際には、60歳以上の運転者の交通事故件数は増加している訳ではありません。高齢人口の増加の影響を除くため、運転免許保有者10万人あたりの交通事故件数でも、高齢運転者の交通事故件数も他の年齢層と同様に減少傾向にあります。2020年に著しく減少、2021年は横ばいになっているのは、2020年はコロナ禍で例年よりも交通事故が減少したためと考えられます（新型コロナウイルスによる影響については、トピックス5）（P80参照）。

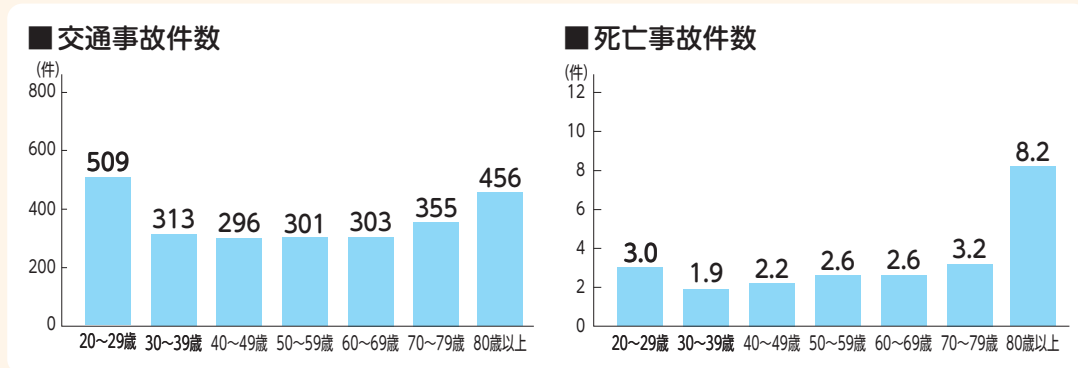
図43 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数の推移



※1 「令和3年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。
 ※2 原付以上運転者とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいいます。
 ※3 第1当事者とは、事故当事者のうち最も過失が重い者（過失が同程度の場合には人身損傷程度〔ケガ〕が軽い者）をいいます。

高齢運転者の交通事故の特徴は重大事故（死亡事故）の多さです。そのため、件数自体は減少しているものの、高齢運転者による交通事故が社会に大きなインパクトを与えています。図44のとおり、免許保有者10万人あたりの交通事故件数を見ると70歳以上の集団より29歳以下の集団の件数の方が多いですが、死亡事故に限定して見ると高齢層が若年層を上回ります。

図44 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの事故件数の比較

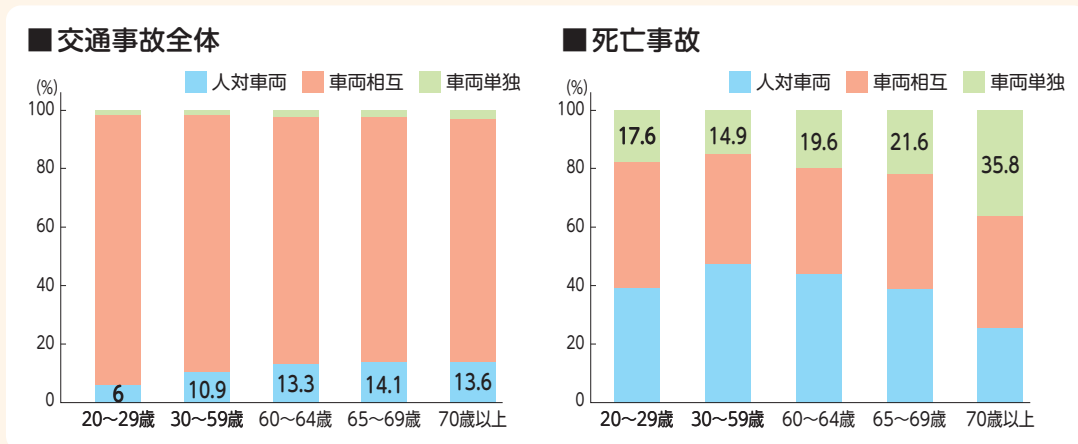


※「令和3年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

※「令和3年中における交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

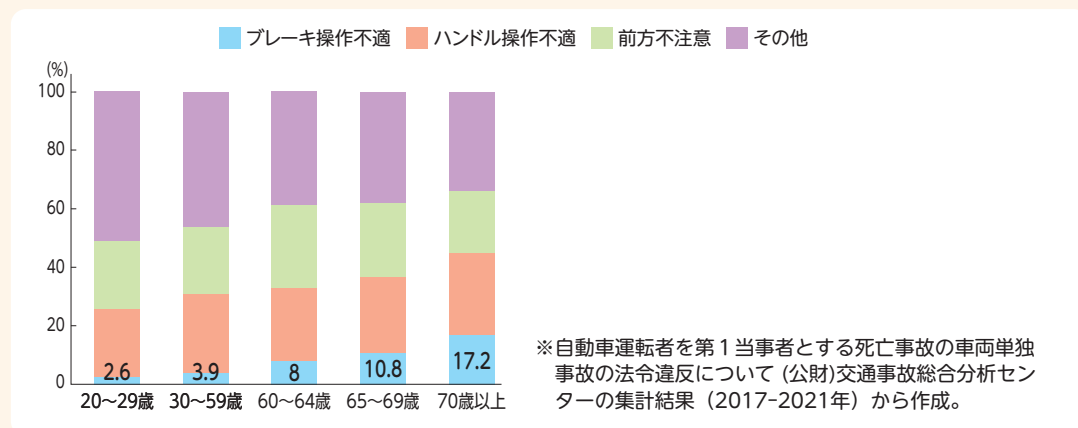
高齢運転者の事故の特徴をみてみると、事故全体では若年層よりも人対車両の事故が多いことがわかります。死亡事故に限ってみると、特に70歳以上で車両単独事故が多く、年齢の上昇とともにブレーキ操作ミスを原因とする車両単独事故が多くなるのがわかります（図45、46）。

図45 自動車運転者（第1当事者）の年齢層別の事故形態



※自動車運転者を第1当事者とする列車事故以外の事故類型について(公財)交通事故総合分析センターの集計結果(2017~2021年)から作成。

図46 自動車運転者（第1当事者）の年齢層別の死亡単独事故の発生原因



※自動車運転者を第1当事者とする死亡事故の車両単独事故の法令違反について(公財)交通事故総合分析センターの集計結果(2017~2021年)から作成。

(2) 高齢者の交通事故削減にむけて

ひとくちに高齢運転者といっても、その年齢は幅広く、健康状態やライフスタイル等における個人差があります。運転に不安を感じた場合は、有効期間内に運転免許証を自主的に返納する「免許返納制度」を利用することも選択肢の一つです。警察庁の統計によると、ここ数年は75歳以上で毎年25万件以上が自主返納されています。自主返納後は身分証としても利用できる「運転経歴証明書」が交付され、この証明書を提示することで公共交通機関の乗車運賃割引など様々な特典を受けることもできます。一方で、公共交通機関等の利便性が十分に確保されていない地域に暮らす高齢者にとって、日常生活上、自動車は欠かすことのできない移動手段です。

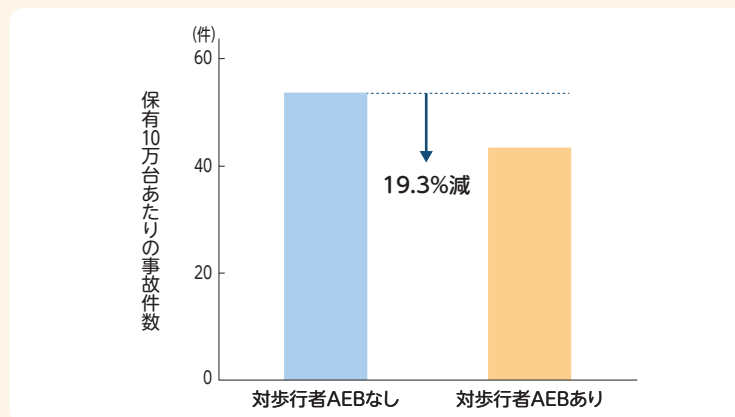
政府では、特に高齢運転者の事故低減に有効と考えられる衝突被害軽減ブレーキ（AEB）やペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及啓発をはじめ、様々な高齢運転者対策に取り組んでいます。

中でも、前方の障害物との衝突の回避または衝突速度を下げるためにブレーキ操作をサポートする「衝突被害軽減ブレーキ（AEB）」は、高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進の一環として、2021年11月に世界に先駆けて国産乗用車等の新型車への装着義務化がスタートしました。

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の対象となる障害物は、当初は前方の車両だけでしたが、いまでは国内向けに生産される国産乗用車の9割超が歩行者にも対応※しており、2021年に開始した義務化においても、前方車両および歩行者に対して作動することを要件としています。図47のとおり対歩行者の衝突被害軽減ブレーキ（AEB）を装着している車両は、人対車両事故において約20%の事故削減効果が確認されています。新型車では2024年7月、継続生産車についても2026年7月に、障害物の対象に自転車も追加されることが決定しており、今後も装置の高度化に伴い更なる事故削減効果が見込まれます。

※国土交通省：https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/data/r3souchakudaisu_kokusan.pdf 「ASV普及台数調査 国産車 2021」

図47 人対車両事故での
衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の事故削減効果



※イタルデザインフォーメーション 交通事故分析レポート No.133 特集「軽乗用車の衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の効果分析」(ITARDA) から作成。2016-2018年の軽乗用車が第1当事者の事故を分析。

参考純率においては、型式別料率クラスおよびそれを補完する衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の装着の有無による区分で先進安全技術によるリスク実態の差異を評価しています（詳細は2-1(4) 自動車保険の料率区分③（P58～）参照）。

memo

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の作動条件

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の作動には天候や道路条件など諸条件が影響するため、機能を過信せず正しく理解して安全運転を心掛ける必要があります。当機構ウェブサイトでは、関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも合わせてご覧ください。

「衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の効果と事故防止上の注意点」

https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/autonomous_car_2020.html

当機構ウェブサイトでは、このトピックスに関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも合わせてご覧ください。

「高齢運転者による交通事故の実態」

https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver.html

「高齢運転者のペダル踏み間違い事故」

https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/misstepping.html

「高齢運転者の事故が多いのはいつ？」

https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver_202009.html

トピックス ⑤

新型コロナウイルスによる影響

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月に中国・武漢市で初めて感染者が確認されて以降、世界中に拡大しました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出自粛は、自賠責保険および自動車保険の保険金の推移にも影響を及ぼしています。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中で、日本においても、2020年2月以降は市中感染による感染者数が増加し、同年4月には政府により初めての緊急事態宣言が発出されました。新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、人と人との接触機会を削減するために、テレワークや時差出勤の取組み、帰省・旅行など都道府県境をまたいだ移動および大人数での会食の自粛要請や、学校の一斉休校などの各種施策が実施されました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会生活に大きな変化をもたらしただけでなく、自賠責保険および自動車保険の保険金の推移にも大きな影響を及ぼしています。新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により交通量が減少し、これに伴って交通事故も減少したため、図48、図49のとおり、2020年度の自賠責保険および自動車保険の保険金は2019年度以前と比べて大きく減少しました。なお2021年度は、自賠責保険では2019年度以前と同程度の減少、自動車保険では2020年度からほぼ横ばいとなっています。

図48 保険金の推移（自賠責保険 受傷形態計）
（2017年度を100とした場合）

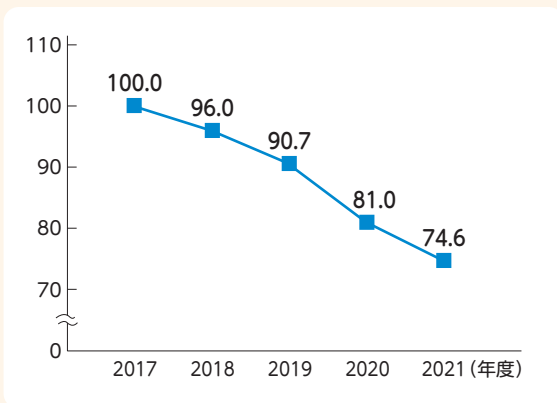
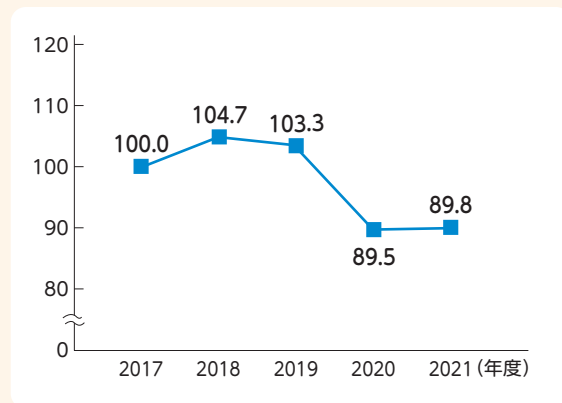


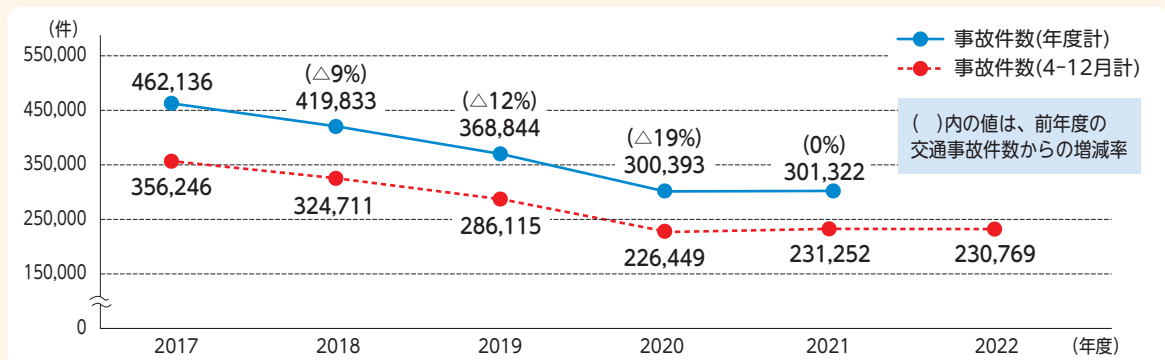
図49 保険金の推移（自動車保険 補償種目計）
（2017年度を100とした場合）



交通事故の傾向を示す指標として警察庁公表の交通事故発生件数の推移をみると、図50のとおり概ね減少傾向で推移しており、これは交通事故防止に向けた各種施策や、衝突被害軽減ブレーキ等の自動車の安全技術の普及が主な要因となっています。

このように年々交通事故が減少する中で、2020年度の交通事故発生件数については、より大きく減少し、2021年度に関しては2020年度と同程度となっています。交通量においても、図51のとおり、2020年度は大きく減少していることから、緊急事態宣言が発出されたことによる外出自粛の影響が、交通環境に及んだことが考えられます。2022年度は、緊急事態宣言や「まん延防止等重点措置」による行動制限は実施されておらず、交通量もコロナ禍前に近い水準に回復してきており、新型コロナウイルスの交通環境に及ぼす影響は縮小しつつあると考えられます。

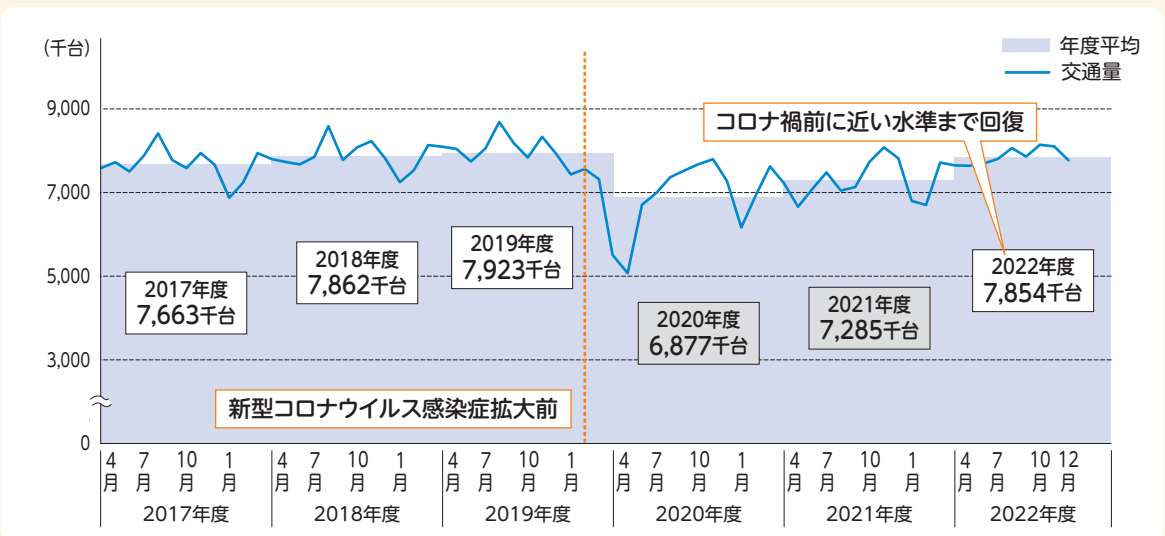
図50 交通事故発生件数の年度別推移



※2017年4月～2022年12月分の月別事故件数について、1～11月分は「交通事故統計月報」(警察庁交通局)表1-1の交通事故件数(速報値)、12月分は「交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締状況」(警察庁交通局)表1-1の12月末の交通事故件数から上記1～11月分の件数を除いた値を使用して作成のうえ、下記のとおり掲載。

- ・事故件数(年度計)：各年度4～3月分の事故件数を集計。
- ・事故件数(4～12月計)：各年度4～12月分の事故件数を集計。

図51 1日あたり高速道路平均利用台数の推移



※独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構より「各月の交通量」におけるNEXCO計の交通量(千台/日)を掲載。

- ・年度平均：2021年度以前は4～3月分の月別交通量の平均。
2022年度は4～12月の月別交通量の平均。

トピックス 6

コネクテッドカー・自動運転車の普及状況

近年の自動車技術の進化により、コネクテッドカーの普及および高度な自動運転車の市場化が進んでいます。これらに向けた当機構の取り組みを紹介します。

近年の自動車技術の進化によりコネクテッドカー（インターネットの通信機能を備えた自動車）が急速に普及しています（図52）。コネクテッドカーは、車両の状態や周囲の道路状況などの様々なデータを取得することが可能であり、事故時に自動的に緊急通報を行うシステムや、走行実績に応じて保険料が変動するテレマティクス保険、盗難時に車両の位置を追跡するシステムなどが実用化されています。

また、自動運転車の普及への取り組みも進んでいます。法制面では、自動運転に関する規定を盛り込む形で改正された道路交通法および道路運送車両法が2020年4月に施行され、公道での自動運転レベル3※の走行が可能となりました。さらに、2023年4月には、限定地域における遠隔監視の無人自動運転移動サービスを想定した、自動運転レベル4の運行許可制度を盛り込んだ道路交通法が施行されました。

自動運転車の開発も行われており、2021年3月には本田技研工業株式会社が自動運転レベル3の乗用車を発売するなど、高度な自動運転レベルのサービスの実現と市場化が進んでいます（図53）。

当機構ではこのような自動車技術の進化と、それに伴う自動車保険の変化に対応すべく、自動車の走行データの収集・分析体制を構築し、今後の参考純率の商品・料率制度体系上の対応案等の検討を進めています。

※自動運転レベルについて

日本を含めた多くの国で自動運転は、レベル0（自動運転なし）、レベル1（運転支援）、レベル2（部分運転自動化）、レベル3（条件付運転自動化）、レベル4（高度運転自動化）、レベル5（完全運転自動化）の複数のレベルに分けて定義されています。なお、レベル2（部分運転自動化）については、レベル1と同様ドライバーが責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援」技術であることに注意が必要です。

図52 コネクテッドカーの新車販売台数（乗用車、商用車）

	2021年見込	2020年比	2035年予測	2020年比
日 本	370万台	108.8%	350万台	102.9%
北 米	1,140万台	120.0%	2,010万台	2.1倍
欧 州	1,160万台	128.9%	2,000万台	2.2倍
中 国	820万台	122.4%	2,700万台	4.0倍
そ の 他	530万台	123.3%	2,420万台	5.6倍
合 計	4,020万台	122.2%	9,480万台	2.9倍

※「コネクテッドカー・V2X・自動運転関連市場の将来展望 2021」（株式会社 富士経済）。

図53 自動運転システムの市場化・サービス実現期待時期

		レベル	実現が見込まれる技術（例）	市場化等期待時期
自動運転技術 の高度化	自家用車	レベル3	高速道路での自動運転	2020年目途
		レベル4	高速道路での自動運転	2025年目途
	物流サービス用の車 (配送用トラック等)	—	高速道路でのトラックの 後続車有人隊列走行	2021年まで
		—	高速道路でのトラックの 後続車無人隊列走行	2022年度以降
		レベル4	高速道路でのトラックの 自動運転	2025年以降
	移動サービス用の車 (バス・タクシー等)	レベル4	限定地域での 無人自動運転移動サービス	2020年まで
レベル2以上		高速道路でのバスの 運転支援・自動運転	2022年以降	

※「官民 ITS 構想・ロードマップ」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議 2021年度）から作成。

第Ⅳ部

くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第1表	自賠責保険収支の推移	86
第2表	自賠責保険車種別収支〈2021年度〉	88
第3表	自賠責保険都道府県別収支〈2021年度〉	90
第4表	原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移	92
第5表	原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2022年3月末〉	93
第6表	自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移	94
第7表	自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2021年度〉	95
第8表	自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2021年度〉	96
第9表	自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2021年度〉	97
第10表	自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2021年度〉	98
第11表	自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費〈2021年度〉	99
第12表	政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2021年度〉	100

2 自動車保険統計

第13表	任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2021年度〉	102
第14表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2021年度〉	106
第15表	任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2021年度〉	108
第16表	任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表〈2021年度〉	110
第17表	任意自動車保険 都道府県別統計表〈2021年度〉	112
第18表	任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2022年3月末〉	114
第19表	任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2022年3月末〉	116
第20表	任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉	118
第21表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2021年度〉	120
第22表	任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2021年度〉	122
第23表	任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表〈2021年度〉	124
第24表	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2021年度〉	126
第25表	任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2021年度〉	128
第26表	任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2021年度〉	130
第27表	任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2021年度〉	132

3 関連情報

I 共済関係

第28表	自賠責共済収支の推移	134
第29表	自賠責共済都道府県別収支〈2021年度〉	136
第30表	自動車共済 補償種目別収支の推移	138
第31表	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2022年3月末〉	139

II 交通事故関係

第32表	交通事故発生状況の推移	140
第33表	都道府県別交通事故発生状況〈2021年〉	141
第34表	事故類型別交通事故件数の推移	142
第35表	年齢層別死者数の推移	142
第36表	状態別死者数の推移	143
第37表	警察統計の死者数の推移	143
第38表	車種別道路交通法違反取締り件数〈2021年〉	144
第39表	救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移	144
第40表	男女別運転免許保有者数の推移	145
第41表	年齢別・男女別免許保有者の前年比較〈2020年・2021年〉	146
第42表	交通事故高額賠償判決例（人身事故）	147
第43表	交通事故高額賠償判決例（物件事故）	148

III 自動車保有登録関係

第44表	車種別自動車保有車両数の推移	150
第45表	都道府県別自動車保有車両数〈2022年3月末〉	152
第46表	新車登録台数の推移	153
第47表	車種別平均使用年数の推移	153

IV 法令関係

第48表	後遺障害等級表	154
------	---------	-----

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死	亡
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
1970	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
1975	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
1980	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
1985	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
1990	34,404,028	1,217,597,602	11,057	219,345,168
1991	34,675,719 (0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541 (1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078 (5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038 (0.5)	1,015,698,547 (0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545 (1.2)	1,046,279,856 (3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188 (1.7)	1,072,702,030 (2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877 (2.2)	988,676,122 (2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102 (0.3)	999,284,341 (1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 (20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246 (0.9)	1,212,825,888 (0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723 (1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770 (0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207 (7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100 (0.3)	811,951,189 (0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 (10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580 (3.8)	936,324,556 (4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097 (△3.4)	1,028,327,183 (9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126 (0.9)	1,034,178,479 (0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559 (△0.2)	1,025,949,786 (△0.8)	3,639	90,941,312
2016	39,255,373 (1.8)	1,047,243,538 (2.1)	3,568	89,412,881
2017	39,316,675 (0.2)	975,407,360 (△6.9)	3,481	84,175,617
2018	39,310,818 (0.0)	976,001,603 (0.1)	3,264	78,847,730
2019	39,044,153 (△0.7)	967,360,228 (△0.9)	3,173	76,685,969
2020	39,404,281 (0.9)	811,259,159 (△16.1)	2,930	70,539,221
2021	39,182,750 (△0.6)	751,078,356 (△7.4)	2,719	68,451,084

※1 1991年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
件	千円	件 %	千円 %		
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253		1970
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382		1975
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619		1980
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747		1985
895,170	523,568,377	906,227	742,913,545		1990
921,410	544,820,322	932,970 (3.0)	786,147,304 (5.8)		1991
949,534	558,438,652	961,154 (3.0)	814,911,861 (3.7)		1992
973,557	574,800,552	984,620 (2.4)	834,070,228 (2.4)		1993
975,640	579,166,878	986,343 (0.2)	833,412,546 (△0.1)		1994
995,893	589,170,581	1,006,666 (2.1)	839,960,540 (0.8)		1995
1,013,162	594,064,502	1,023,654 (1.7)	841,986,595 (0.2)		1996
1,036,979	613,771,251	1,047,176 (2.3)	855,267,546 (1.6)		1997
1,047,048	625,786,046	1,056,643 (0.9)	856,357,294 (0.1)		1998
1,093,628	650,636,759	1,103,041 (4.4)	877,181,304 (2.4)		1999
1,142,984	680,553,984	1,151,919 (4.4)	898,801,937 (2.5)		2000
1,175,778	693,360,883	1,184,234 (2.8)	901,267,030 (0.3)		2001
1,195,400	720,596,376	1,203,741 (1.6)	923,182,128 (2.4)		2002
1,206,408	729,203,566	1,214,274 (0.9)	922,948,270 (0.0)		2003
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)		2004
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)		2005
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)		2006
1,156,333	683,321,309	1,162,362 (2.3)	828,803,036 (0.5)		2007
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)		2008
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)		2009
1,136,876	677,004,059	1,141,798 (1.7)	795,721,580 (△0.5)		2010
1,155,536	691,458,139	1,160,313 (1.6)	805,430,966 (1.2)		2011
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)		2012
1,185,334	708,022,604	1,189,459 (2.6)	807,477,423 (0.9)		2013
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△2.6)	796,221,579 (△1.4)		2014
1,157,070	703,870,613	1,160,709 (0.2)	794,811,925 (△0.2)		2015
1,136,174	681,319,330	1,139,742 (△1.8)	770,732,211 (△3.0)		2016
1,119,111	666,774,709	1,122,592 (△1.5)	750,950,326 (△2.6)		2017
1,082,458	643,249,783	1,085,722 (△3.3)	722,097,513 (△3.8)		2018
1,006,272	604,109,258	1,009,445 (△7.0)	680,795,227 (△5.7)		2019
843,424	536,543,394	846,354 (△16.2)	607,082,615 (△10.8)		2020
786,603	491,744,362	789,322 (△6.7)	560,195,446 (△7.7)		2021

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第2表 自賠責保険車種別収支〈2021年度〉

	車種	契 約		支		
		台 数	保 険 料	死 亡		
				件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	乗合自動車	201,460	5,062,024	25	617,658	
2	乗用自動車	営業用	201,299	14,106,681	43	1,099,659
3		自家用	17,061,373	343,347,010	1,018	25,782,419
4	普通貨物自動車	営業用	1,009,508	27,608,380	319	8,154,903
5		自家用	1,296,239	26,733,336	129	3,428,552
6	小型貨物自動車	営業用	64,675	1,207,013	11	366,099
7		自家用	2,777,382	41,080,950	169	4,196,471
8	小型二輪および軽自動車	13,833,780	263,429,746	897	21,915,828	
9	特殊および緊急自動車	395,859	3,306,742	25	728,912	
10	商品自動車	39,435	451,398	1	33,726	
11	特種用途自動車	377,594	5,982,102	35	1,073,603	
12	被けん引自動車	214,970	1,128,269	1	24,158	
13	原動機付自転車	1,709,176	17,634,706	46	1,029,096	
14	合 計	39,182,750	751,078,356	2,719	68,451,084	

※ 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷害および後遺障害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
5,207	3,377,131	5,232	3,994,788	1
17,446	11,504,894	17,489	12,604,554	2
375,468	229,078,626	376,486	254,861,046	3
22,163	18,037,829	22,482	26,192,732	4
14,903	10,604,589	15,032	14,033,141	5
1,382	989,663	1,393	1,355,762	6
39,794	27,068,928	39,963	31,265,400	7
288,391	176,564,908	289,288	198,480,736	8
1,410	1,179,635	1,435	1,908,546	9
256	168,604	257	202,330	10
4,371	3,113,340	4,406	4,186,943	11
1	121	2	24,279	12
15,811	10,056,093	15,857	11,085,189	13
786,603	491,744,362	789,322	560,195,446	14

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈2021年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北 海 道	1,726,534	33,420,938	28,971	20,247,564
青 森	478,315	9,363,929	5,381	3,598,670
岩 手	450,628	8,794,056	4,634	2,997,263
宮 城	807,889	15,652,015	13,970	9,352,775
秋 田	298,760	5,865,019	3,519	2,385,185
山 形	404,130	7,872,427	5,371	3,551,505
福 島	718,379	13,978,208	11,286	7,077,065
茨 城	1,253,342	24,285,917	24,189	17,983,272
栃 木	817,978	15,854,413	15,977	11,119,076
群 馬	829,071	16,183,213	19,042	14,027,094
埼 玉	2,087,065	40,201,585	44,728	34,207,315
千 葉	1,824,246	35,109,092	38,196	29,151,076
東 京	2,256,746	43,810,588	50,714	38,268,909
神 奈 川	2,124,876	39,826,312	43,418	33,170,368
新 潟	868,935	16,866,408	11,559	7,044,272
富 山	432,461	8,441,187	7,034	3,743,548
石 川	439,780	8,629,937	7,608	4,506,320
福 井	313,635	6,139,001	5,831	3,168,658
山 梨	319,249	6,188,878	6,119	4,157,630
長 野	843,810	16,464,701	11,960	7,279,998
岐 阜	811,103	15,728,961	17,052	11,201,667
静 岡	1,436,636	27,636,238	29,900	21,825,426
愛 知	2,622,535	51,046,566	53,800	36,333,044
三 重	714,538	13,836,197	14,026	10,101,989

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	489,642	9,528,686	10,143	6,602,445
京 都	719,369	13,775,737	16,501	12,178,339
大 阪	2,081,739	39,365,468	53,713	40,956,416
兵 庫	1,528,123	29,232,869	34,026	25,270,444
奈 良	400,074	7,724,334	9,348	6,822,919
和 歌 山	354,567	6,774,073	8,011	5,954,237
鳥 取	211,204	4,158,848	3,136	1,781,072
島 根	192,476	3,811,593	2,533	1,272,291
岡 山	738,051	14,392,704	17,276	10,791,115
広 島	931,498	18,078,194	18,484	12,989,398
山 口	476,815	9,342,433	8,596	5,839,491
徳 島	293,517	5,679,166	6,865	4,558,561
香 川	371,516	7,208,799	9,492	6,597,641
愛 媛	478,534	9,124,688	10,295	7,869,459
高 知	219,241	4,210,896	3,334	2,532,233
福 岡	1,639,045	31,736,557	44,548	32,277,809
佐 賀	292,252	5,701,770	6,850	5,054,268
長 崎	391,916	7,578,160	7,555	5,151,274
熊 本	656,025	12,659,933	13,974	8,910,444
大 分	397,633	7,726,523	7,805	5,235,890
宮 崎	332,741	6,524,383	6,293	4,255,421
鹿 児 島	491,787	9,483,061	8,160	5,995,329
沖 縄	497,536	5,154,341	7,310	4,212,208
離 島	116,808	909,352	789	587,053
合 計	39,182,750	751,078,356	789,322	560,195,446

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321
2016	5,279	832	6,111
2017	5,103	787	5,890
2018	4,979	751	5,730
2019	4,863	713	5,575
2020	4,853	690	5,542
2021	4,873	669	5,542

※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。

※2 1970年度は、沖縄県を含みません。

※3 1996年度以前の自賠責共済は、J A共済から報告を受けた加入台数です。

※4 1997年度の自賠責共済は、J A共済およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※5 1998～2000年度の自賠責共済は、J A共済、全自共およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※6 2001年度以降の自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数（2022年3月末）

都道府県	自賠責保険		自賠責共済		合 計	
	付保台数	加入台数	付保台数	加入台数	付保・加入台数	加入台数
北海道	46,595	5,728	18,420	6,275	24,695	52,323
青森	22,334	9,909	57,711	6,636	64,347	32,243
岩手	9,600	5,044	16,582	7,072	23,654	14,644
宮城	32,969	9,352	73,017	6,967	79,984	42,321
秋田	45,584	8,377	43,268	7,767	51,035	53,961
山形	258,890	21,164	216,500	9,604	280,054	226,104
福島	428,824	10,504	520,627	25,552	546,179	439,328
茨城	45,735	12,507	13,086	2,503	15,589	58,242
栃木	17,852	2,847	10,865	2,045	12,910	20,699
群馬	28,650	15,677	44,733	18,295	63,028	44,327
埼玉県	37,182	6,435	164,455	25,937	190,392	43,617
千葉県	195,876	33,173	60,897	14,101	74,998	229,049
東京都	49,663	12,370	229,711	10,895	240,606	62,033
大阪府	579,434	15,549	298,212	24,949	323,161	594,983
兵庫県	79,184	25,300	90,748	32,175	122,923	104,484
奈良県	9,326	2,357	10,752	7,990	18,742	11,683
和歌山県	75,638	17,093	170,220	25,551	195,771	92,731
鳥取県	37,566	12,807	34,088	6,735	40,823	50,373
島根県	45,986	9,925	107,061	27,803	134,864	55,911
岡山県	42,822	16,513	186,854	24,101	210,955	59,335
広島県	20,435	7,346	63,472	10,507	73,979	27,781
山口県	83,808	14,678	38,253	12,734	50,987	98,486
徳島県	25,502	13,927	53,871	19,943	73,814	39,429
香川県	95,336	16,807	34,758	27,968	62,726	112,143
愛媛県	4,872,952	669,494	5,542,446			4,872,952
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長門県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
合 計						

※1 自賠責共済は、JA共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※2 付保台数および加入台数は、2022年3月末現在の有効契約台数です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
北海道	44,883	100	44,447	99	43,595	97	35,107	78	32,316	72
青森	7,836	100	7,876	101	7,338	94	6,178	79	5,702	73
岩手	6,853	100	7,151	104	6,453	94	5,747	84	4,871	71
宮城	25,811	100	26,547	103	24,615	95	22,983	89	20,321	79
秋田	5,383	100	6,466	120	5,450	101	4,702	87	4,264	79
山形	9,037	100	9,322	103	7,952	88	6,709	74	6,014	67
福島	18,012	100	17,915	99	16,116	89	13,693	76	12,226	68
茨城	34,719	100	34,684	100	32,397	93	27,713	80	24,868	72
栃木	25,759	100	24,735	96	23,419	91	19,946	77	17,746	69
群馬	31,853	100	30,889	97	28,616	90	24,517	77	22,405	70
埼玉	57,493	100	56,129	98	51,919	90	43,485	76	41,038	71
千葉	49,998	100	47,826	96	45,355	91	37,387	75	35,143	70
東京都	163,891	100	159,636	97	150,144	92	126,031	77	125,740	77
神奈川県	58,817	100	58,131	99	55,257	94	48,015	82	45,752	78
新潟	17,713	100	16,811	95	15,043	85	12,895	73	11,808	67
富山	10,516	100	10,250	97	9,356	89	7,727	73	6,782	64
石川	12,718	100	12,287	97	11,355	89	9,057	71	8,381	66
福井	8,995	100	9,117	101	7,960	88	6,328	70	5,883	65
山梨	10,135	100	10,285	101	9,342	92	7,898	78	7,147	71
長野	18,294	100	17,950	98	16,500	90	13,942	76	12,487	68
岐阜	24,096	100	23,953	99	22,448	93	18,130	75	17,365	72
静岡	44,495	100	43,517	98	40,916	92	34,827	78	31,164	70
愛知	91,319	100	90,903	100	82,877	91	71,040	78	66,630	73
三重	20,739	100	20,747	100	20,000	96	16,841	81	15,204	73
滋賀	13,701	100	13,258	97	12,119	88	10,025	73	9,426	69
京都	24,878	100	24,030	97	23,525	95	20,252	81	18,353	74
大阪	110,553	100	108,596	98	105,853	96	92,471	84	90,762	82
兵庫	47,694	100	47,524	100	44,732	94	37,149	78	34,897	73
奈良	13,177	100	12,950	98	11,937	91	10,257	78	9,354	71
和歌山	11,868	100	11,973	101	10,965	92	9,574	81	8,792	74
鳥取	5,013	100	4,546	91	4,441	89	3,497	70	3,200	64
島根	3,809	100	4,411	116	4,356	114	4,094	107	3,823	100
岡山	27,020	100	26,786	99	26,075	97	22,413	83	19,479	72
広島	30,136	100	30,271	100	28,659	95	24,267	81	21,623	72
山口	13,073	100	13,502	103	12,608	96	10,705	82	9,823	75
徳島	9,985	100	10,091	101	10,083	101	8,542	86	7,633	76
香川	15,151	100	15,188	100	14,422	95	12,625	83	11,163	74
愛媛	16,314	100	16,036	98	15,746	97	13,758	84	12,208	75
高知	5,788	100	5,680	98	5,896	102	5,081	88	4,328	75
福岡	76,121	100	75,621	99	72,446	95	59,983	79	57,954	76
佐賀	9,376	100	9,496	101	9,547	102	8,391	89	7,449	79
長崎	12,513	100	12,838	103	12,026	96	10,321	82	9,312	74
熊本	21,028	100	20,751	99	19,946	95	16,571	79	15,179	72
大分	11,505	100	11,367	99	11,037	96	9,405	82	8,665	75
宮崎	10,381	100	10,988	106	11,349	109	9,677	93	8,540	82
鹿児島	11,870	100	12,418	105	12,391	104	11,102	94	9,974	84
沖縄	11,307	100	11,947	106	12,172	108	10,679	94	9,087	80
合計	1,311,626	100	1,297,842	99	1,226,754	94	1,041,737	79	972,281	74

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

※2 指数は、2017年度を100としたものです。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費（2021年度）

都道府県	総診療費 千円	件数 件	平均診療費		診療 期間 日	診療 実日数 日
			円	指数		
北海道	7,124,528	31,316	227,504	89	67.8	15.7
青森	1,403,486	5,724	245,193	95	53.8	15.0
岩手	1,196,257	5,263	227,296	88	52.2	11.8
宮城	3,352,157	15,186	220,740	86	72.3	17.0
秋田	887,702	4,449	199,528	78	51.4	12.4
山形	1,315,926	6,119	215,056	84	61.3	15.5
福島	2,607,397	12,922	201,780	79	55.7	14.8
茨城	6,190,759	24,796	249,668	97	76.3	20.1
栃木	4,276,582	17,450	245,076	95	72.4	18.9
群馬	5,360,532	20,985	255,446	99	76.2	23.6
埼玉	11,354,482	44,872	253,042	98	75.2	18.9
千葉	10,172,026	39,468	257,728	100	74.7	19.0
東京	14,490,927	52,697	274,986	107	79.6	18.6
神奈川	12,932,940	43,981	294,057	114	81.4	20.1
新潟	2,517,319	12,107	207,923	81	56.7	13.6
富山	1,169,176	7,359	158,877	62	45.2	10.5
石川	1,304,453	7,995	163,159	63	45.1	11.2
福井	1,167,279	6,473	180,330	70	43.3	11.8
山梨	2,044,284	7,681	266,148	104	72.4	21.7
長野	2,349,922	13,078	179,685	70	56.3	13.5
岐阜	4,073,087	17,357	234,665	91	68.2	19.3
静岡	8,980,308	32,106	279,708	109	79.5	21.7
愛知	14,412,438	56,373	255,662	99	71.0	19.5
三重	4,326,900	15,448	280,094	109	75.9	23.3
滋賀	2,607,303	11,769	221,540	86	66.4	17.7
京都	4,760,054	16,926	281,227	109	75.1	19.6
大阪	15,995,627	53,684	297,959	116	79.1	21.6
兵庫	11,186,106	36,250	308,582	120	79.8	23.2
奈良	2,649,282	9,754	271,610	106	69.3	19.5
和歌山	2,433,212	8,798	276,564	108	71.4	21.3
鳥取	715,817	3,456	207,123	81	54.4	13.8
島根	714,631	3,330	214,604	83	44.5	10.1
岡山	4,092,534	18,849	217,122	84	65.1	19.5
広島	5,117,727	19,674	260,126	101	69.0	20.2
山口	2,463,141	9,610	256,310	100	60.1	19.4
徳島	1,602,302	7,417	216,031	84	58.0	16.0
香川	2,703,014	10,516	257,038	100	64.9	20.9
愛媛	3,272,299	11,562	283,022	110	68.2	22.5
高知	1,207,703	4,123	292,919	114	56.0	15.8
福岡	12,991,564	47,073	275,988	107	70.2	23.0
佐賀	2,166,377	8,599	251,934	98	60.6	21.3
長崎	2,329,628	8,387	277,767	108	67.2	21.1
熊本	3,684,436	15,616	235,940	92	57.2	17.9
大分	2,105,499	8,773	239,998	93	60.5	16.8
宮崎	2,109,453	8,440	249,935	97	64.7	23.2
鹿児島	2,828,801	9,970	283,731	110	61.8	18.8
沖縄	1,862,181	8,987	207,208	81	55.6	11.1
合計	216,609,560	842,768	257,022	100	70.5	19.3

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の医療機関に通院した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第8表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2021年度〉

傷害度 受傷部位	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
頭 顔 部	98,450 (71.7)	11,982 (8.7)	10,017 (7.3)	936 (0.7)	3,845 (2.8)	20 (0.0)	12,102 (8.8)	137,352 (100.0)
頸 部	513,054 (96.6)	0 (0.0)	1,413 (0.3)	0 (0.0)	1,037 (0.2)	21 (0.0)	15,545 (2.9)	531,070 (100.0)
腰 背 部	320,811 (93.6)	7,359 (2.1)	0 (0.0)	81 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14,605 (4.3)	342,856 (100.0)
胸 部	81,522 (84.1)	7,057 (7.3)	2,520 (2.6)	445 (0.5)	2,125 (2.2)	1 (0.0)	3,267 (3.4)	96,937 (100.0)
腹 部	20,815 (62.2)	6,292 (18.8)	41 (0.1)	531 (1.6)	0 (0.0)	2 (0.0)	5,769 (17.2)	33,450 (100.0)
上 肢	260,502 (71.8)	77,480 (21.3)	1,673 (0.5)	29 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	23,344 (6.4)	363,028 (100.0)
下 肢	250,176 (77.6)	57,424 (17.8)	2,467 (0.8)	50 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12,199 (3.8)	322,316 (100.0)
全 身	15,898 (65.7)	0 (0.0)	89 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (0.1)	8,202 (33.9)	24,209 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	36,996 (100.0)	36,996 (100.0)
合 計	1,561,228 (82.7)	167,594 (8.9)	18,220 (1.0)	2,072 (0.1)	7,007 (0.4)	64 (0.0)	132,029 (7.0)	1,888,214 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに該当区分（受傷部位、傷害度）を集計しており、複数の傷病名が同一の該当区分にあたる場合にはその該当区分に傷病名の個数分を集計しています。例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個集計しています。
- ※3 傷病名が未記入の事案は除外しました。
- ※4 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※5 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。
- ※6 ()内は各受傷部位における傷害度別の構成比（%）を示します。

第9表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2021年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両 件	車 両 相 互							車両単独 件	その他 件	合 計 件
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
頭 顔 部	28,520 (3.4)	1,679 (0.2)	4,329 (0.5)	17,681 (2.1)	1,902 (0.2)	17,375 (2.1)	5,692 (0.7)	48,658 (5.8)	3,998 (0.5)	601 (0.1)	81,777 (9.7)
頸 部	16,553 (2.0)	6,371 (0.8)	15,942 (1.9)	83,124 (9.9)	19,739 (2.3)	214,995 (25.5)	53,477 (6.3)	393,648 (46.7)	6,562 (0.8)	2,714 (0.3)	419,477 (49.8)
腰 背 部	15,939 (1.9)	967 (0.1)	2,888 (0.3)	12,582 (1.5)	2,793 (0.3)	20,586 (2.4)	7,595 (0.9)	47,411 (5.6)	1,702 (0.2)	384 (0.0)	65,436 (7.8)
胸 部	7,499 (0.9)	1,931 (0.2)	3,547 (0.4)	12,913 (1.5)	878 (0.1)	3,635 (0.4)	3,678 (0.4)	26,582 (3.2)	1,880 (0.2)	341 (0.0)	36,302 (4.3)
腹 部	3,624 (0.4)	291 (0.0)	652 (0.1)	1,858 (0.2)	174 (0.0)	646 (0.1)	699 (0.1)	4,320 (0.5)	280 (0.0)	96 (0.0)	8,320 (1.0)
上 肢	43,627 (5.2)	1,794 (0.2)	7,407 (0.9)	23,089 (2.7)	5,155 (0.6)	17,563 (2.1)	13,638 (1.6)	68,646 (8.1)	2,591 (0.3)	880 (0.1)	115,744 (13.7)
下 肢	42,487 (5.0)	1,305 (0.2)	4,981 (0.6)	12,906 (1.5)	2,533 (0.3)	7,866 (0.9)	7,401 (0.9)	36,992 (4.4)	1,821 (0.2)	565 (0.1)	81,865 (9.7)
全 身	1,183 (0.1)	205 (0.0)	486 (0.1)	2,261 (0.3)	364 (0.0)	3,064 (0.4)	1,221 (0.1)	7,601 (0.9)	304 (0.0)	69 (0.0)	9,157 (1.1)
そ の 他	2,058 (0.2)	540 (0.1)	1,013 (0.1)	5,686 (0.7)	1,119 (0.1)	9,794 (1.2)	2,976 (0.4)	21,128 (2.5)	1,024 (0.1)	109 (0.0)	24,319 (2.9)
合 計	161,490 (19.2)	15,083 (1.8)	41,245 (4.9)	172,100 (20.4)	34,657 (4.1)	295,524 (35.1)	96,377 (11.4)	654,986 (77.8)	20,162 (2.4)	5,759 (0.7)	842,397 (100.0)

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
 ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。
 ※3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
 ※4 () 内は構成比 (%) を示します。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2021年度〉

傷害度 診療期間ランク	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	257,666 (39.5)	25,049 (23.2)	1,520 (16.3)	222 (19.7)	737 (13.7)	11 (19.0)	25,792 (68.4)	310,997 (38.2)
31～60日	85,461 (13.1)	14,215 (13.2)	1,122 (12.0)	148 (13.1)	727 (13.5)	6 (10.3)	2,727 (7.2)	104,406 (12.8)
61～90日	75,789 (11.6)	13,745 (12.7)	967 (10.3)	111 (9.8)	591 (11.0)	6 (10.3)	2,097 (5.6)	93,306 (11.5)
91～120日	80,423 (12.3)	15,312 (14.2)	921 (9.9)	119 (10.6)	498 (9.2)	3 (5.2)	2,226 (5.9)	99,502 (12.2)
121～150日	52,245 (8.0)	11,003 (10.2)	702 (7.5)	75 (6.7)	438 (8.1)	8 (13.8)	1,436 (3.8)	65,907 (8.1)
151～180日	39,371 (6.0)	8,471 (7.8)	681 (7.3)	91 (8.1)	365 (6.8)	3 (5.2)	1,100 (2.9)	50,082 (6.1)
181～360日	58,313 (8.9)	16,896 (15.6)	2,353 (25.2)	251 (22.3)	1,467 (27.2)	15 (25.9)	1,929 (5.1)	81,224 (10.0)
361日以上	3,815 (0.6)	3,334 (3.1)	1,083 (11.6)	110 (9.8)	568 (10.5)	6 (10.3)	384 (1.0)	9,300 (1.1)
計	653,083 (100.0)	108,025 (100.0)	9,349 (100.0)	1,127 (100.0)	5,391 (100.0)	58 (100.0)	37,691 (100.0)	814,724 (100.0)
不明	18,737	5,751	1,180	145	703	5	1,152	27,673
合計	671,820	113,776	10,529	1,272	6,094	63	38,843	842,397

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。
- ※3 () 内は診療期間別の構成比 (%) を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費（2021年度）

都道府県	総施術費 千円	件数 件	平均施術費		施術 期間 日	施術 実日数 日
			円	指数		
北海道	2,402,738	8,186	293,518	107	102.2	49.2
青森	104,988	507	207,078	76	80.3	36.4
岩手	150,902	673	224,223	82	91.7	39.6
宮城	1,061,917	3,531	300,741	110	112.2	50.7
秋田	101,889	481	211,827	77	88.9	37.9
山形	219,318	949	231,104	84	92.0	40.7
福島	674,557	2,606	258,848	95	90.3	44.3
茨城	1,757,365	6,006	292,602	107	108.6	53.0
栃木	1,329,430	4,624	287,506	105	103.1	49.2
群馬	1,745,383	5,807	300,565	110	104.9	53.0
埼玉	3,511,137	11,773	298,236	109	106.6	51.8
千葉	2,833,312	9,756	290,417	106	107.7	52.6
東京都	3,708,167	12,137	305,526	112	110.6	52.2
神奈川県	2,418,803	8,411	287,576	105	110.4	50.0
新潟	389,926	1,723	226,306	83	93.7	38.3
富山	457,494	1,900	240,786	88	84.9	42.2
石川	439,707	1,877	234,260	86	85.0	41.4
福井	236,668	1,164	203,323	74	82.4	35.8
山梨	301,577	1,249	241,455	88	98.9	44.7
長野	777,101	3,118	249,231	91	98.9	45.7
岐阜	925,615	3,376	274,175	100	100.2	44.7
静岡県	1,772,623	6,325	280,257	102	103.5	48.4
愛知県	2,316,471	8,936	259,229	95	101.3	43.5
三重	453,099	1,730	261,907	96	103.2	42.5
滋賀	489,841	2,019	242,615	89	99.8	41.7
京都	997,759	3,493	285,645	104	105.6	48.0
大阪	2,789,815	9,936	280,779	103	102.8	48.1
兵庫県	1,512,762	5,665	267,037	98	103.0	45.7
奈良	359,974	1,502	239,663	88	96.5	41.5
和歌山	526,850	1,960	268,801	98	100.2	47.3
鳥取	63,386	274	231,335	85	95.5	42.3
島根	25,386	154	164,843	60	83.5	31.8
岡山	651,033	2,912	223,569	82	92.7	40.1
広島	668,301	2,743	243,639	89	95.5	42.5
山口	246,017	1,019	241,429	88	92.1	40.4
徳島	561,312	2,161	259,746	95	97.8	47.0
香川	515,723	2,103	245,232	90	95.3	43.9
愛媛	280,859	1,245	225,589	82	95.0	40.4
高知	104,375	499	209,168	76	86.5	39.0
福岡	3,433,818	12,432	276,208	101	97.4	48.2
佐賀	500,040	1,890	264,571	97	86.1	44.7
長崎	379,769	1,631	232,844	85	93.2	41.9
熊本	713,598	2,996	238,184	87	88.4	40.8
大分	540,483	2,084	259,349	95	99.5	48.0
宮崎	312,297	1,205	259,167	95	93.1	44.8
鹿児島	377,576	1,535	245,978	90	91.3	43.7
沖縄	298,128	1,354	220,183	80	89.5	40.2
合計	46,439,284	169,657	273,725	100	101.6	47.5

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。
- ※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。
- ※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2021年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	6	3	9	滋賀	0	0	0
青森	1	1	2	京都	13	2	15
岩手	0	1	1	大阪	25	32	57
宮城	0	0	0	兵庫	20	11	31
秋田	0	0	0	奈良	3	3	6
山形	1	0	1	和歌山	3	1	4
福島	2	0	2	鳥取	0	0	0
茨城	3	3	6	島根	0	0	0
栃木	6	4	10	岡山	3	0	3
群馬	3	3	6	広島	11	1	12
埼玉	35	5	40	山口	1	0	1
千葉	17	13	30	徳島	0	0	0
東京	31	8	39	香川	1	1	2
神奈川	45	23	68	愛媛	2	2	4
新潟	0	1	1	高知	1	0	1
富山	0	0	0	福岡	19	3	22
石川	2	0	2	佐賀	1	0	1
福井	0	0	0	長崎	1	0	1
山梨	0	0	0	熊本	2	1	3
長野	1	0	1	大分	2	0	2
岐阜	1	1	2	宮崎	2	1	3
静岡	2	7	9	鹿児島	3	1	4
愛知	11	3	14	沖縄	5	0	5
三重	6	1	7	合計	291	136	427

※ 本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2021年度〉 その1

用途・車種		補償種目合計				
		契 約		支 払		
		台 数	保 険 料	件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	17,528,238	1,286,658,384	1,336,265	547,782,302
		小型	15,002,818	843,125,113	1,055,242	364,645,773
3	営業用乗用車		171,637	18,976,982	18,953	11,117,890
4	軽四輪自動車	乗用車	18,842,062	943,322,427	1,167,826	404,291,656
5		貨物車	4,981,883	213,746,165	256,249	93,088,508
6	自家用貨物車	普通	1,129,372	92,402,597	88,023	43,416,284
7		小型	2,433,915	159,688,301	198,805	73,438,009
8	営業用貨物車	普通	909,849	122,877,233	95,118	66,002,032
9		小型	57,482	4,075,927	4,375	2,264,433
10	バス	自家用	77,144	4,124,137	6,191	1,973,638
11		営業用	108,957	8,650,487	7,760	4,716,567
12	二輪車		2,024,860	58,923,384	44,388	25,221,907
13	原動機付自転車		983,735	17,994,804	35,214	11,160,814
14	ダンプカー		455,961	42,007,871	33,822	22,279,791
15	特種用途自動車		317,721	13,983,590	16,468	6,585,539
16	工作車		633,449	22,943,902	22,823	13,611,939
17	小 計		65,659,083	3,853,501,304	4,387,522	1,691,597,082
18	レンタカー		1,130,082	47,437,616	64,701	22,908,951
19	合 計		66,789,165	3,900,938,920	4,452,223	1,714,506,033
20	運転者賠償		23,419	458,607	718	276,344
21	販売用・修理工場等受託車		0	22,364,002	48,718	9,286,902
22	その他		1,188,680	12,677,948	15,356	5,245,240
23	総 合 計		68,001,264	3,936,439,477	4,517,015	1,729,314,519

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
17,505,136	70,702	71,885,060	17,500,238	444,832	149,825,650	1
14,983,144	66,894	68,314,561	14,976,462	416,889	129,004,980	2
157,827	5,946	7,375,164	167,995	10,275	2,973,973	3
18,825,206	75,522	74,592,487	18,816,220	471,733	146,895,619	4
4,977,399	22,270	21,445,225	4,964,286	125,243	42,031,417	5
1,126,557	5,331	6,544,865	1,123,823	53,107	23,741,278	6
2,432,375	14,261	15,306,382	2,428,761	83,066	31,120,920	7
871,123	8,586	15,016,517	881,398	68,525	37,146,112	8
55,654	546	844,953	56,484	2,573	959,605	9
76,968	297	321,319	76,204	2,258	636,268	10
108,342	1,455	2,336,690	107,814	3,729	1,244,252	11
1,998,362	5,913	5,975,194	2,011,927	15,191	4,478,529	12
978,011	4,536	3,319,525	975,726	17,484	3,393,540	13
453,720	2,905	4,663,459	452,573	21,045	11,235,277	14
315,058	841	915,540	314,584	8,210	2,896,963	15
611,964	863	2,298,084	589,011	18,141	7,936,279	16
65,476,846	286,868	301,155,025	65,443,506	1,762,301	595,520,662	17
1,126,523	4,902	4,919,284	1,126,477	34,574	11,110,711	18
66,603,369	291,770	306,074,309	66,569,983	1,796,875	606,631,373	19
23,372	116	67,738	22,976	470	178,701	20
0	795	822,997	0	5,391	1,914,587	21
1,179,817	1,207	1,201,962	1,135,973	6,093	2,022,377	22
67,806,558	293,888	308,167,006	67,728,932	1,808,829	610,747,038	23

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2021年度〉 その2

	用途・車種		搭乗者傷害		
			契約台数	支払	
				件数	保険金
		台	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	5,988,366	57,530	7,135,530
2		小型	4,850,595	45,630	5,672,938
3	営業用乗用車		21,045	473	101,769
4	軽四輪自動車	乗用車	5,531,933	60,538	7,551,915
5		貨物車	1,389,487	9,288	1,476,131
6	自家用貨物車	普通	341,786	1,506	281,372
7		小型	730,629	5,611	859,066
8	営業用貨物車	普通	134,162	505	151,341
9		小型	10,858	64	19,281
10	バス	自家用	35,020	286	15,819
11		営業用	25,655	196	23,916
12	二輪車		1,113,217	13,488	3,149,470
13	原動機付自転車		444,777	8,114	1,574,737
14	ダンプカー		149,338	621	135,456
15	特殊用途自動車		88,793	345	57,905
16	工作車		176,190	105	36,356
17	小計		21,031,851	204,300	28,243,002
18	レンタカー		319,742	746	205,280
19	合計		21,351,593	205,046	28,448,282
20	運転者賠償		13,209	101	19,364
21	販売用・修理工場等受託車		0	125	21,116
22	その他		235,070	224	32,100
23	総合計		21,599,872	205,496	28,520,862

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
- ※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

人 身 傷 害			車 両			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保 険 金		件 数	保 険 金	
台	件	千円	台	件	千円	
17,300,152	66,904	28,175,997	13,248,554	696,297	290,760,065	1
14,698,969	57,199	26,594,844	9,943,449	468,630	135,058,450	2
47,695	302	137,535	22,397	1,957	529,449	3
18,517,136	87,749	37,831,638	11,700,659	472,284	137,419,997	4
4,569,201	14,919	9,433,080	1,789,147	84,529	18,702,655	5
1,003,988	2,092	2,203,375	528,996	25,987	10,645,394	6
2,216,161	7,128	4,216,369	1,282,433	88,739	21,935,272	7
401,323	687	1,308,174	285,176	16,815	12,379,888	8
33,623	94	97,952	16,536	1,098	342,642	9
65,831	88	63,175	49,494	3,262	937,057	10
46,509	34	3,997	46,128	2,346	1,107,712	11
753,142	8,398	10,705,763	96,024	1,398	912,951	12
261,942	3,438	2,646,116	27,518	1,642	226,896	13
405,560	1,017	1,396,350	170,077	8,234	4,849,249	14
231,022	386	227,172	150,891	6,686	2,487,959	15
382,799	160	396,411	128,820	3,554	2,944,809	16
60,935,053	250,595	125,437,948	39,486,299	1,883,458	641,240,445	17
819,335	1,574	924,856	506,648	22,905	5,748,820	18
61,754,388	252,169	126,362,804	39,992,947	1,906,363	646,989,265	19
6,534	31	10,105	0	0	436	20
0	1	64	0	42,406	6,528,138	21
193,818	152	128,441	294,419	7,680	1,860,360	22
61,954,740	252,353	126,501,414	40,287,366	1,956,449	655,378,199	23

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2021年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	17,505,136	411	6,220,125
2		小型	14,983,144	415	5,593,672
3	営業用乗用車		157,827	35	627,240
4	軽四輪自動車	乗用車	18,825,206	505	6,890,141
5		貨物車	4,977,399	171	1,604,542
6	自家用貨物車	普通	1,126,557	57	785,454
7		小型	2,432,375	121	1,597,661
8	営業用貨物車	普通	871,123	185	3,244,460
9		小型	55,654	14	253,769
10	バス	自家用	76,968	3	39,738
11		営業用	108,342	13	231,830
12	二輪車		1,998,362	76	952,171
13	原動機付自転車		978,011	25	312,170
14	ダンプカー		453,720	55	817,062
15	特種用途自動車		315,058	7	86,344
16	工作車		611,964	24	508,780
17	小計		65,476,846	2,117	29,765,159
18	レンタカー		1,126,523	28	558,491
19	合計		66,603,369	2,145	30,323,650

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
70,289	65,664,496	70,702	71,885,061	1
66,478	62,720,883	66,894	68,314,563	2
5,911	6,747,922	5,946	7,375,162	3
75,016	67,702,338	75,522	74,592,483	4
22,099	19,840,683	22,270	21,445,225	5
5,274	5,759,410	5,331	6,544,864	6
14,139	13,708,516	14,261	15,306,385	7
8,401	11,772,058	8,586	15,016,518	8
532	591,184	546	844,953	9
294	281,581	297	321,319	10
1,442	2,104,860	1,455	2,336,690	11
5,837	5,023,023	5,913	5,975,194	12
4,511	3,007,358	4,536	3,319,528	13
2,850	3,846,397	2,905	4,663,459	14
834	829,196	841	915,540	15
839	1,789,303	863	2,298,083	16
284,746	271,389,208	286,868	301,155,027	17
4,874	4,360,791	4,902	4,919,282	18
289,620	275,749,999	291,770	306,074,309	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第15表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2021年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	5,988,366	14	160,300
2		小型	4,850,595	22	227,741
3	営業用乗用車		21,045	0	0
4	軽四輪自動車	乗用車	5,531,933	37	317,275
5		貨物車	1,389,487	18	139,757
6	自家用貨物車	普通	341,786	5	45,020
7		小型	730,629	2	12,305
8	営業用貨物車	普通	134,162	7	44,054
9		小型	10,858	1	10,010
10	バス	自家用	35,020	0	0
11		営業用	25,655	0	0
12	二輪車		1,113,217	88	346,074
13	原動機付自転車		444,777	36	116,221
14	ダンプカー		149,338	2	15,068
15	特種用途自動車		88,793	0	0
16	工作車		176,190	1	5,000
17	小計		21,031,851	233	1,438,825
18	レンタカー		319,742	4	30,023
19	合計		21,351,593	237	1,468,848

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
57,516	6,975,230	57,530	7,135,530	1
45,608	5,445,198	45,630	5,672,939	2
473	101,769	473	101,769	3
60,501	7,234,640	60,538	7,551,915	4
9,270	1,336,375	9,288	1,476,132	5
1,501	236,352	1,506	281,372	6
5,609	846,761	5,611	859,066	7
498	107,288	505	151,342	8
63	9,271	64	19,281	9
286	15,819	286	15,819	10
196	23,916	196	23,916	11
13,400	2,803,397	13,488	3,149,471	12
8,078	1,458,521	8,114	1,574,742	13
619	120,388	621	135,456	14
345	57,905	345	57,905	15
104	31,356	105	36,356	16
204,067	26,804,186	204,300	28,243,011	17
742	175,258	746	205,281	18
204,809	26,979,444	205,046	28,448,292	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第16表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表 (2021年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	17,300,152	189	4,161,335
2		小型	14,698,969	246	3,821,400
3	営業用乗用車		47,695	2	26,538
4	軽四輪自動車	乗用車	18,517,136	346	6,286,093
5		貨物車	4,569,201	111	2,090,844
6	自家用貨物車	普通	1,003,988	25	777,615
7		小型	2,216,161	34	865,896
8	営業用貨物車	普通	401,323	17	533,746
9		小型	33,623	1	38,335
10	バス	自家用	65,831	0	0
11		営業用	46,509	0	0
12	二輪車		753,142	76	2,182,671
13	原動機付自転車		261,942	13	214,724
14	ダンプカー		405,560	12	316,681
15	特殊用途自動車		231,022	-2	-40,000
16	工作車		382,799	6	214,853
17	小計		60,935,053	1,076	21,490,731
18	レンタカー		819,335	12	298,370
19	合計		61,754,388	1,088	21,789,101

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
66,715	24,014,668	66,904	28,176,003	1
56,953	22,773,443	57,199	26,594,843	2
300	110,996	302	137,534	3
87,403	31,545,544	87,749	37,831,637	4
14,808	7,342,240	14,919	9,433,084	5
2,067	1,425,760	2,092	2,203,375	6
7,094	3,350,468	7,128	4,216,364	7
670	774,428	687	1,308,174	8
93	59,617	94	97,952	9
88	63,175	88	63,175	10
34	3,997	34	3,997	11
8,322	8,523,090	8,398	10,705,761	12
3,425	2,431,392	3,438	2,646,116	13
1,005	1,079,666	1,017	1,396,347	14
388	267,169	386	227,169	15
154	181,558	160	396,411	16
249,519	103,947,211	250,595	125,437,942	17
1,562	626,486	1,574	924,856	18
251,081	104,573,697	252,169	126,362,798	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表〈2021年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,957,335	182,675,795	213,342	83,243,984
青森	780,877	42,873,675	44,571	15,585,904
岩手	731,139	39,246,869	40,254	13,500,269
宮城	1,354,764	78,730,467	85,809	30,812,241
秋田	538,040	28,967,835	32,519	10,594,575
山形	664,838	36,918,528	41,659	13,273,711
福島	1,216,684	71,090,013	76,469	26,057,686
茨城	2,121,656	122,926,930	130,371	51,897,622
栃木	1,365,500	77,271,418	82,861	32,156,497
群馬	1,407,665	81,593,715	96,255	36,765,703
埼玉	3,513,614	206,591,933	226,535	93,679,933
千葉	3,143,156	191,714,021	216,620	91,492,561
東京	3,818,217	244,658,043	262,230	113,866,062
神奈川	3,567,497	211,177,264	236,520	98,588,478
新潟	1,407,268	71,378,387	85,731	26,901,318
富山	715,593	39,498,318	48,149	15,279,661
石川	728,793	38,874,524	45,619	14,611,843
福井	536,211	29,761,369	36,044	12,205,882
山梨	536,676	29,134,691	31,597	11,971,366
長野	1,390,991	72,452,956	78,161	26,409,902
岐阜	1,409,317	89,094,560	109,130	42,292,237
静岡	2,395,717	135,105,409	157,393	57,790,723
愛知	4,670,285	297,741,528	345,609	133,357,571
三重	1,289,683	75,738,429	88,968	36,605,118

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	852,885	47,422,351	56,692	21,677,239
京 都	1,177,704	70,712,282	81,829	31,941,391
大 阪	3,432,942	222,931,199	254,621	107,909,342
兵 庫	2,600,517	154,239,669	177,461	74,160,958
奈 良	706,154	40,674,403	48,491	19,553,172
和 歌 山	621,564	32,905,264	39,013	14,991,009
鳥 取	341,647	19,681,910	22,548	7,189,136
島 根	352,890	18,951,387	20,949	6,570,734
岡 山	1,281,832	72,528,650	85,300	31,431,691
広 島	1,599,753	90,827,134	102,825	41,308,512
山 口	851,174	48,446,500	54,238	19,787,515
徳 島	486,807	25,787,529	31,709	11,606,432
香 川	660,922	35,681,970	42,787	16,282,420
愛 媛	802,148	42,343,526	49,242	17,646,645
高 知	373,786	19,706,503	19,468	7,064,282
福 岡	2,892,340	174,414,940	215,986	79,541,387
佐 賀	502,246	28,728,033	34,185	14,031,118
長 崎	712,651	37,616,624	39,039	12,856,461
熊 本	1,061,404	61,827,041	68,974	23,265,303
大 分	693,071	38,311,066	42,062	15,376,671
宮 崎	636,281	34,693,299	35,636	12,017,248
鹿 児 島	929,924	48,808,914	47,590	16,066,139
沖 縄	730,962	31,766,099	41,353	11,079,499
合 計	66,789,165	3,900,938,944	4,452,223	1,714,506,140

※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※5 合計には、都道府県不明分を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 (2022年3月末)

	用途・車種	2022年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	自家用普通乗用車	20,215,440 (19,918,231)	16,831,121 (16,527,071)	83.3 (83.0)	16,827,632 (16,523,132)	83.2 (83.0)
2	自家用小型乗用車	18,596,494 (19,052,461)	14,674,528 (15,026,066)	78.9 (78.9)	14,671,666 (15,022,934)	78.9 (78.9)
3	軽四輪乗用車	22,850,114 (22,735,611)	17,829,136 (17,649,732)	78.0 (77.6)	17,823,060 (17,642,896)	78.0 (77.6)
4	軽四輪貨物車	8,458,416 (8,443,713)	4,734,593 (4,697,268)	56.0 (55.6)	4,730,293 (4,691,376)	55.9 (55.6)
5	自家用小型貨物車	3,418,629 (3,420,039)	2,750,594 (2,743,301)	80.5 (80.2)	2,749,173 (2,741,419)	80.4 (80.2)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,534,849 (1,519,493)	1,367,270 (1,356,580)	89.1 (89.3)	1,368,360 (1,357,398)	89.2 (89.3)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,102,530 (1,099,535)	808,609 (803,206)	73.3 (73.0)	816,382 (810,890)	74.0 (73.7)
8	営業用小型貨物車	72,634 (72,764)	50,439 (50,461)	69.4 (69.3)	51,186 (51,157)	70.5 (70.3)
9	営業用乗用車	205,104 (210,809)	145,077 (147,652)	70.7 (70.0)	152,824 (156,132)	74.5 (74.1)
10	営業用バス	107,626 (110,183)	92,563 (93,117)	86.0 (84.5)	92,200 (92,231)	85.7 (83.7)
11	自家用バス	108,790 (112,143)	77,699 (80,551)	71.4 (71.8)	77,212 (80,056)	71.0 (71.4)
12	二輪車	3,870,696 (3,762,277)	1,776,890 (1,686,991)	45.9 (44.8)	1,813,738 (1,718,436)	46.9 (45.7)
13	特種・特殊車	1,633,622 (1,620,493)	820,245 (807,723)	50.2 (49.8)	903,752 (886,404)	55.3 (54.7)
14	合計	82,174,944 (82,077,752)	61,958,775 (61,669,767)	75.4 (75.1)	62,077,489 (61,774,509)	75.5 (75.3)

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和4年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2022年3月末現在の有効契約台数です。

※3 ()内数値は、2021年3月末の数値です。

※4 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※5 付保台数合計には、用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
5,955,385 (5,936,935)	29.5 (29.8)	16,630,706 (16,317,100)	82.3 (81.9)	12,780,963 (12,515,443)	63.2 (62.8)	1
4,885,783 (5,069,475)	26.3 (26.6)	14,379,646 (14,714,227)	77.3 (77.2)	9,783,709 (9,979,389)	52.6 (52.4)	2
5,466,641 (5,492,220)	23.9 (24.2)	17,529,770 (17,335,754)	76.7 (76.2)	11,159,655 (11,006,466)	48.8 (48.4)	3
1,401,374 (1,421,836)	16.6 (16.8)	4,330,964 (4,261,813)	51.2 (50.5)	1,718,900 (1,674,013)	20.3 (19.8)	4
887,295 (910,073)	26.0 (26.6)	2,472,509 (2,442,322)	72.3 (71.4)	1,386,614 (1,365,056)	40.6 (39.9)	5
461,051 (473,257)	30.0 (31.1)	1,183,119 (1,158,051)	77.1 (76.2)	629,201 (611,920)	41.0 (40.3)	6
132,125 (135,505)	12.0 (12.3)	375,488 (367,700)	34.1 (33.4)	259,152 (253,745)	23.5 (23.1)	7
9,926 (10,166)	13.7 (14.0)	30,636 (30,208)	42.2 (41.5)	15,035 (15,015)	20.7 (20.6)	8
20,265 (21,169)	9.9 (10.0)	43,854 (43,454)	21.4 (20.6)	21,475 (22,269)	10.5 (10.6)	9
22,244 (22,213)	20.7 (20.2)	38,215 (36,861)	35.5 (33.5)	37,177 (36,530)	34.5 (33.2)	10
34,916 (37,113)	32.1 (33.1)	66,864 (68,871)	61.5 (61.4)	50,219 (51,861)	46.2 (46.2)	11
1,028,327 (992,422)	26.6 (26.4)	636,477 (582,584)	16.4 (15.5)	79,923 (68,668)	2.1 (1.8)	12
298,306 (304,927)	18.3 (18.8)	596,172 (570,724)	36.5 (35.2)	295,041 (284,613)	18.1 (17.6)	13
20,603,638 (20,827,311)	25.1 (25.4)	58,314,420 (57,929,669)	71.0 (70.6)	38,217,064 (37,884,988)	46.5 (46.2)	14

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第19表 任意自動車保険 都道府県別普及率表 (2022年3月末)

	都道府県	2022年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	北海道	3,785,280	2,720,346	71.9	2,744,663	72.5
2	青森	1,001,224	721,159	72.0	725,466	72.5
3	岩手	1,027,673	682,624	66.4	685,346	66.7
4	宮城	1,706,322	1,287,562	75.5	1,288,912	75.5
5	秋田	803,061	502,477	62.6	505,144	62.9
6	山形	928,911	623,615	67.1	625,925	67.4
7	福島	1,653,472	1,135,375	68.7	1,137,511	68.8
8	茨城	2,632,467	1,967,933	74.8	1,968,754	74.8
9	栃木	1,743,677	1,278,868	73.3	1,279,879	73.4
10	群馬	1,805,981	1,321,585	73.2	1,322,862	73.2
11	埼玉	4,180,629	3,319,728	79.4	3,322,088	79.5
12	千葉	3,699,193	2,954,287	79.9	2,956,505	79.9
13	東京	4,416,116	3,483,967	78.9	3,502,041	79.3
14	神奈川	4,046,606	3,269,710	80.8	3,277,177	81.0
15	新潟	1,834,131	1,307,546	71.3	1,314,200	71.7
16	富山	900,240	665,581	73.9	666,721	74.1
17	石川	917,988	682,627	74.4	682,893	74.4
18	福井	671,856	499,913	74.4	500,193	74.4
19	山梨	766,126	501,814	65.5	502,266	65.6
20	長野	1,911,276	1,302,142	68.1	1,305,319	68.3
21	岐阜	1,686,191	1,331,160	78.9	1,331,854	79.0
22	静岡	2,906,073	2,226,466	76.6	2,227,886	76.7
23	愛知	5,322,042	4,394,017	82.6	4,400,286	82.7
24	三重	1,526,372	1,190,323	78.0	1,191,057	78.0
25	滋賀	1,052,149	799,696	76.0	800,015	76.0
26	京都	1,340,308	1,080,526	80.6	1,082,218	80.7
27	大阪	3,808,722	3,159,045	82.9	3,167,082	83.2
28	兵庫	3,048,800	2,418,702	79.3	2,421,927	79.4
29	奈良	836,683	664,701	79.4	664,562	79.4
30	和歌山	756,810	567,701	75.0	567,596	75.0
31	鳥取	467,712	319,252	68.3	319,190	68.2
32	島根	554,263	329,093	59.4	329,292	59.4
33	岡山	1,552,170	1,180,002	76.0	1,181,142	76.1
34	広島	1,916,224	1,486,421	77.6	1,489,128	77.7
35	山口	1,069,768	783,877	73.3	784,676	73.4
36	徳島	618,971	460,105	74.3	459,768	74.3
37	香川	793,864	611,098	77.0	611,769	77.1
38	愛媛	1,025,939	745,324	72.6	745,467	72.7
39	高知	562,692	347,398	61.7	346,803	61.6
40	福岡	3,438,493	2,687,084	78.1	2,692,081	78.3
41	佐賀	687,001	471,529	68.6	471,677	68.7
42	長崎	956,352	654,645	68.5	654,669	68.5
43	熊本	1,400,016	971,036	69.4	971,609	69.4
44	大分	927,052	635,727	68.6	636,048	68.6
45	宮崎	952,449	589,062	61.8	589,391	61.9
46	鹿児島	1,358,593	854,742	62.9	854,001	62.9
47	沖縄	1,177,006	640,135	54.4	641,341	54.5
48	合計	82,174,944	61,958,775	75.4	62,077,489	75.5

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和4年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2022年3月末の有効契約台数です。

※3 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※4 付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
899,930	23.8	2,597,307	68.6	1,858,716	49.1	1
228,359	22.8	687,350	68.7	445,405	44.5	2
195,593	19.0	649,173	63.2	414,126	40.3	3
497,958	29.2	1,216,285	71.3	776,332	45.5	4
133,307	16.6	479,665	59.7	324,074	40.4	5
179,503	19.3	595,690	64.1	415,176	44.7	6
371,473	22.5	1,085,714	65.7	703,849	42.6	7
662,432	25.2	1,880,538	71.4	1,130,115	42.9	8
416,829	23.9	1,217,869	69.8	729,206	41.8	9
491,656	27.2	1,255,853	69.5	794,221	44.0	10
1,124,413	26.9	3,115,411	74.5	1,907,738	45.6	11
1,106,355	29.9	2,790,673	75.4	1,840,813	49.8	12
1,263,612	28.6	3,163,856	71.6	2,042,794	46.3	13
1,152,734	28.5	3,026,018	74.8	1,922,699	47.5	14
380,607	20.8	1,234,572	67.3	742,696	40.5	15
190,969	21.2	630,437	70.0	427,896	47.5	16
213,283	23.2	644,450	70.2	397,331	43.3	17
128,329	19.1	477,406	71.1	315,509	47.0	18
173,199	22.6	475,925	62.1	255,416	33.3	19
376,578	19.7	1,238,882	64.8	763,571	40.0	20
408,262	24.2	1,276,565	75.7	990,244	58.7	21
786,134	27.1	2,099,666	72.3	1,375,147	47.3	22
1,479,579	27.8	4,173,917	78.4	3,147,187	59.1	23
329,880	21.6	1,134,383	74.3	782,056	51.2	24
228,110	21.7	759,736	72.2	495,472	47.1	25
351,567	26.2	1,003,807	74.9	647,771	48.3	26
1,107,639	29.1	2,927,785	76.9	1,952,679	51.3	27
883,559	29.0	2,267,725	74.4	1,442,201	47.3	28
209,066	25.0	633,011	75.7	391,776	46.8	29
161,698	21.4	534,089	70.6	294,241	38.9	30
83,245	17.8	305,367	65.3	224,228	47.9	31
86,387	15.6	310,042	55.9	211,885	38.2	32
382,886	24.7	1,109,752	71.5	719,644	46.4	33
454,072	23.7	1,383,871	72.2	877,457	45.8	34
242,136	22.6	738,494	69.0	518,876	48.5	35
149,350	24.1	436,771	70.6	267,197	43.2	36
169,832	21.4	575,869	72.5	355,681	44.8	37
207,559	20.2	700,706	68.3	420,993	41.0	38
93,976	16.7	325,211	57.8	187,436	33.3	39
896,606	26.1	2,520,932	73.3	1,736,848	50.5	40
175,940	25.6	445,422	64.8	291,249	42.4	41
210,921	22.1	613,044	64.1	381,844	39.9	42
319,865	22.8	922,337	65.9	651,408	46.5	43
187,291	20.2	598,982	64.6	387,070	41.8	44
200,696	21.1	554,862	58.3	361,321	37.9	45
278,326	20.5	802,213	59.0	492,613	36.3	46
323,124	27.5	610,128	51.8	345,135	29.3	47
20,603,638	25.1	58,314,420	71.0	38,217,064	46.5	48

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

	都道府県	2018 年 度			2019 年 度		
		付保台数 台	保有車両数 台	普及率 %	付保台数 台	保有車両数 台	普及率 %
1	北海道	2,175,399	2,798,784	77.7	2,174,315	2,793,175	77.8
2	青森	549,990	727,919	75.6	551,949	726,363	76.0
3	岩手	514,654	740,262	69.5	518,088	739,417	70.1
4	宮城	1,018,786	1,293,981	78.7	1,022,448	1,294,892	79.0
5	秋田	392,309	590,838	66.4	393,124	588,323	66.8
6	山形	495,819	694,586	71.4	496,964	692,486	71.8
7	福島	885,508	1,222,253	72.4	886,645	1,220,499	72.6
8	茨城	1,566,331	1,978,570	79.2	1,570,135	1,985,913	79.1
9	栃木	1,036,385	1,336,666	77.5	1,038,261	1,339,330	77.5
10	群馬	1,064,420	1,378,111	77.2	1,066,225	1,380,545	77.2
11	埼玉	2,647,822	3,207,139	82.6	2,651,888	3,211,342	82.6
12	千葉	2,354,285	2,810,982	83.8	2,359,960	2,817,289	83.8
13	東京都	2,646,419	3,109,360	85.1	2,638,507	3,097,427	85.2
14	神奈川県	2,595,596	3,052,935	85.0	2,587,362	3,042,483	85.0
15	新潟	1,035,248	1,390,825	74.4	1,037,670	1,389,800	74.7
16	富山	542,503	709,511	76.5	543,669	709,457	76.6
17	石川	552,861	723,414	76.4	555,755	725,209	76.6
18	福井	397,356	512,275	77.6	399,212	512,838	77.8
19	山梨	390,326	556,198	70.2	392,171	557,522	70.3
20	長野	997,730	1,376,677	72.5	1,002,249	1,376,863	72.8
21	岐阜	1,070,404	1,300,676	82.3	1,072,092	1,300,241	82.5
22	静岡県	1,773,548	2,219,815	79.9	1,773,376	2,223,370	79.8
23	愛知県	3,591,140	4,187,217	85.8	3,604,308	4,198,200	85.9
24	三重	949,450	1,159,857	81.9	952,209	1,161,753	82.0
25	滋賀	645,688	804,039	80.3	649,061	806,964	80.4
26	京都	848,104	999,354	84.9	846,280	997,720	84.8
27	大阪	2,444,522	2,771,986	88.2	2,440,056	2,771,497	88.0
28	兵庫県	1,951,576	2,310,726	84.5	1,950,802	2,310,218	84.4
29	奈良	551,806	651,945	84.6	550,615	651,369	84.5
30	和歌山	439,189	541,654	81.1	439,327	542,368	81.0
31	鳥取	250,561	345,589	72.5	251,661	345,881	72.8
32	島根	255,334	409,283	62.4	256,222	408,902	62.7
33	岡山	927,223	1,159,785	79.9	930,906	1,161,567	80.1
34	広島	1,176,101	1,456,189	80.8	1,178,743	1,458,798	80.8
35	山口	627,101	821,252	76.4	627,048	820,092	76.5
36	徳島	361,294	456,577	79.1	361,831	456,688	79.2
37	香川	478,200	589,786	81.1	480,225	591,410	81.2
38	愛媛	573,579	742,337	77.3	575,835	745,122	77.3
39	高知	263,201	396,524	66.4	264,603	396,644	66.7
40	福岡	2,133,410	2,599,485	82.1	2,141,602	2,607,863	82.1
41	佐賀	367,931	505,500	72.8	370,231	507,789	72.9
42	長崎	511,406	697,236	73.3	513,056	697,640	73.5
43	熊本	757,432	1,035,384	73.2	761,509	1,035,714	73.5
44	大分	494,308	692,667	71.4	496,611	693,093	71.7
45	宮崎	448,090	675,613	66.3	450,849	676,266	66.7
46	鹿児島	635,460	951,648	66.8	639,869	953,506	67.1
47	沖縄	488,198	852,989	57.2	493,776	866,080	57.0
48	合計	48,950,950	61,546,399	79.5	49,031,617	61,587,928	79.6

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

2020 年度			2021 年度			
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率	
台	台	%	台	台	%	
2,175,686	2,790,570	78.0	2,181,921	2,783,879	78.4	1
553,624	726,173	76.2	554,284	723,433	76.6	2
521,378	740,633	70.4	524,055	738,293	71.0	3
1,028,140	1,298,016	79.2	1,032,122	1,297,534	79.5	4
393,895	587,615	67.0	394,158	584,298	67.5	5
497,313	692,454	71.8	497,630	689,700	72.2	6
890,015	1,221,871	72.8	891,407	1,218,750	73.1	7
1,573,838	1,991,325	79.0	1,576,704	1,990,039	79.2	8
1,038,916	1,341,476	77.4	1,042,939	1,341,624	77.7	9
1,067,461	1,381,273	77.3	1,069,950	1,379,785	77.5	10
2,665,213	3,222,381	82.7	2,675,881	3,228,837	82.9	11
2,373,054	2,829,395	83.9	2,382,339	2,833,678	84.1	12
2,637,379	3,095,706	85.2	2,645,060	3,096,574	85.4	13
2,600,201	3,053,136	85.2	2,611,433	3,055,213	85.5	14
1,038,722	1,389,360	74.8	1,039,648	1,384,545	75.1	15
544,127	709,910	76.6	544,099	707,778	76.9	16
556,931	725,814	76.7	558,938	725,823	77.0	17
400,443	513,589	78.0	401,385	513,085	78.2	18
393,649	559,548	70.4	395,194	559,306	70.7	19
1,007,336	1,379,433	73.0	1,011,687	1,377,789	73.4	20
1,074,261	1,300,420	82.6	1,073,567	1,296,000	82.8	21
1,777,777	2,229,339	79.7	1,777,257	2,225,822	79.8	22
3,617,201	4,205,433	86.0	3,626,089	4,202,449	86.3	23
954,701	1,163,728	82.0	955,356	1,161,844	82.2	24
653,182	811,185	80.5	655,590	812,312	80.7	25
847,264	997,681	84.9	846,666	994,706	85.1	26
2,449,384	2,779,775	88.1	2,453,955	2,778,304	88.3	27
1,955,952	2,315,306	84.5	1,956,597	2,314,187	84.5	28
551,049	652,099	84.5	549,534	651,329	84.4	29
440,362	543,495	81.0	439,199	542,309	81.0	30
252,670	346,510	72.9	253,290	345,793	73.2	31
256,915	409,161	62.8	257,316	408,410	63.0	32
934,499	1,164,738	80.2	936,671	1,162,047	80.6	33
1,182,586	1,461,808	80.9	1,184,350	1,460,095	81.1	34
626,642	819,391	76.5	625,720	816,321	76.7	35
363,063	457,539	79.4	362,962	455,906	79.6	36
481,768	592,346	81.3	482,352	591,548	81.5	37
577,396	746,273	77.4	577,857	744,142	77.7	38
265,782	396,952	67.0	266,981	395,697	67.5	39
2,155,331	2,618,466	82.3	2,167,907	2,622,752	82.7	40
372,979	509,574	73.2	375,255	510,652	73.5	41
514,861	699,605	73.6	516,204	698,213	73.9	42
766,340	1,038,457	73.8	771,073	1,039,165	74.2	43
499,440	694,289	71.9	501,998	692,947	72.4	44
453,469	677,942	66.9	456,513	677,924	67.3	45
644,201	955,504	67.4	649,449	955,905	67.9	46
494,464	869,609	56.9	501,290	875,306	57.3	47
49,202,869	61,706,303	79.7	49,334,785	61,662,048	80.0	48

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2021年度)

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	14,208	0.1	2,540	0.0	3,767	0.0
2		小型	17,351	0.1	3,199	0.0	4,935	0.0
3	営業用乗用車		259	0.2	117	0.1	22,228	14.1
4	軽四輪自動車	乗用車	7,626	0.0	4,880	0.0	5,234	0.0
5		貨物車	9,106	0.2	5,205	0.1	7,247	0.1
6	自家用貨物車	普通	2,942	0.3	1,083	0.1	1,706	0.2
7		小型	11,623	0.5	2,355	0.1	3,616	0.1
8	営業用貨物車	普通	2,362	0.3	1,120	0.1	2,130	0.2
9		小型	98	0.2	88	0.2	73	0.1
10	バス	自家用	1,214	1.6	83	0.1	171	0.2
11		営業用	334	0.3	21	0.0	746	0.7
12	二輪車		12,053	0.6	1,658	0.1	2,724	0.1
13	原動機付自転車		9,824	1.0	3,881	0.4	2,387	0.2
14	ダンプカー		826	0.2	439	0.1	857	0.2
15	特種用途自動車		22,049	7.0	1,184	0.4	8,664	2.7
16	工作車		7,986	1.3	7,813	1.3	7,634	1.2
17	小計		119,861	0.2	35,666	0.1	74,119	0.1
18	レンタカー		1,016	0.1	369	0.0	3,701	0.3
19	合計		120,877	0.2	36,035	0.1	77,820	0.1

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

1億円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
62	0.0	17,484,559	99.9	17,505,136	100.0	1
138	0.0	14,957,521	99.8	14,983,144	100.0	2
214	0.1	135,009	85.5	157,827	100.0	3
60	0.0	18,807,406	99.9	18,825,206	100.0	4
69	0.0	4,955,772	99.6	4,977,399	100.0	5
28	0.0	1,120,798	99.5	1,126,557	100.0	6
31	0.0	2,414,750	99.3	2,432,375	100.0	7
464	0.1	865,047	99.3	871,123	100.0	8
74	0.1	55,321	99.4	55,654	100.0	9
3	0.0	75,497	98.1	76,968	100.0	10
0	0.0	107,241	99.0	108,342	100.0	11
42	0.0	1,981,885	99.2	1,998,362	100.0	12
55	0.0	961,864	98.3	978,011	100.0	13
8	0.0	451,590	99.5	453,720	100.0	14
2	0.0	283,159	89.9	315,058	100.0	15
473	0.1	588,057	96.1	611,964	100.0	16
1,723	0.0	65,245,476	99.6	65,476,846	100.0	17
0	0.0	1,121,437	99.5	1,126,523	100.0	18
1,723	0.0	66,366,913	99.6	66,603,369	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2021年度)

用途・車種	保険金額		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1 自家用乗用車	普通		50,790	0.3	97,574	0.6	52,690	0.3
2	小型		83,015	0.6	130,913	0.9	52,624	0.4
3	営業用乗用車		57,385	34.2	14,469	8.6	2,889	1.7
4	軽四輪自動車	乗用車	89,218	0.5	154,486	0.8	52,361	0.3
5		貨物車	133,601	2.7	99,909	2.0	19,718	0.4
6	自家用貨物車	普通	15,945	1.4	33,975	3.0	8,307	0.7
7		小型	47,780	2.0	50,905	2.1	12,725	0.5
8	営業用貨物車	普通	50,602	5.7	36,877	4.2	21,668	2.5
9		小型	4,547	8.1	3,111	5.5	1,162	2.1
10	バス	自家用	2,173	2.9	1,612	2.1	356	0.5
11		営業用	22,191	20.6	5,600	5.2	1,263	1.2
12	二輪車		55,183	2.7	33,189	1.6	7,896	0.4
13	原動機付自転車		163,167	16.7	29,017	3.0	11,770	1.2
14	ダンプカー		5,419	1.2	9,364	2.1	3,202	0.7
15	特種用途自動車		44,145	14.0	10,303	3.3	1,405	0.4
16	工作車		66,867	11.4	56,348	9.6	16,174	2.7
17	小計		892,028	1.4	767,652	1.2	266,210	0.4
18	レンタカー		80,090	7.1	108,443	9.6	92,129	8.2
19	合計		972,118	1.5	876,095	1.3	358,339	0.5

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
32,788	0.2	17,266,396	98.7	17,500,238	100.0	1
33,971	0.2	14,675,939	98.0	14,976,462	100.0	2
1,789	1.1	91,463	54.4	167,995	100.0	3
29,499	0.2	18,490,656	98.3	18,816,220	100.0	4
14,779	0.3	4,696,279	94.6	4,964,286	100.0	5
17,291	1.5	1,048,305	93.3	1,123,823	100.0	6
12,265	0.5	2,305,086	94.9	2,428,761	100.0	7
44,406	5.0	727,845	82.6	881,398	100.0	8
1,657	2.9	46,007	81.5	56,484	100.0	9
284	0.4	71,779	94.2	76,204	100.0	10
1,838	1.7	76,922	71.3	107,814	100.0	11
3,554	0.2	1,912,105	95.0	2,011,927	100.0	12
3,252	0.3	768,520	78.8	975,726	100.0	13
3,108	0.7	431,480	95.3	452,573	100.0	14
1,598	0.5	257,133	81.7	314,584	100.0	15
84,504	14.3	365,118	62.0	589,011	100.0	16
286,583	0.4	63,231,033	96.6	65,443,506	100.0	17
52,043	4.6	793,772	70.5	1,126,477	100.0	18
338,626	0.5	64,024,805	96.2	66,569,983	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第23表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表 (2021年度)

	保険金額		3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
用途・車種			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	6,903,553	39.9	6,627,322	38.3	1,820,380	10.5
2		小型	6,702,155	45.6	5,423,478	36.9	1,286,641	8.8
3	営業用乗用車		25,379	53.2	11,155	23.4	2,570	5.4
4	軽四輪自動車	乗用車	9,372,517	50.6	6,510,052	35.2	1,211,528	6.5
5		貨物車	2,546,521	55.7	1,423,776	31.2	246,794	5.4
6	自家用貨物車	普通	448,799	44.7	358,257	35.7	74,750	7.4
7		小型	1,038,417	46.9	777,218	35.1	158,831	7.2
8	営業用貨物車	普通	230,334	57.4	110,852	27.6	16,915	4.2
9		小型	19,525	58.1	9,215	27.4	1,485	4.4
10	バス	自家用	23,270	35.3	23,561	35.8	17,829	27.1
11		営業用	19,535	42.0	13,679	29.4	12,119	26.1
12	二輪車		554,912	73.7	136,967	18.2	23,270	3.1
13	原動機付自転車		188,877	72.1	46,836	17.9	7,543	2.9
14	ダンプカー		176,664	43.6	150,915	37.2	30,790	7.6
15	特種用途自動車		97,839	42.4	84,219	36.5	18,300	7.9
16	工作車		174,568	45.6	123,377	32.2	24,008	6.3
17	小計		28,522,865	46.8	21,830,879	35.8	4,953,753	8.1
18	レンタカー		682,517	83.3	104,929	12.8	7,004	0.9
19	合計		29,205,382	47.3	21,935,808	35.5	4,960,757	8.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	
1,948,897	11.3	17,300,152	100.0	1
1,286,695	8.8	14,698,969	100.0	2
8,591	18.0	47,695	100.0	3
1,423,039	7.7	18,517,136	100.0	4
352,110	7.7	4,569,201	100.0	5
122,182	12.2	1,003,988	100.0	6
241,695	10.9	2,216,161	100.0	7
43,222	10.8	401,323	100.0	8
3,398	10.1	33,623	100.0	9
1,171	1.8	65,831	100.0	10
1,176	2.5	46,509	100.0	11
37,993	5.0	753,142	100.0	12
18,686	7.1	261,942	100.0	13
47,191	11.6	405,560	100.0	14
30,664	13.3	231,022	100.0	15
60,846	15.9	382,799	100.0	16
5,627,556	9.2	60,935,053	100.0	17
24,885	3.0	819,335	100.0	18
5,652,441	9.2	61,754,388	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表 (2021年度)

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車		台	%	台	%
	年齢を問わず補償	531,330	1.8	531,153	1.8
	21歳以上補償	1,803,160	6.0	1,802,895	6.0
	26歳以上補償	5,879,813	19.5	5,878,748	19.5
	30歳以上補償	3,195,034	10.6	3,193,578	10.6
	その他	18,731,546	62.1	18,728,826	62.1
	合計	30,140,883	100.0	30,135,200	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	576,885	3.2	576,656	3.2
	21歳以上補償	1,417,152	8.0	1,416,955	8.0
	26歳以上補償	3,087,400	17.3	3,085,930	17.3
	30歳以上補償	1,500,783	8.4	1,499,975	8.4
	その他	11,224,137	63.0	11,221,354	63.0
	合計	17,806,357	100.0	17,800,870	100.0
二輪車	年齢を問わず補償	78,787	4.0	79,147	4.0
	21歳以上補償	174,054	8.9	175,814	8.9
	26歳以上補償	1,341,928	68.4	1,356,519	68.6
	30歳以上補償	320,336	16.3	320,198	16.2
	その他	45,740	2.3	45,554	2.3
	合計	1,960,845	100.0	1,977,232	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	32,787	5.4	32,924	5.4
	21歳以上補償	513,715	85.1	515,536	85.1
	その他	57,488	9.5	57,490	9.5
	合計	603,990	100.0	605,950	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,219,789	2.4	1,219,880	2.4
	21歳以上補償	3,908,081	7.7	3,911,200	7.7
	26歳以上補償	10,309,141	20.4	10,321,197	20.4
	30歳以上補償	5,016,153	9.9	5,013,751	9.9
	その他	30,058,911	59.5	30,053,224	59.5
	合計	50,512,075	100.0	50,519,252	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

※3 「原動機付自転車」以外の「その他」には35歳以上補償等を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		合 計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%	台	%
170,502	1.7	526,243	1.8	331,115	1.5	532,098	1.8
551,257	5.4	1,789,673	6.0	1,239,805	5.7	1,805,106	6.0
2,007,560	19.6	5,799,449	19.4	4,310,411	19.8	5,908,199	19.6
1,898,680	18.6	3,129,150	10.5	2,005,242	9.2	3,199,480	10.6
5,596,544	54.7	18,679,775	62.4	13,903,227	63.8	18,735,844	62.1
10,224,543	100.0	29,924,290	100.0	21,789,800	100.0	30,180,727	100.0
158,103	3.0	571,924	3.2	328,628	2.9	577,441	3.2
385,209	7.3	1,406,543	8.0	900,052	8.0	1,418,350	8.0
937,562	17.7	3,032,546	17.2	1,972,453	17.5	3,097,780	17.4
779,669	14.7	1,462,723	8.3	786,743	7.0	1,502,416	8.4
3,035,472	57.3	11,183,678	63.3	7,255,353	64.5	11,225,959	63.0
5,296,015	100.0	17,657,414	100.0	11,243,229	100.0	17,821,946	100.0
31,163	2.8	41,967	5.7	2,466	2.7	79,335	4.0
80,221	7.3	80,487	11.0	5,962	6.6	176,264	8.9
674,664	61.2	540,525	74.0	63,680	70.2	1,364,688	68.7
297,125	26.9	39,384	5.4	14,323	15.8	320,597	16.1
19,336	1.8	28,084	3.8	4,232	4.7	45,893	2.3
1,102,509	100.0	730,447	100.0	90,663	100.0	1,986,777	100.0
16,438	4.6	10,935	7.5	1,743	22.0	33,223	5.5
289,791	80.3	133,201	91.1	6,167	77.9	518,213	85.1
54,491	15.1	2,058	1.4	2	0.0	57,493	9.4
360,720	100.0	146,194	100.0	7,912	100.0	608,929	100.0
376,206	2.2	1,151,069	2.4	663,952	2.0	1,222,097	2.4
1,306,478	7.7	3,409,904	7.0	2,151,986	6.5	3,917,933	7.7
3,619,786	21.3	9,372,520	19.3	6,346,544	19.2	10,370,667	20.5
2,975,474	17.5	4,631,257	9.6	2,806,308	8.5	5,022,493	9.9
8,705,843	51.3	29,893,595	61.7	21,162,814	63.9	30,065,189	59.4
16,983,787	100.0	48,458,345	100.0	33,131,604	100.0	50,598,379	100.0

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 (2021年度)

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金 千円
		件	構成比 %	
対人賠償	「自動車」対「自動車」	221,002	75.7	167,221,635
	「自動車」対「人」	51,868	17.8	117,925,292
	「自動車」対「物」	9,609	3.3	11,747,384
	自動車単独	7,793	2.7	7,322,305
	合計	291,770	100.0	306,074,307
対物賠償	「自動車」対「自動車」	1,491,490	83.0	493,746,608
	「自動車」対「人」	41,860	2.3	3,274,174
	「自動車」対「物」	238,424	13.3	98,960,774
	自動車単独	18,234	1.0	8,054,734
	合計	1,796,875	100.0	606,631,376
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	166,795	81.3	21,584,978
	「自動車」対「人」	4,792	2.3	768,112
	「自動車」対「物」	21,199	10.3	3,588,051
	自動車単独	11,853	5.8	2,413,997
	合計	205,046	100.0	28,448,268
人身傷害	「自動車」対「自動車」	167,144	66.3	61,084,235
	「自動車」対「人」	10,259	4.1	11,927,637
	「自動車」対「物」	46,037	18.3	30,318,449
	自動車単独	26,248	10.4	21,024,753
	合計	252,169	100.0	126,362,809
車両	「自動車」対「自動車」	773,417	40.6	260,517,743
	「自動車」対「人」	21,115	1.1	5,608,773
	「自動車」対「物」	551,727	28.9	223,573,281
	自動車単独	551,984	29.0	154,035,887
	合計	1,906,363	100.0	646,989,270

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分を含みます。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2021年度〉

	事故形態		他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
			支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
	都道府県	件	%	千円	件	%	千円	
1	北海道	79,688	76.1	30,715,054	66	0.1	27,114	
2	青森	17,078	77.9	5,531,421	12	0.1	7,469	
3	岩手	15,053	73.0	4,850,075	6	0.0	4,359	
4	宮城	30,157	82.1	10,533,701	15	0.0	5,398	
5	秋田	12,943	77.7	3,942,993	33	0.2	32,072	
6	山形	16,377	79.9	5,084,132	9	0.0	4,517	
7	福島	26,533	75.1	9,044,377	16	0.0	20,768	
8	茨城	41,159	80.8	15,592,638	95	0.2	46,849	
9	栃木	25,343	76.3	9,819,533	31	0.1	34,077	
10	群馬	29,879	81.0	11,382,079	31	0.1	17,940	
11	埼玉	72,642	81.3	27,786,292	59	0.1	57,060	
12	千葉県	74,149	81.8	29,136,049	380	0.4	257,213	
13	東京都	93,712	80.0	40,400,248	92	0.1	95,698	
14	神奈川県	78,509	78.8	29,899,184	156	0.2	115,476	
15	新潟	29,340	71.0	8,911,250	35	0.1	10,489	
16	富山	17,763	77.1	5,776,057	11	0.0	6,545	
17	石川	15,649	77.5	4,867,222	2	0.0	1,727	
18	福井	13,287	78.9	4,356,901	25	0.1	15,468	
19	山梨	9,731	82.0	3,457,217	5	0.0	4,336	
20	長野	28,272	81.7	9,051,248	39	0.1	30,304	
21	岐阜	41,181	78.8	16,101,128	28	0.1	20,623	
22	静岡県	52,086	80.7	18,250,829	271	0.4	244,853	
23	愛知県	130,151	80.3	49,230,902	151	0.1	107,495	
24	三重	31,642	77.6	12,933,053	20	0.0	12,265	
25	滋賀	18,766	75.6	6,914,706	37	0.1	12,339	
26	京都	26,688	80.5	10,041,802	36	0.1	21,171	
27	大阪	83,567	79.6	32,665,771	138	0.1	89,282	
28	兵庫県	57,560	79.0	22,975,199	75	0.1	61,796	
29	奈良	16,046	81.4	6,117,183	13	0.1	8,342	
30	和歌山	11,538	81.0	4,175,530	30	0.2	10,534	
31	鳥取	8,688	74.6	2,805,305	60	0.5	45,383	
32	島根	7,831	71.8	2,409,652	196	1.8	114,145	
33	岡山	27,497	80.6	10,373,138	53	0.2	31,816	
34	広島	34,048	78.1	12,125,718	206	0.5	198,025	
35	山口	19,368	74.6	6,337,304	56	0.2	30,717	
36	徳島	9,915	80.9	3,414,390	22	0.2	6,755	
37	香川	13,200	86.3	4,513,436	54	0.4	22,087	
38	愛媛	15,041	82.8	4,501,749	13	0.1	4,596	
39	高知	6,654	86.6	1,975,846	8	0.1	1,430	
40	福岡	68,767	78.8	22,836,648	501	0.6	453,700	
41	佐賀	10,567	79.0	3,758,112	454	3.4	477,844	
42	長崎	12,636	88.3	3,531,014	119	0.8	50,992	
43	熊本	22,775	81.5	7,144,138	141	0.5	98,540	
44	大分	13,905	81.7	4,355,613	42	0.2	25,659	
45	宮崎	11,039	78.3	3,184,304	58	0.4	38,108	
46	鹿児島	15,404	81.1	4,439,311	59	0.3	45,122	
47	沖縄	14,262	84.6	3,223,088	227	1.3	111,272	
48	合計	1,511,886	79.3	551,940,908	4,188	0.2	3,141,168	

- ※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等を含みます。
- ※3 都道府県合計には、都道府県不明分を含みます。

盗 難			そ の 他			合 計			
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	
45	0.0	20,653	24,869	23.8	5,522,599	104,668	100.0	36,285,420	1
6	0.0	13,258	4,817	22.0	1,059,364	21,913	100.0	6,611,512	2
1	0.0	5,000	5,561	27.0	941,635	20,621	100.0	5,801,069	3
20	0.1	11,668	6,561	17.9	1,313,634	36,753	100.0	11,864,401	4
3	0.0	4,424	3,681	22.1	792,028	16,660	100.0	4,771,517	5
4	0.0	742	4,098	20.0	777,722	20,488	100.0	5,867,113	6
25	0.1	25,913	8,779	24.8	1,688,529	35,353	100.0	10,779,587	7
272	0.5	616,366	9,418	18.5	2,170,764	50,944	100.0	18,426,617	8
176	0.5	625,814	7,652	23.0	1,606,348	33,202	100.0	12,085,772	9
106	0.3	413,550	6,874	18.6	1,417,629	36,890	100.0	13,231,198	10
341	0.4	1,189,550	16,302	18.2	3,395,592	89,344	100.0	32,428,494	11
396	0.4	996,538	15,731	17.4	3,703,044	90,656	100.0	34,092,844	12
198	0.2	571,200	23,082	19.7	5,563,113	117,084	100.0	46,630,259	13
174	0.2	477,215	20,783	20.9	4,719,428	99,622	100.0	35,211,303	14
18	0.0	19,816	11,919	28.9	2,100,796	41,312	100.0	11,042,351	15
14	0.1	10,869	5,240	22.8	989,324	23,028	100.0	6,782,795	16
8	0.0	6,871	4,525	22.4	802,920	20,184	100.0	5,678,740	17
14	0.1	9,950	3,509	20.8	734,158	16,835	100.0	5,116,477	18
10	0.1	7,224	2,128	17.9	445,864	11,874	100.0	3,914,641	19
7	0.0	2,252	6,273	18.1	1,155,198	34,591	100.0	10,239,002	20
126	0.2	448,292	10,936	20.9	2,078,082	52,271	100.0	18,648,125	21
59	0.1	50,209	12,136	18.8	2,878,337	64,552	100.0	21,424,228	22
638	0.4	2,185,269	31,209	19.2	5,903,576	162,149	100.0	57,427,242	23
86	0.2	212,624	9,023	22.1	1,742,635	40,771	100.0	14,900,577	24
29	0.1	77,703	5,990	24.1	1,234,158	24,822	100.0	8,238,906	25
74	0.2	126,701	6,359	19.2	1,288,492	33,157	100.0	11,478,166	26
520	0.5	846,036	20,812	19.8	4,662,919	105,037	100.0	38,264,008	27
145	0.2	155,877	15,067	20.7	3,068,153	72,847	100.0	26,261,025	28
36	0.2	34,496	3,609	18.3	746,193	19,704	100.0	6,906,214	29
17	0.1	17,624	2,662	18.7	553,088	14,247	100.0	4,756,776	30
9	0.1	5,440	2,887	24.8	533,856	11,644	100.0	3,389,984	31
3	0.0	2,722	2,883	26.4	572,484	10,913	100.0	3,099,003	32
21	0.1	10,818	6,557	19.2	1,284,131	34,128	100.0	11,699,903	33
20	0.0	13,730	9,320	21.4	2,043,122	43,594	100.0	14,380,595	34
9	0.0	4,682	6,544	25.2	1,175,793	25,977	100.0	7,548,496	35
6	0.0	25,613	2,313	18.9	437,694	12,256	100.0	3,884,452	36
4	0.0	4,114	2,030	13.3	467,246	15,288	100.0	5,006,883	37
7	0.0	1,020	3,113	17.1	580,297	18,174	100.0	5,087,662	38
8	0.1	3,631	1,011	13.2	208,613	7,681	100.0	2,189,520	39
51	0.1	34,895	17,904	20.5	4,271,084	87,223	100.0	27,596,327	40
5	0.0	6,465	2,349	17.6	1,165,659	13,375	100.0	5,408,080	41
5	0.0	2,397	1,551	10.8	342,513	14,311	100.0	3,926,916	42
16	0.1	2,080	5,028	18.0	1,097,166	27,960	100.0	8,341,924	43
3	0.0	6,367	3,063	18.0	656,844	17,013	100.0	5,044,483	44
9	0.1	2,087	2,990	21.2	558,009	14,096	100.0	3,782,508	45
3	0.0	4,461	3,532	18.6	768,154	18,998	100.0	5,257,048	46
3	0.0	120	2,368	14.0	481,411	16,860	100.0	3,815,891	47
3,757	0.2	9,332,083	386,532	20.3	82,575,146	1,906,363	100.0	646,989,305	48

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表 (2021年度)

補償種目	修理費費目	認定損害額単価	
			構成比
対物賠償		円	%
	部品費	148,893	43.0
	工賃	62,255	18.0
	塗装費	52,400	15.1
	間接損害	56,245	16.2
	その他	26,477	7.6
	合計	346,269	100.0
車両	部品費	169,683	52.8
	工賃	67,801	21.1
	塗装費	54,428	16.9
	その他	29,735	9.2
	合計	321,648	100.0

※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。

※2 間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。

※3 その他には、消費税や諸費用を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

3 関連情報

I 共済関係

第28表 自賠責共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死	亡
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
1970	2,923,354	19,255,593	496	2,105,422
1975	2,732,993	31,792,707	658	6,360,930
1980	2,759,764	45,980,728	624	8,935,923
1985	3,138,386	75,182,861	615	9,920,758
1990	3,325,675	90,287,051	673	12,035,243
1991	3,268,791 (△ 1.7)	80,536,948 (△10.8)	672	12,418,737
1992	3,294,496 (0.8)	81,887,921 (1.7)	737	14,406,045
1993	3,263,432 (△ 0.9)	70,517,578 (△13.9)	685	13,844,827
1994	3,360,666 (3.0)	73,139,184 (3.7)	681	14,183,155
1995	3,309,483 (△ 1.5)	73,916,381 (1.1)	664	13,641,336
1996	3,360,019 (1.5)	75,702,484 (2.4)	635	12,652,475
1997	3,357,421 (△ 0.1)	70,707,667 (△ 6.6)	627	12,596,200
1998	3,369,297 (0.4)	72,201,803 (2.1)	625	13,069,091
1999	3,472,701 (3.1)	73,822,215 (2.2)	561	12,692,039
2000	3,567,223 (2.7)	75,241,838 (1.9)	506	12,286,500
2001	3,575,456 (0.2)	76,321,869 (1.4)	482	11,029,849
2002	3,573,753 (0.0)	94,797,163 (24.2)	571	13,082,946
2003	3,637,219 (1.8)	96,557,242 (1.9)	550	12,823,658
2004	3,566,015 (△ 2.0)	95,050,314 (△ 1.6)	569	13,103,586
2005	3,629,699 (1.8)	91,563,939 (△ 3.7)	537	12,606,434
2006	3,616,425 (△ 0.4)	91,005,611 (△ 0.6)	487	11,616,129
2007	3,610,799 (△ 0.2)	84,705,567 (△ 6.9)	445	10,127,141
2008	3,951,279 (9.4)	73,456,873 (△13.3)	455	10,521,942
2009	3,724,945 (△ 5.7)	69,438,082 (△ 5.5)	407	9,207,247
2010	3,731,514 (0.2)	69,607,048 (0.2)	403	9,315,241
2011	3,704,642 (△ 0.7)	77,930,334 (12.0)	349	8,277,082
2012	3,805,988 (2.7)	80,465,865 (3.3)	316	7,495,028
2013	3,647,079 (△ 4.2)	88,778,767 (10.3)	384	8,529,955
2014	3,672,962 (0.7)	89,347,693 (0.6)	344	7,797,786
2015	3,672,167 (0.0)	89,143,140 (△ 0.2)	346	7,886,126
2016	3,693,865 (0.6)	90,143,244 (1.1)	364	8,256,259
2017	3,680,489 (△ 0.4)	84,277,770 (△ 6.5)	302	7,397,265
2018	3,650,477 (△ 0.8)	83,753,746 (△ 0.6)	278	5,969,405
2019	3,616,628 (△ 0.9)	82,967,278 (△ 0.9)	261	5,756,045
2020	3,695,021 (2.2)	71,207,037 (△14.2)	258	5,638,430
2021	3,681,415 (△ 0.4)	66,485,824 (△ 6.6)	197	4,859,430

※1 1970年度は、沖縄県を含みません。

※2 1991年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。

※3 1996年度以前はJ A共済から報告を受けた数値です。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金		
件	千円	件 %	千円 %		
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527		1970
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106		1975
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134		1980
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172		1985
44,677	26,438,530	45,350	38,473,773		1990
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)		1991
45,059	25,689,138	45,796 ((1.6)	40,095,183 ((5.9)		1992
46,885	27,013,599	47,570 ((3.9)	40,858,426 ((1.9)		1993
47,262	27,302,519	47,943 ((0.8)	41,485,674 ((1.5)		1994
47,268	25,646,983	47,932 ((0.0)	39,288,319 (△ 5.3)		1995
47,722	25,711,403	48,357 ((0.9)	38,363,878 (△ 2.4)		1996
48,948	26,737,861	49,575 ((2.5)	39,334,061 ((2.5)		1997
49,983	27,103,897	50,608 ((2.1)	40,172,988 ((2.1)		1998
52,088	30,583,727	52,649 ((4.0)	43,275,767 ((7.7)		1999
55,561	32,842,902	56,067 ((6.5)	45,129,402 ((4.3)		2000
58,883	33,499,565	59,365 ((5.9)	44,529,413 (△ 1.3)		2001
60,692	34,559,342	61,263 ((3.2)	47,642,288 ((7.0)		2002
63,464	36,517,854	64,014 ((4.5)	49,341,513 ((3.6)		2003
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)		2004
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 ((0.1)		2005
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)		2006
62,737	36,568,051	63,182 ((0.3)	46,695,192 (△ 1.7)		2007
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 ((0.8)		2008
63,599	36,711,124	64,006 ((2.4)	45,918,371 (△ 2.4)		2009
66,727	38,452,475	67,130 ((4.9)	47,767,716 ((4.0)		2010
69,117	38,291,020	69,466 ((3.5)	46,568,101 (△ 2.5)		2011
69,716	38,690,169	70,032 ((0.8)	46,185,198 (△ 0.8)		2012
71,218	39,545,411	71,602 ((2.2)	48,075,366 ((4.1)		2013
70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 ((0.8)		2014
69,655	39,889,782	70,001 (△ 1.2)	47,775,908 (△ 1.4)		2015
68,969	38,492,345	69,333 (△ 1.0)	46,748,604 (△ 2.2)		2016
67,205	37,665,064	67,507 (△ 2.6)	45,062,329 (△ 3.6)		2017
64,112	36,282,620	64,390 (△ 4.6)	42,252,026 (△ 6.2)		2018
60,160	35,346,645	60,421 (△ 6.2)	41,102,690 (△ 2.7)		2019
51,795	31,666,861	52,053 (△13.8)	37,305,291 (△ 9.2)		2020
47,871	28,968,352	48,068 (△ 7.7)	33,827,782 (△ 9.3)		2021

※4 1997年度は、JA共済およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※5 1998～2000年度は、JA共済、全自共およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※6 2001年度以降は、JA共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第29表 自賠責共済都道府県別収支〈2021年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北海道	211,033	3,916,939	1,718	1,236,373
青森	49,855	912,134	421	290,234
岩手	90,950	1,699,423	712	579,628
宮城	82,036	1,536,459	995	780,876
秋田	112,669	2,144,291	977	561,289
山形	76,631	1,426,103	765	411,739
福島	131,148	2,451,019	1,567	1,086,500
茨城	51,744	956,629	802	567,768
栃木	63,213	1,175,577	931	777,626
群馬	86,439	1,613,427	1,451	1,031,566
埼玉	102,741	1,898,687	1,644	1,220,701
千葉	53,223	971,399	825	745,735
東京都	37,485	693,597	550	379,687
神奈川県	69,888	1,255,768	1,069	790,237
新潟	61,963	1,151,922	557	393,107
富山	32,403	622,055	403	242,922
石川	36,893	715,189	426	271,914
福井	29,340	564,589	450	247,416
山梨	68,099	1,245,028	961	628,747
長野	119,212	2,220,881	1,169	680,632
岐阜	59,670	1,123,189	775	574,124
静岡	107,441	1,999,652	1,581	1,224,986
愛知	167,198	3,115,480	2,371	1,678,531
三重	73,924	1,379,293	1,252	867,766

※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
 ※2 J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
滋賀	51,536	956,118	754	646,694
京都	29,762	542,799	382	432,138
大阪	28,093	514,012	541	353,234
兵庫	102,338	1,882,839	1,417	1,108,672
奈良	40,693	698,673	680	494,879
和歌山	56,210	995,283	725	667,489
鳥取	24,642	468,250	268	152,880
島根	83,880	1,621,003	884	336,011
岡山	71,779	1,319,941	1,095	772,539
広島	82,917	1,548,703	1,023	654,716
山口	75,663	1,414,534	1,024	600,408
徳島	30,005	555,604	468	358,447
香川	33,836	621,456	666	452,773
愛媛	74,627	1,351,305	1,132	843,344
高知	76,024	1,421,081	852	682,482
福岡	115,651	2,139,599	2,362	1,838,684
佐賀	60,822	1,137,248	1,219	796,506
長崎	56,307	1,044,951	831	609,452
熊本	78,970	1,435,442	1,132	793,613
大分	72,400	1,346,442	943	646,438
宮崎	138,766	2,591,971	1,957	1,424,722
鹿児島	132,686	2,448,483	1,607	992,301
沖縄	106,125	1,017,734	1,328	604,473
離島	82,485	623,624	406	294,785
合計	3,681,415	66,485,824	48,068	33,827,782

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
2017年度		件	千円	件	千円
	対人賠償	11,221,814	85,880,748	46,151	46,561,687
	対物賠償	11,186,678	176,678,057	332,018	102,577,544
	搭乗者傷害	9,114,957	24,112,058	68,066	11,123,760
	人身傷害	8,545,875	44,326,651	31,887	20,502,262
	車 両	5,723,514	160,522,805	282,018	82,596,794
	合 計	11,221,814	491,520,319	760,140	263,362,047
2018年度	対人賠償	11,194,366	80,793,946	43,380	45,639,233
	対物賠償	11,159,896	179,931,393	318,131	99,748,068
	搭乗者傷害	9,007,445	19,244,897	67,083	11,772,138
	人身傷害	8,727,381	37,532,169	30,432	20,348,771
	車 両	5,788,846	157,835,163	281,792	87,338,045
	合 計	11,194,366	475,337,568	740,818	264,846,256
2019年度	対人賠償	11,175,294	79,550,412	39,138	43,617,588
	対物賠償	11,143,470	176,080,736	299,178	96,242,257
	搭乗者傷害	8,891,302	18,975,739	61,918	11,377,487
	人身傷害	8,897,956	37,440,735	28,870	20,132,502
	車 両	5,868,945	158,791,976	266,776	86,162,925
	合 計	11,175,294	470,839,598	695,880	257,532,760
2020年度	対人賠償	11,194,296	79,535,582	32,616	39,345,206
	対物賠償	11,163,083	174,315,451	257,007	84,862,576
	搭乗者傷害	8,826,086	18,807,289	53,239	10,052,652
	人身傷害	9,067,314	37,609,302	26,725	18,610,665
	車 両	5,941,951	160,158,112	231,132	73,664,374
	合 計	11,194,296	470,425,736	600,719	226,535,473
2021年度	対人賠償	11,184,731	77,934,129	29,620	36,063,614
	対物賠償	11,153,253	170,727,278	255,664	86,267,154
	搭乗者傷害	8,747,822	18,462,129	51,630	9,341,066
	人身傷害	9,177,991	38,817,567	26,044	17,156,928
	車 両	6,000,023	160,410,922	235,136	76,630,957
	合 計	11,184,731	466,352,025	598,094	225,459,719

※1 J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※2 搭乗者傷害保険には、一部共済における傷害定額給付型を含みます。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2022年3月末〉

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,785,280	552,654	14.6	2,720,346	71.9	3,273,000	86.5
青森	1,001,224	181,878	18.2	721,159	72.0	903,037	90.2
岩手	1,027,673	233,820	22.8	682,624	66.4	916,444	89.2
宮城	1,706,322	254,290	14.9	1,287,562	75.5	1,541,852	90.4
秋田	803,061	219,052	27.3	502,477	62.6	721,529	89.8
山形	928,911	220,819	23.8	623,615	67.1	844,434	90.9
福島	1,653,472	327,476	19.8	1,135,375	68.7	1,462,851	88.5
茨城	2,632,467	265,398	10.1	1,967,933	74.8	2,233,331	84.8
栃木	1,743,677	265,066	15.2	1,278,868	73.3	1,543,934	88.5
群馬	1,805,981	292,433	16.2	1,321,585	73.2	1,614,018	89.4
埼玉	4,180,629	368,086	8.8	3,319,728	79.4	3,687,814	88.2
千葉	3,699,193	223,711	6.0	2,954,287	79.9	3,177,998	85.9
東京都	4,416,116	284,017	6.4	3,483,967	78.9	3,767,984	85.3
神奈川県	4,046,606	252,583	6.2	3,269,710	80.8	3,522,293	87.0
新潟	1,834,131	371,250	20.2	1,307,546	71.3	1,678,796	91.5
富山	900,240	170,550	18.9	665,581	73.9	836,131	92.9
石川	917,988	160,080	17.4	682,627	74.4	842,707	91.8
福井	671,856	115,907	17.3	499,913	74.4	615,820	91.7
山梨	766,126	148,641	19.4	501,814	65.5	650,455	84.9
長野	1,911,276	404,575	21.2	1,302,142	68.1	1,706,717	89.3
岐阜	1,686,191	204,946	12.2	1,331,160	78.9	1,536,106	91.1
静岡県	2,906,073	359,132	12.4	2,226,466	76.6	2,585,598	89.0
愛知県	5,322,042	483,876	9.1	4,394,017	82.6	4,877,893	91.7
三重	1,526,372	178,138	11.7	1,190,323	78.0	1,368,461	89.7
滋賀	1,052,149	148,829	14.1	799,696	76.0	948,525	90.2
京都	1,340,308	118,952	8.9	1,080,526	80.6	1,199,478	89.5
大阪	3,808,722	200,521	5.3	3,159,045	82.9	3,359,566	88.2
兵庫県	3,048,800	299,681	9.8	2,418,702	79.3	2,718,383	89.2
奈良	836,683	83,394	10.0	664,701	79.4	748,095	89.4
和歌山	756,810	111,038	14.7	567,701	75.0	678,739	89.7
鳥取	467,712	101,540	21.7	319,252	68.3	420,792	90.0
島根	554,263	181,622	32.8	329,093	59.4	510,715	92.1
岡山	1,552,170	219,692	14.2	1,180,002	76.0	1,399,694	90.2
広島	1,916,224	251,383	13.1	1,486,421	77.6	1,737,804	90.7
山口	1,069,768	186,892	17.5	783,877	73.3	970,769	90.7
徳島	618,971	104,098	16.8	460,105	74.3	564,203	91.2
香川	793,864	119,473	15.0	611,098	77.0	730,571	92.0
愛媛	1,025,939	190,417	18.6	745,324	72.6	935,741	91.2
高知	562,692	147,211	26.2	347,398	61.7	494,609	87.9
福岡	3,438,493	323,827	9.4	2,687,084	78.1	3,010,911	87.6
佐賀	687,001	149,826	21.8	471,529	68.6	621,355	90.4
長崎	956,352	187,122	19.6	654,645	68.5	841,767	88.0
熊本	1,400,016	272,516	19.5	971,036	69.4	1,243,552	88.8
大分	927,052	166,030	17.9	635,727	68.6	801,757	86.5
宮崎	952,449	220,537	23.2	589,062	61.8	809,599	85.0
鹿児島	1,358,593	276,372	20.3	854,742	62.9	1,131,114	83.3
沖縄	1,177,006	297,726	25.3	640,135	54.4	937,861	79.7
合計	82,174,944	10,931,201	13.3	61,958,775	75.4	72,889,976	88.7

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（令和4年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成

※2 保有車両数、自動車共済および自動車保険の台数は、原動機付自転車を除きます。

※3 自動車共済は、J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値から作成

※4 自動車共済・自動車保険台数は、2022年3月末の有効契約台数です。

※5 都道府県合計には自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

Ⅱ 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数			死 者 数		負 傷 者 数	
	件 数		1日当たり 平均件数	人 数	1日当たり 平均人数	人 数	1日当たり 平均人数
	交 通 事 故 件 数	死 亡 事 故 件 数					
	件	件	件	人	人	人	人
1970	718,080	15,801	1,967.3	16,765	45.9	981,096	2,687.9
1975	472,938	10,165	1,295.7	10,792	29.6	622,467	1,705.4
※ ⁴ 1980	476,677	8,329	1,302.4	8,760	23.9	598,719	1,635.8
1985	552,788	8,826	1,514.5	9,261	25.4	681,346	1,866.7
1990	643,097	10,651	1,761.9	11,227	30.8	790,295	2,165.2
1991	662,392	10,551	1,814.8	11,109	30.4	810,245	2,219.8
※ ⁴ 1992	695,346	10,892	1,899.9	11,452	31.3	844,003	2,306.0
1993	724,678	10,398	1,985.4	10,945	30.0	878,633	2,407.2
1994	729,461	10,158	1,998.5	10,653	29.2	881,723	2,415.7
1995	761,794	10,232	2,087.1	10,684	29.3	922,677	2,527.9
※ ⁴ 1996	771,085	9,518	2,106.8	9,943	27.2	942,204	2,574.3
1997	780,401	9,222	2,138.1	9,642	26.4	958,925	2,627.2
1998	803,882	8,800	2,202.4	9,214	25.2	990,676	2,714.2
1999	850,371	8,687	2,329.8	9,012	24.7	1,050,399	2,877.8
※ ⁴ 2000	931,950	8,713	2,546.3	9,073	24.8	1,155,707	3,157.7
2001	947,253	8,424	2,595.2	8,757	24.0	1,181,039	3,235.7
2002	936,950	8,062	2,567.0	8,396	23.0	1,168,029	3,200.1
2003	948,281	7,522	2,598.0	7,768	21.3	1,181,681	3,237.5
※ ⁴ 2004	952,720	7,159	2,603.1	7,436	20.3	1,183,617	3,233.9
2005	934,346	6,691	2,559.9	6,937	19.0	1,157,113	3,170.2
2006	887,267	6,208	2,430.9	6,415	17.6	1,098,564	3,009.8
2007	832,704	5,639	2,281.4	5,796	15.9	1,034,652	2,834.7
※ ⁴ 2008	766,394	5,079	2,094.0	5,209	14.2	945,703	2,583.9
2009	737,637	4,837	2,020.9	4,979	13.6	911,215	2,496.5
2010	725,924	4,808	1,988.8	4,948	13.6	896,297	2,455.6
2011	692,084	4,560	1,896.1	4,691	12.9	854,613	2,341.4
※ ⁴ 2012	665,157	4,307	1,817.4	4,438	12.1	825,392	2,255.2
2013	629,033	4,293	1,723.4	4,388	12.0	781,492	2,141.1
2014	573,842	4,013	1,572.2	4,113	11.3	711,374	1,949.0
2015	536,899	4,028	1,471.0	4,117	11.3	666,023	1,824.7
※ ⁴ 2016	499,201	3,790	1,363.9	3,904	10.7	618,853	1,690.9
2017	472,165	3,630	1,293.6	3,694	10.1	580,850	1,591.4
2018	430,601	3,449	1,179.7	3,532	9.7	525,846	1,440.7
2019	381,237	3,133	1,044.5	3,215	8.8	461,775	1,265.1
※ ⁴ 2020	309,178	2,784	844.7	2,839	7.8	369,476	1,009.5
2021	305,196	2,583	836.2	2,636	7.2	362,131	992.1

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。

※4 ※4を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況（2021年）

区分 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	8,304	5.1	120	△ 16.7	2.3	0.3	9,598	6.1	185.2	23.3
青森	2,458	0.9	29	3.6	2.4	0.3	2,919	△ 0.7	239.1	26.1
岩手	1,566	△ 5.5	35	△ 23.9	2.9	0.3	1,830	△ 6.3	153.0	15.7
宮城	4,286	△ 4.5	42	△ 4.5	1.8	0.2	5,182	△ 5.5	226.3	27.8
秋田	1,301	△ 5.5	28	△ 24.3	3.0	0.3	1,514	△ 8.5	160.2	17.1
山形	3,184	△ 4.3	24	△ 20.0	2.3	0.2	3,760	△ 5.4	356.4	36.4
福島	2,997	△ 8.2	49	△ 14.0	2.7	0.3	3,446	△ 10.7	190.2	19.1
東京	27,598	7.6	133	△ 14.2	0.9	0.3	30,836	6.7	220.1	62.2
茨城	5,929	△ 2.0	80	△ 4.8	2.8	0.3	7,243	△ 2.8	254.0	25.6
栃木	3,939	0.0	56	△ 6.7	2.9	0.3	4,666	0.0	242.9	24.7
群馬	10,007	8.0	50	11.1	2.6	0.3	12,308	5.9	638.7	63.1
埼玉	16,707	△ 2.4	118	△ 2.5	1.6	0.3	19,877	△ 2.8	270.8	43.3
千葉	13,534	5.1	121	△ 5.5	1.9	0.3	16,107	4.5	256.7	39.8
神奈川	21,660	5.0	142	1.4	1.5	0.3	25,062	4.8	271.4	53.6
新潟	2,848	△ 7.4	47	△ 26.6	2.2	0.2	3,203	△ 9.7	147.1	15.8
山梨	2,093	△ 2.5	32	52.4	4.0	0.4	2,555	△ 3.6	317.4	30.1
長野	4,772	△ 0.6	45	△ 2.2	2.2	0.2	5,696	△ 1.0	280.2	27.2
静岡	19,382	△ 6.2	89	△ 17.6	2.5	0.3	24,408	△ 7.4	676.5	76.6
富山	1,971	△ 1.1	29	11.5	2.8	0.3	2,269	△ 1.7	221.4	23.9
石川	1,946	△ 3.9	26	△ 35.0	2.3	0.3	2,225	△ 4.3	197.8	23.2
福井	912	5.1	26	△ 36.6	3.4	0.4	1,029	9.5	135.4	14.4
岐阜	2,911	△ 4.6	61	41.9	3.1	0.3	3,648	△ 5.3	186.0	20.4
愛知	24,185	△ 2.8	117	△ 24.0	1.6	0.2	28,631	△ 3.1	380.9	50.4
三重	2,722	△ 8.2	62	△ 15.1	3.5	0.4	3,338	△ 10.6	190.1	20.0
滋賀	2,850	△ 1.5	37	△ 24.5	2.6	0.3	3,530	△ 0.7	250.2	30.3
京都	3,859	△ 6.3	51	4.1	2.0	0.3	4,408	△ 6.2	172.1	26.9
大阪	25,388	△ 0.6	140	12.9	1.6	0.3	29,560	△ 1.1	335.7	65.7
兵庫	16,929	△ 2.4	114	3.6	2.1	0.3	20,043	△ 2.2	369.0	57.2
奈良	2,937	5.3	39	56.0	3.0	0.4	3,556	3.3	270.4	36.6
和歌山	1,419	△ 10.5	31	72.2	3.4	0.3	1,651	△ 10.8	180.6	18.1
鳥取	618	△ 1.6	19	11.8	3.5	0.4	694	△ 7.3	126.4	13.7
島根	774	5.0	10	△ 44.4	1.5	0.2	868	4.3	130.5	14.4
岡山	4,683	9.2	57	△ 8.1	3.0	0.3	5,239	8.2	279.3	30.3
広島	4,655	△ 2.6	70	△ 1.4	2.5	0.3	5,495	△ 2.7	197.7	25.1
山口	2,458	△ 6.9	34	△ 19.0	2.6	0.3	2,948	△ 6.7	222.0	25.3
徳島	2,121	△ 2.0	32	60.0	4.5	0.5	2,478	△ 3.5	348.0	36.4
香川	3,287	△ 11.7	37	△ 37.3	3.9	0.4	3,957	△ 12.3	420.1	43.9
愛媛	2,260	△ 6.0	50	4.2	3.8	0.4	2,465	△ 7.7	186.6	20.5
高知	1,046	△ 17.2	25	△ 26.5	3.7	0.4	1,142	△ 17.4	167.0	17.3
福岡	20,066	△ 6.6	101	11.0	2.0	0.3	25,587	△ 7.2	499.4	68.2
佐賀	3,506	△ 6.7	23	△ 30.3	2.9	0.3	4,539	△ 6.2	563.2	59.8
長崎	2,804	△ 6.1	27	△ 20.6	2.1	0.2	3,505	△ 6.1	270.2	32.1
熊本	3,188	1.1	39	△ 15.2	2.3	0.2	3,936	△ 1.3	227.8	24.9
大分	2,360	△ 3.2	36	△ 16.3	3.2	0.4	2,832	△ 6.2	254.2	27.6
宮崎	4,461	△ 13.0	30	△ 16.7	2.8	0.3	5,059	△ 11.9	476.8	48.3
鹿児島	3,532	△ 13.2	47	△ 11.3	3.0	0.3	3,970	△ 15.1	251.9	25.9
沖縄	2,783	△ 0.9	26	18.2	1.8	0.2	3,319	0.9	226.1	25.3
合計	305,196	△ 1.3	2,636	△ 7.2	2.1	0.3	362,131	△ 2.0	288.5	39.7

※ 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列 車		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
2017	50,756 件	10.7 %	408,812 件	86.6 %	12,528 件	2.7 %	69 件	0.0 %	472,165 件	100.0 %
2018	48,618	11.3	370,614	86.1	11,286	2.6	83	0.0	430,601	100.0
2019	44,907	11.8	325,313	85.3	10,941	2.9	76	0.0	381,237	100.0
2020	37,811	12.2	261,209	84.5	10,099	3.3	59	0.0	309,178	100.0
2021	36,801	12.1	257,481	84.3	10,848	3.6	66	0.0	305,196	100.0

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年 (暦年)	15歳 以下	16～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳以上				合 計
							65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計		
2017	67 (1.8)	98 (2.7)	297 (8.0)	209 (5.7)	383 (10.4)	394 (10.7)	226 (6.1)	337 (9.1)	364 (9.9)	1,319 (35.6)	2,020 (54.6)	3,694 (100.0)
2018	79 (2.2)	121 (3.4)	255 (7.2)	211 (6.0)	317 (9.0)	368 (10.4)	215 (6.1)	314 (8.9)	362 (10.2)	1,290 (36.6)	1,966 (55.7)	3,532 (100.0)
2019	52 (1.6)	111 (3.5)	250 (7.8)	181 (5.6)	281 (8.7)	371 (11.5)	187 (5.8)	267 (8.3)	323 (10.0)	1,192 (37.2)	1,782 (55.5)	3,215 (100.0)
2020	39 (1.4)	110 (3.9)	218 (7.7)	173 (6.1)	231 (8.1)	317 (11.2)	155 (5.5)	233 (8.2)	291 (10.3)	1,072 (37.6)	1,596 (56.1)	2,839 (100.0)
2021	42 (1.6)	82 (3.1)	194 (7.4)	129 (4.9)	213 (8.1)	302 (11.5)	154 (5.8)	176 (6.7)	315 (11.9)	1,029 (39.0)	1,520 (57.6)	2,636 (100.0)

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 () 内は構成比 (%) を示します。

第36表 状態別死者数の推移

年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗用中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2017	1,221	33.1	632	17.1	479	13.0	1,348	36.4	14	0.4	3,694	100.0
2018	1,197	33.9	613	17.4	453	12.8	1,258	35.6	11	0.3	3,532	100.0
2019	1,083	33.7	510	15.9	433	13.5	1,176	36.5	13	0.4	3,215	100.0
2020	882	31.1	526	18.5	419	14.8	1,002	35.2	10	0.4	2,839	100.0
2021	860	32.6	463	17.6	361	13.7	941	35.7	11	0.4	2,636	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

年(暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
2017		3,694	4,431	1.20
2018		3,532	4,166	1.18
2019		3,215	3,920	1.22
2020		2,839	3,416	1.20
2021		2,636	3,205	1.22

※ 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第38表 車種別道路交通法違反取締り件数〈2021年〉

車両の種類 区分		大型車	中型車	準中型	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合計
取締り総件数		件	件	件	件	件	件	件	件
主 な 違 反 行 為	無免許運転	96	192	657	13,998	1,637	2,264	0	18,844
	酒酔い運転	6	1	5	453	3	22	0	490
	酒気帯び運転	57	34	75	17,881	361	903	0	19,311
	最高速度	3,704	6,172	13,912	965,251	32,348	43,431	0	1,064,818
	通行禁止	2,446	3,063	16,150	668,651	28,270	38,574	0	757,154
	駐停車	333	506	3,794	157,991	3,303	6,427	4	172,358
	整備不良車運転	601	155	126	9,267	4,166	7,572	0	21,887
	積載運転	1,836	1,354	3,122	6,610	135	312	0	13,369
	信号無視	15,036	10,147	14,328	492,903	13,478	36,589	0	582,481
	一時停止	2,293	4,295	16,333	1,435,578	35,019	95,110	0	1,588,628
携帯電話使用等	3,847	5,599	14,432	265,452	260	1,145	0	290,735	

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。

※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。

※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。

※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による 出動件数 (B)	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率		
2017	6,342,147	2.1	5,736,086	2.0	481,473	7.6
2018	6,605,213	4.1	5,960,295	3.9	459,977	7.0
2019	6,639,767	0.5	5,978,008	0.3	432,492	6.5
2020	5,933,277	-10.6	5,293,830	-11.4	366,255	6.2
2021	6,193,581	4.4	5,491,744	3.7	368,491	5.9

※「消防白書」（消防庁編）から作成

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年 (暦年)	運転免許 保有者数		男		女	
	保有者数	保有率	保有者数	保有率	保有者数	保有率
	人	%	人	%	人	%
1970	26,449,229	34.3	21,683,599	58.0	4,765,630	12.0
1975	33,482,514	40.3	26,106,101	64.7	7,376,413	17.2
1980	43,000,383	49.0	30,408,233	71.4	12,592,150	27.9
1985	52,347,735	56.2	34,277,091	75.9	18,070,644	37.7
1990	60,908,993	61.4	38,028,875	79.0	22,880,118	44.9
1991	62,553,596	62.4	38,773,374	79.6	23,780,222	46.1
1992	64,172,276	63.3	39,482,617	80.2	24,689,659	47.4
1993	65,695,677	64.3	40,143,572	80.8	25,552,105	48.6
1994	67,205,667	65.3	40,793,347	81.6	26,412,320	49.9
1995	68,563,830	66.0	41,406,176	82.0	27,157,654	50.8
1996	69,874,878	66.8	41,973,336	82.6	27,901,542	51.8
1997	71,271,222	67.7	42,578,341	83.3	28,692,881	53.0
1998	72,733,411	68.7	43,223,086	84.1	29,510,325	54.1
1999	73,792,756	69.3	43,601,205	84.5	30,191,551	55.0
2000	74,686,752	69.8	43,865,900	84.5	30,820,852	55.9
2001	75,550,711	70.2	44,143,259	84.6	31,407,452	56.6
2002	76,533,859	70.9	44,489,377	85.1	32,044,482	57.5
2003	77,467,729	71.5	44,786,148	85.4	32,681,581	58.4
2004	78,246,948	72.0	45,020,226	85.7	33,226,722	59.2
2005	78,798,821	72.3	45,135,941	85.6	33,662,880	59.9
2006	79,329,866	72.7	45,257,391	85.8	34,072,475	60.5
2007	79,907,212	73.1	45,412,614	86.0	34,494,598	61.1
2008	80,447,842	73.6	45,517,585	86.1	34,930,257	61.8
2009	80,811,945	73.9	45,539,419	86.3	35,272,526	62.4
2010	81,010,246	73.6	45,487,010	85.7	35,523,236	62.4
2011	81,215,266	73.9	45,448,263	85.7	35,767,003	62.9
2012	81,487,846	74.2	45,437,260	85.8	36,050,586	63.4
2013	81,860,012	74.6	45,463,791	85.9	36,396,221	64.1
2014	82,076,223	74.8	45,430,245	85.9	36,645,978	64.5
2015	82,150,008	74.7	45,344,259	85.5	36,805,749	64.7
2016	82,205,911	74.7	45,255,994	85.3	36,949,917	64.9
2017	82,255,195	74.8	45,133,771	85.0	37,121,424	65.3
2018	82,314,924	74.9	44,994,702	84.8	37,320,222	65.7
2019	82,158,428	74.8	44,778,696	84.4	37,379,732	65.8
2020	81,989,887	76.5	44,596,553	86.5	37,393,334	67.2
2021	81,895,559	74.7	44,459,560	84.0	37,435,999	66.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「国勢調査」または「人口推計」(各年10月1日現在人口(補間補正を行っていないもの))によります。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第41表 年齢別・男女別免許保有者の前年比較 (2020年・2021年)

区分 年齢別	2020年			2021年			増減率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
16歳	11,870	4,166	16,036	11,610	4,300	15,910	-2.2	3.2	-0.8
17歳	28,765	9,563	38,328	28,071	9,846	37,917	-2.4	3.0	-1.1
18歳	111,212	74,728	185,940	107,510	75,613	183,123	-3.3	1.2	-1.5
19歳	343,688	270,137	613,825	336,729	272,941	609,670	-2.0	1.0	-0.7
16～19歳	495,535	358,594	854,129	483,920	362,700	846,620	-2.3	1.1	-0.9
20～24歳	2,527,309	2,134,820	4,662,129	2,521,310	2,150,688	4,671,998	-0.2	0.7	0.2
25～29歳	2,848,585	2,510,651	5,359,236	2,846,229	2,506,330	5,352,559	-0.1	-0.2	-0.1
30～34歳	3,142,940	2,810,572	5,953,512	3,070,631	2,739,533	5,810,164	-2.3	-2.5	-2.4
35～39歳	3,621,999	3,315,530	6,937,529	3,550,234	3,238,741	6,788,975	-2.0	-2.3	-2.1
40～44歳	4,107,245	3,787,235	7,894,480	3,967,132	3,654,104	7,621,236	-3.4	-3.5	-3.5
45～49歳	4,798,360	4,436,206	9,234,566	4,715,056	4,358,561	9,073,617	-1.7	-1.8	-1.7
50～54歳	4,239,290	3,914,268	8,153,558	4,541,713	4,202,933	8,744,646	7.1	7.4	7.2
55～59歳	3,825,399	3,493,856	7,319,255	3,735,777	3,421,338	7,157,115	-2.3	-2.1	-2.2
60～64歳	3,459,808	3,083,565	6,543,373	3,452,416	3,097,326	6,549,742	-0.2	0.4	0.1
65～69歳	3,618,049	3,010,281	6,628,330	3,488,523	2,941,309	6,429,832	-3.6	-2.3	-3.0
70～74歳	3,824,786	2,720,318	6,545,104	3,929,995	2,820,586	6,750,581	2.8	3.7	3.1
75歳以上	4,087,248	1,817,438	5,904,686	4,156,624	1,941,850	6,098,474	1.7	6.8	3.3
計	44,596,553	37,393,334	81,989,887	44,459,560	37,435,999	81,895,559	-0.3	0.1	-0.1

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行) から作成

※2 各年12月末現在の数値

第42表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総 損害額	態様	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 者		出典
						性別 年齢	職 業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	2011/11/1	2009/12/27	男 41歳	眼 科 医 開 業	自保ジャーナル 1870号
45,381	後遺	札幌地裁	平成27年(ワ)第 558号	2016/3/30	2009/1/7	男 30歳	公 務 員	自保ジャーナル 1991号
45,375	後遺	横浜地裁	平成27年(ワ)第 24号 平成27年(ワ)第 1005号	2017/7/18	2012/11/1	男 50歳	コ ン サ ル ト タ ン ト	自保ジャーナル 2008号
45,063	後遺	札幌地裁	平成31年(ワ)第 361号	2021/8/26	2012/8/17	男 19歳	大 学 生	自保ジャーナル 2108号
43,961	後遺	鹿児島地裁	平成27年(ワ)第 368号	2016/12/6	2010/11/9	女 58歳	専 門 学 校 教 諭	自保ジャーナル 2001号
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	2011/12/27	2003/9/14	男 21歳	大 学 生	自保ジャーナル 1865号
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	2011/2/18	2007/4/13	男 20歳	大 学 生	自保ジャーナル 1851号
39,095	後遺	神戸地裁	平成26年(ワ)第 1026号	2017/3/30	2009/12/3	男 32歳	ティ ー チ ン グ ア シ ス タ ン ト	自保ジャーナル 1999号
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	2005/5/17	1998/5/18	男 29歳	会 社 員	交 民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	2007/4/10	2002/12/11	男 23歳	会 社 員	自保ジャーナル 1688号
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	2014/8/27	2010/7/20	男 7歳	小 学 生	自保ジャーナル 1947号
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	2006/6/21	2002/11/9	男 38歳	開 業 医	交 民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	2009/11/17	2004/1/21	男 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 1823号
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	2004/6/29	1997/4/24	男 25歳	大学研究科在籍	交 民 37巻3号838頁
35,929	後遺	神戸地裁 伊丹支部	平成27年(ワ)第 323号	2018/11/27	2010/7/22	女 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 2039号
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	2012/3/16	2007/10/26	男 25歳	美 容 室 店 長	自保ジャーナル 1874号
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	2006/9/27	2001/10/4	男 37歳	ア ル バ イ ト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	2007/1/31	1996/10/21	女 18歳	高 校 生	交 民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	2007/6/8	2003/5/22	女 25歳	会 社 員	自保ジャーナル 1737号
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	2005/7/20	2000/8/18	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 1610号

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等により当機構で把握した事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
- ※4 出典欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第43表 交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	出典
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第1882号	1994/7/19	1985/5/29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,450	東京地裁	平成3年(ワ)第11143号 平成4年(ワ)第2602号	1996/7/17	1991/2/23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 第1860号
12,036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第314号	1980/7/18	1975/3/1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	2011/12/7	2007/4/19	トレーラー	自保ジャーナル 1866号
11,347	千葉地裁	平成6年(ワ)第1104号	1998/10/26	1992/9/14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第508号	2000/6/27	1996/9/26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第6468号	2008/5/14	1999/9/25	積荷	自保ジャーナル 1753号
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第1671号	2004/1/16	2001/3/9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1535号
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	2001/12/25	1999/11/5	4階建ビル	自動車保険新聞 第1860号
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	2001/8/28	1999/5/16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 1435号
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第6146号 平成14年(ワ)第9119号	2002/12/25	2001/3/28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成7年(ワ)第555号 平成8年(ワ)第472号	1997/8/14	1994/10/5	大型貨物車3台・ 積荷	自保ジャーナル 1241号
2,629	名古屋地裁	平成4年(ワ)第1562号 平成5年(ワ)第3123号 平成6年(ワ)第57号	1994/9/16	1991/3/20	観光バス	自保ジャーナル 1103号
2,389	名古屋地裁	平成3年(ワ)第2159号	1992/10/28	1991/4/23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No. 2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第156号	2011/11/25	2009/3/11	店舗 (ペットショップ)	自保ジャーナル 1868号
2,082	東京地裁	平成6年(ワ)第25073号	1995/11/14	1994/2/22	観光バス	自保ジャーナル 1136号
2,057	東京高裁	平成2年(ホ)第1098号 平成3年(ホ)第3591号 平成4年(ホ)第3621号 平成4年(ホ)第293号 平成4年(ホ)第695号	1993/6/24	1979/7/11	トラック2台・ 積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第1798号 平成10年(ワ)第3444号 平成11年(ワ)第96号 平成11年(ワ)第1482号 平成12年(ワ)第783号	2000/6/28	1997/10/8	フルトレーラー・ 積荷	自保ジャーナル 1407号
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成9年(ワ)第122号	1999/1/29	1996/9/3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1306号
1,739	大阪地裁	平成8年(ワ)第13351号 平成9年(ワ)第3553号	1999/2/4	1994/10/4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 1373号

※1 上記判例は、判例掲載誌等により当機構で把握した事例を対象としています。

※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。

※3 出典欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅲ 自動車保有登録関係

第44表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用 車						貨 物 車				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん引車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018
2016	18,387,005	58,466	20,873,028	173,466	21,761,335	61,253,300	1,453,320	886,505	3,451,829	72,328	166,554
2017	18,828,814	58,615	20,477,617	168,736	22,051,124	61,584,906	1,459,231	898,780	3,436,213	72,399	170,909
2018	19,209,478	59,376	20,012,028	164,798	22,324,893	61,770,573	1,473,399	912,767	3,428,428	72,954	175,792
2019	19,555,497	59,413	19,504,253	161,245	22,528,178	61,808,586	1,486,117	926,279	3,420,834	73,227	181,759
2020	19,918,231	57,083	19,052,461	153,726	22,735,611	61,917,112	1,502,123	931,236	3,420,039	72,764	185,669
2021	20,215,440	55,721	18,596,494	149,383	22,850,114	61,867,152	1,514,978	932,109	3,418,629	72,634	190,292

※1 「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成（※2を除く）

※2 原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べから作成

※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車			合計	原動機付自転車	小型特殊車	年度
軽四輪車・ 軽三輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大型 特殊車	小型	軽					
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970	
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975	
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980	
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985	
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990	
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991	
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992	
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993	
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994	
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995	
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996	
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997	
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998	
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999	
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000	
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001	
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002	
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003	
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004	
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005	
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006	
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007	
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008	
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009	
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	2010	
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	2011	
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	2012	
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	8,203,674	2,102,642	2013	
8,623,545	14,652,701	116,235	111,344	1,189,722	158,069	335,522	1,611,089	1,978,462	80,670,393	7,984,980	2,094,720	2014	
8,520,458	14,539,289	116,861	113,742	1,201,417	159,433	339,164	1,628,461	1,970,471	80,900,730	7,708,716	2,093,650	2015	
8,420,858	14,451,394	116,970	115,823	1,217,423	160,011	342,596	1,641,580	1,961,109	81,260,206	7,446,286	2,076,149	2016	
8,345,314	14,382,846	117,361	116,181	1,230,970	160,398	345,853	1,657,613	1,966,973	81,563,101	7,199,624	2,065,488	2017	
8,321,590	14,384,930	117,246	115,746	1,241,976	160,724	348,802	1,680,416	1,968,905	81,789,318	6,984,757	2,056,749	2018	
8,278,918	14,367,134	116,250	114,801	1,253,805	160,363	351,934	1,704,542	1,972,367	81,849,782	6,766,681	2,052,040	2019	
8,284,012	14,395,843	112,143	110,183	1,266,360	159,701	354,133	1,748,026	2,014,251	82,077,752	6,624,376	2,064,187	2020	
8,298,878	14,427,520	108,790	107,626	1,277,049	159,538	356,573	1,811,815	2,058,881	82,174,944	-	-	2021	

※4 特種(殊)用途用軽四輪車は、2009年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。

※5 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第45表 都道府県別自動車保有車両数（2022年3月末）

都道府県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物 車	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道	3,785,280	2,794,351	669,383	12,899
青森	1,001,224	725,700	212,796	3,546
岩手	1,027,673	740,360	223,616	3,243
宮城	1,706,322	1,301,643	293,236	4,650
秋田	803,061	585,405	169,629	2,112
山形	928,911	690,969	183,918	2,373
福島	1,653,472	1,221,077	326,281	4,750
茨城	2,632,467	1,992,689	483,644	6,579
栃木	1,743,677	1,343,416	288,379	4,233
群馬	1,805,981	1,381,249	317,456	3,646
埼玉	4,180,629	3,234,444	636,005	9,943
千葉	3,699,193	2,839,996	612,610	11,327
東京都	4,416,116	3,140,929	669,581	15,720
神奈川県	4,046,606	3,066,469	566,384	11,448
山梨県	766,126	560,152	154,281	1,993
新潟県	1,834,131	1,387,282	334,081	5,384
富山県	900,240	708,595	145,941	1,815
石川県	917,988	727,627	145,030	2,514
長野県	1,911,276	1,380,162	417,549	4,833
福井県	671,856	514,034	122,740	1,798
岐阜県	1,686,191	1,297,761	296,133	4,058
静岡県	2,906,073	2,230,241	484,229	5,669
愛知県	5,322,042	4,210,346	783,282	9,958
三重県	1,526,372	1,162,957	276,076	3,201
滋賀県	1,052,149	813,391	176,966	2,501
京都府	1,340,308	1,002,148	236,585	4,551
大阪府	3,808,722	2,795,210	668,038	10,255
奈良県	836,683	652,318	133,922	2,061
和歌山県	756,810	543,619	161,040	1,567
兵庫県	3,048,800	2,321,272	490,822	7,693
鳥取県	467,712	346,392	98,936	1,107
島根県	554,263	409,442	117,549	1,625
岡山県	1,552,170	1,165,033	296,237	2,846
広島県	1,916,224	1,466,059	323,293	4,910
山口県	1,069,768	818,542	193,592	2,294
徳島県	618,971	456,887	128,565	1,445
香川県	793,864	593,067	152,321	1,661
愛媛県	1,025,939	746,220	216,883	2,108
高知県	562,692	396,914	128,869	1,267
福岡県	3,438,493	2,633,441	575,707	9,757
佐賀県	687,001	511,718	135,139	1,874
長崎県	956,352	700,942	184,291	4,032
熊本県	1,400,016	1,042,520	283,054	3,434
大分県	927,052	695,046	182,749	2,189
宮崎県	952,449	679,692	209,395	1,905
鹿児島県	1,358,593	959,298	310,683	4,110
沖縄県	1,177,006	880,127	210,624	3,532
合 計	82,174,944	61,867,152	14,427,520	216,416

※1 「自動車保有車両数・月報（令和4年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成

※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第46表 新車登録台数の推移

年 (暦年)	車種					合 計
	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車 (四輪・三輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	
2017	1,548,534 (3.9)	1,389,258 (6.5)	138,364 (1.2)	238,193 (0.3)	97,920 (2.6)	3,412,269 (4.5)
2018	1,581,328 (2.1)	1,308,639 (△5.8)	147,028 (6.3)	239,530 (0.6)	92,439 (△5.6)	3,368,964 (△1.3)
2019	1,585,030 (0.2)	1,231,589 (△5.9)	151,429 (3.0)	248,355 (3.7)	91,545 (△1.0)	3,307,948 (△1.8)
2020	1,369,300 (△13.6)	1,103,309 (△10.4)	133,286 (△12.0)	210,886 (△15.1)	85,663 (△6.4)	2,902,444 (△12.3)
2021	1,445,404 (5.6)	948,271 (△14.1)	130,459 (△2.1)	212,213 (0.6)	83,340 (△2.7)	2,819,687 (△2.9)

※1 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一般社団法人 日本自動車販売協会連合会発行)から作成

※2 各年の数値は、12月末時点のものです。

※3 軽自動車を除きます。

※4 ()内は、対前年増減率(%)です。

第47表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗 用 車			貨 物 車			乗 合 車		
	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計
2017	13.24	13.23	13.24	17.15	13.65	14.72	20.65	15.95	17.69
2018	13.17	13.31	13.26	17.58	14.07	15.17	20.79	16.49	18.36
2019	13.53	13.50	13.51	17.71	14.22	15.31	20.77	16.46	18.31
2020	13.87	13.87	13.87	17.99	14.65	15.73	19.99	17.26	18.38
2021	13.61	14.01	13.84	18.49	14.56	15.84	21.53	18.56	19.74

※1 「わが国の自動車保有動向」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅳ 法令関係

第48表 後遺障害等級表

※2010年6月10日以降発生の事故に適用

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第一＞

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第二＞

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの 	1,296万円
第7級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの 	1,051万円
第8級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの 	819万円

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
 - 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
 - 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

2022年度（2021年度統計）

自動車保険の概況

2023年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）

総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300（代表）

URL <https://www.giroj.or.jp/>
